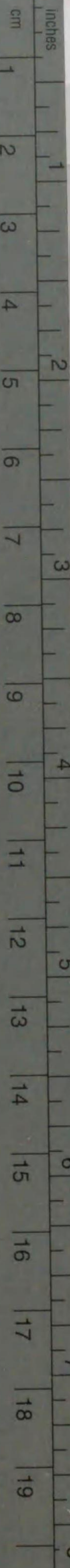


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

Magenta

White

3/Color

Black


577


49

577-149



1200501520481





工卜Y40



山科町誌



伯爵清浦奎吾閣下題字

東洋
山
橋
西
齋



伯爵清浦奎吾閣下題字

印翁壽齋奎吾閣不顯字



御
加
卷
懷
古
今

庚午孟春奎堂



文學博士黑板勝美先生題字

文學博士黑板勝美先生題字

文學軒士黑琳翹美決主醒字



善為土
地精靈
伏



題山階町史

久子坊主五枝勝美



577-149

序

山科の地たる宇治郡の主要部を占め京都と滋賀とを接續する交通の要衝に位し人文夙に開け古來皇室との因縁淺からず山科郷土の名によりて朝命を奉じ王事に勤勞せる事蹟の顯著なるは普く世人の知る所なり域内には中興の英主天智天皇陵を始め皇族の御陵、碩儒、高僧の墳墓多く存在し著名の靈祀、古刹に富み勝地、舊蹟亦少なからずして到る所文化發達の沿革を討ね教化訓育の資料を探るに適せざるはなし

惟ふに國體觀念の養成は之を國史の研究に俟つべく自治精神の涵養は之を郷土誌の研究に待たざるべからず即ち郷土誌の研究に依りて必ずや郷土愛護の思想を養成し得べく郷土愛護の思想を養成するは獨り自治精神涵養の前提たるのみならず延て國家觀念の基礎を固むるに至るべきなり此の特有の歴史に富み且自然の形勝に恵まれたる當町が勤王の美風と文化の遺蹟とを調査し永く之を兒孫に傳へて其の發奮興起の資料たらしめむとするは極めて有意義の

事なりと言はざるべからず町當局茲に見る所あり曩に委員を選び史實を調査し資料の蒐集に努め今や稿成り「山科町誌」を刊行するに至れるは洵に慶賀に堪へざる所にして此の擧たる單に地方の發達に寄與するのみならず我國文運の隆興に資するここ亦鮮少なからざるを信ず一言卷頭に加へて序とす

昭和五年五月

京都府知事 佐 上 信 一

序

地の緯は實地に就きて之れを観るべく時の經は史籍を繙くによりて始めて之れを知る蓋し地方誌編纂の要ある所以なり
本町は地、都に接し歴史上特に皇室の御縁淺からざるものありされば町内に到る所古刹陵墓名勝舊蹟散在し各時代に於ける住民活動の史實亦尠ならず然るに之れが町誌として未だ見るべきものなく今に於て收拾採録するにあらざれば遂に湮滅に歸するに至るべく之れ詢に千歳の恨事にして有志の俱に遺憾とする所なり

昨春町會一致を以て公益事業調査會を興し調査委員七名を擧ぐ即ち委員會は事業の一として町誌編纂の事を決定し茲に材料を蒐め史實を調べ之れが編纂に着手せり

爾來一閱年今や漸く上梓するに至りぬ而して所載の記述或は取捨宜敷を失ひ繁簡當を缺き又時に考證に遺漏なきを保せず幸に識者の指教に俟て他日更に

る所である以て序を爲す

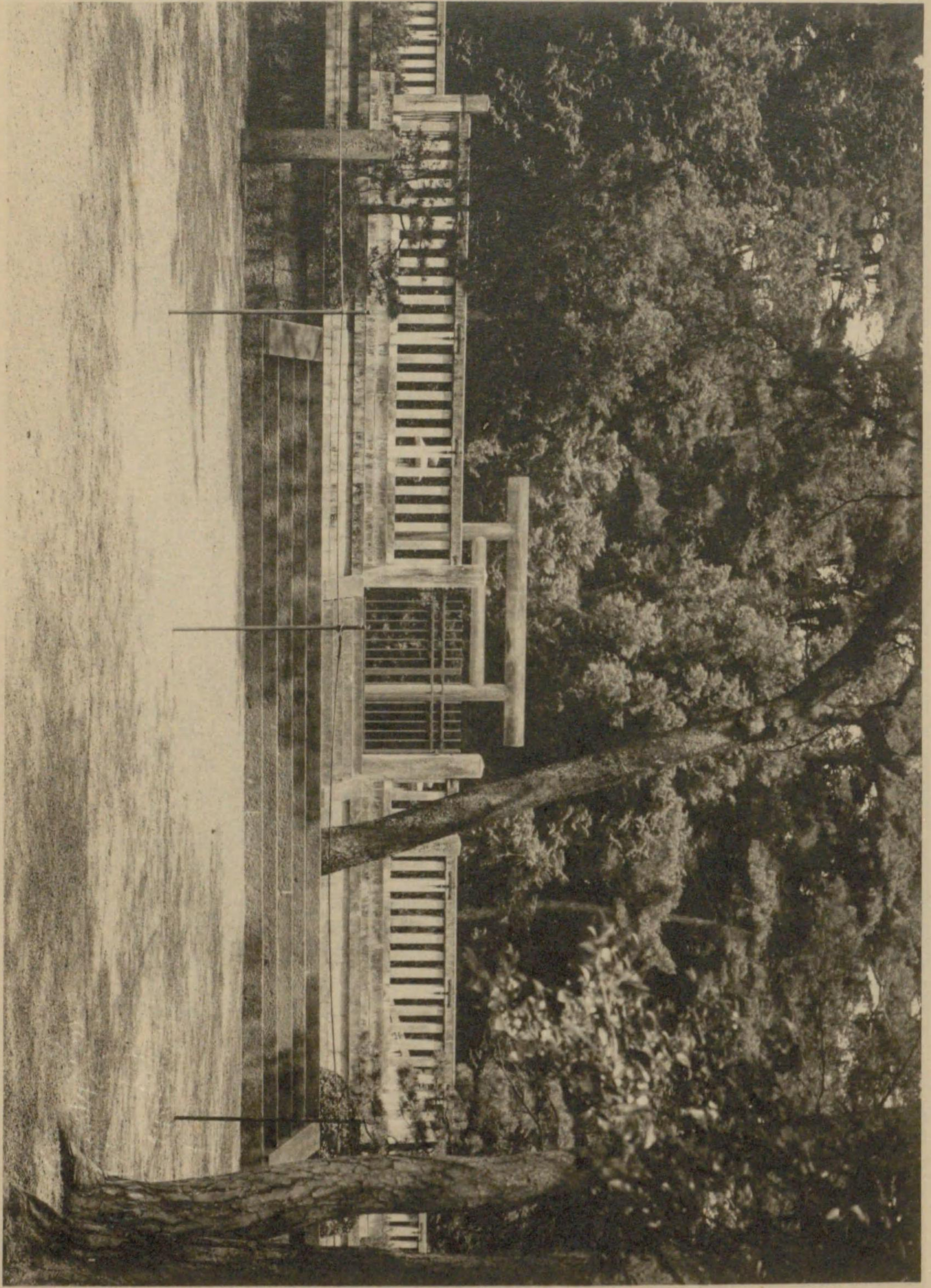
昭和五年七月

石川 松衛 識

京都府洛陽村
其村東積年奉公
奇特に付以
思召金貳萬圓賜
候事
大正五年十月九日
宮内省

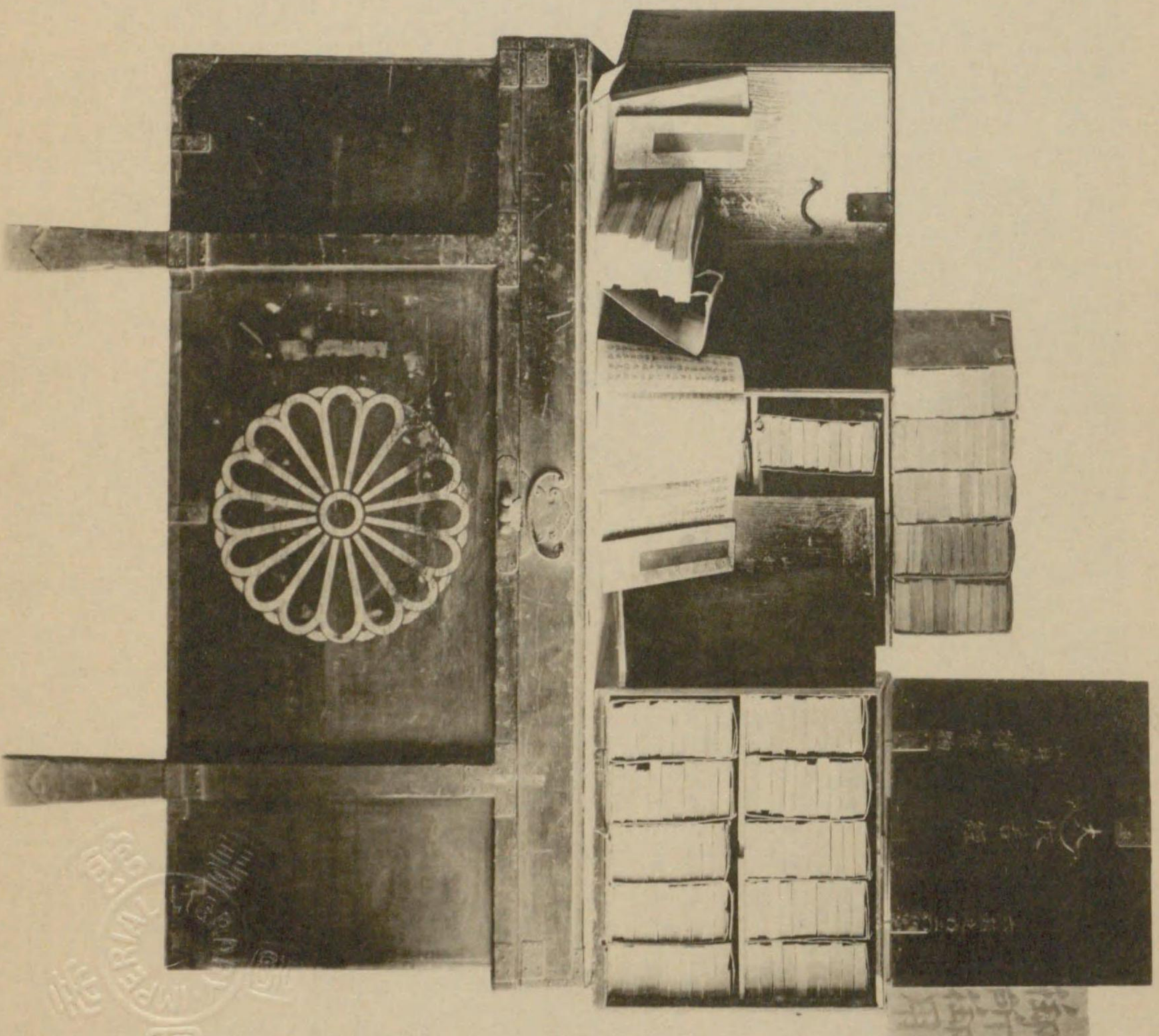


山科町役場下賜金御沙汰書



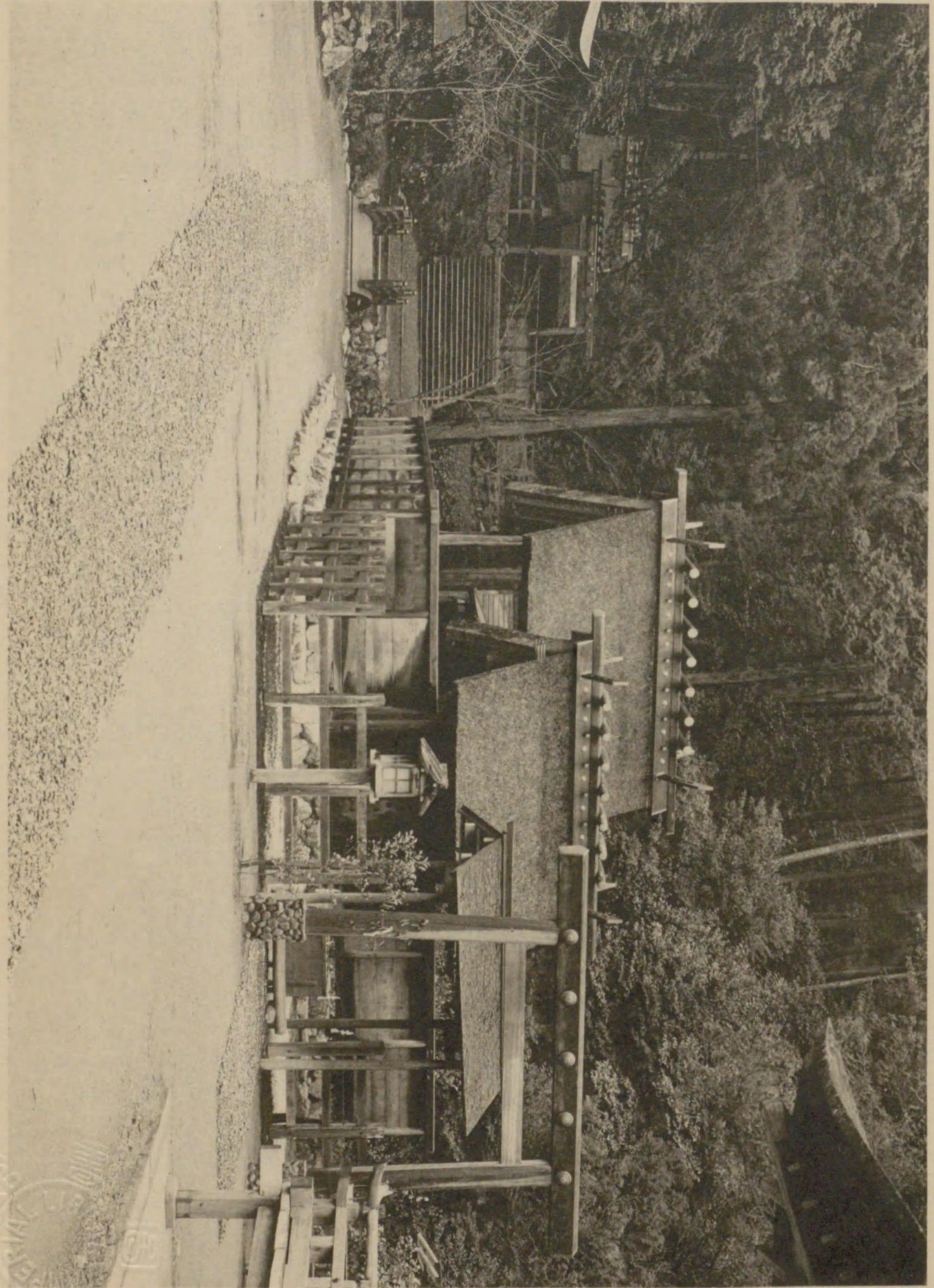
天智天皇御陵





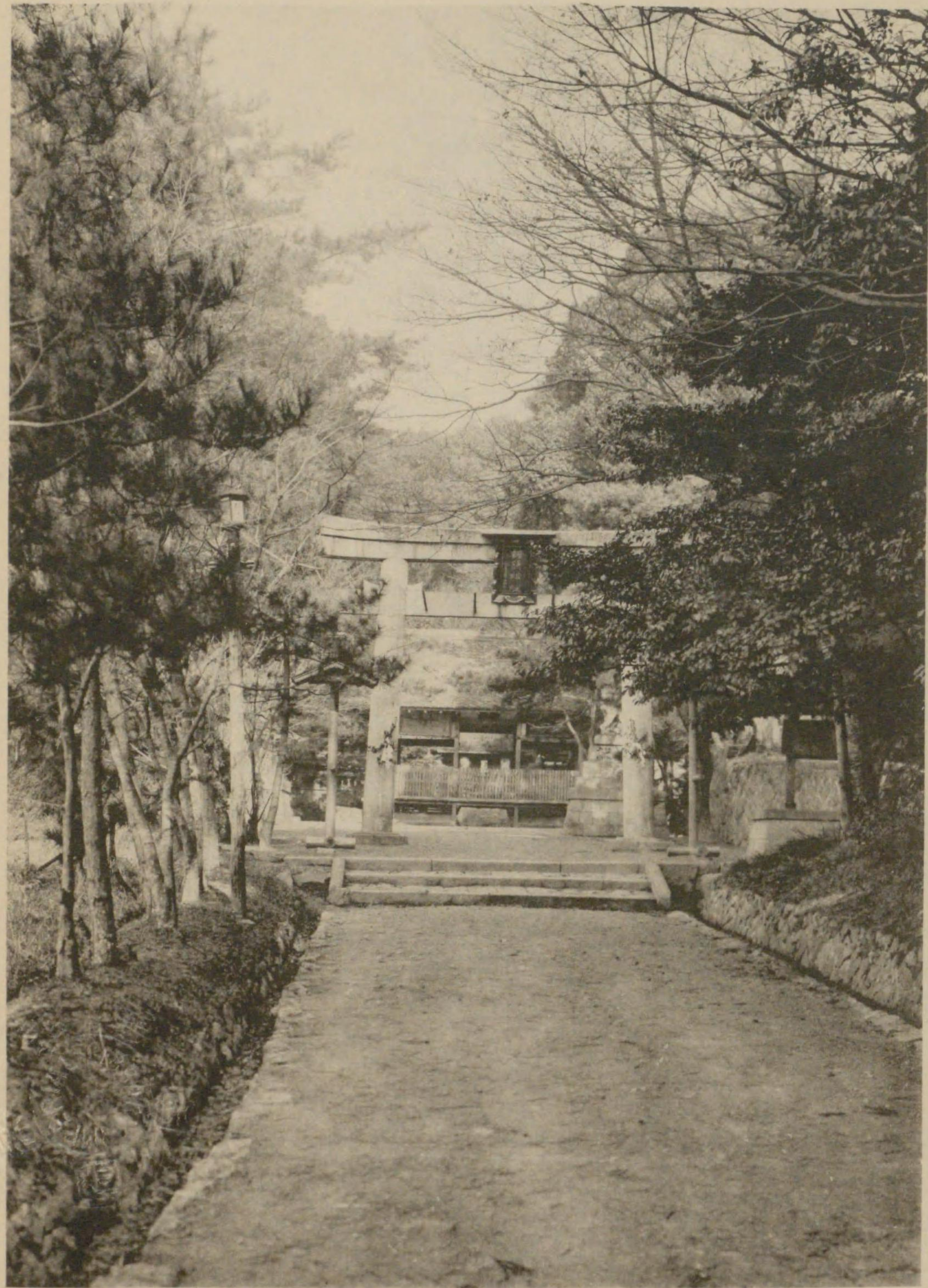
後松天皇陛下の殿大般若經





社神向日社府





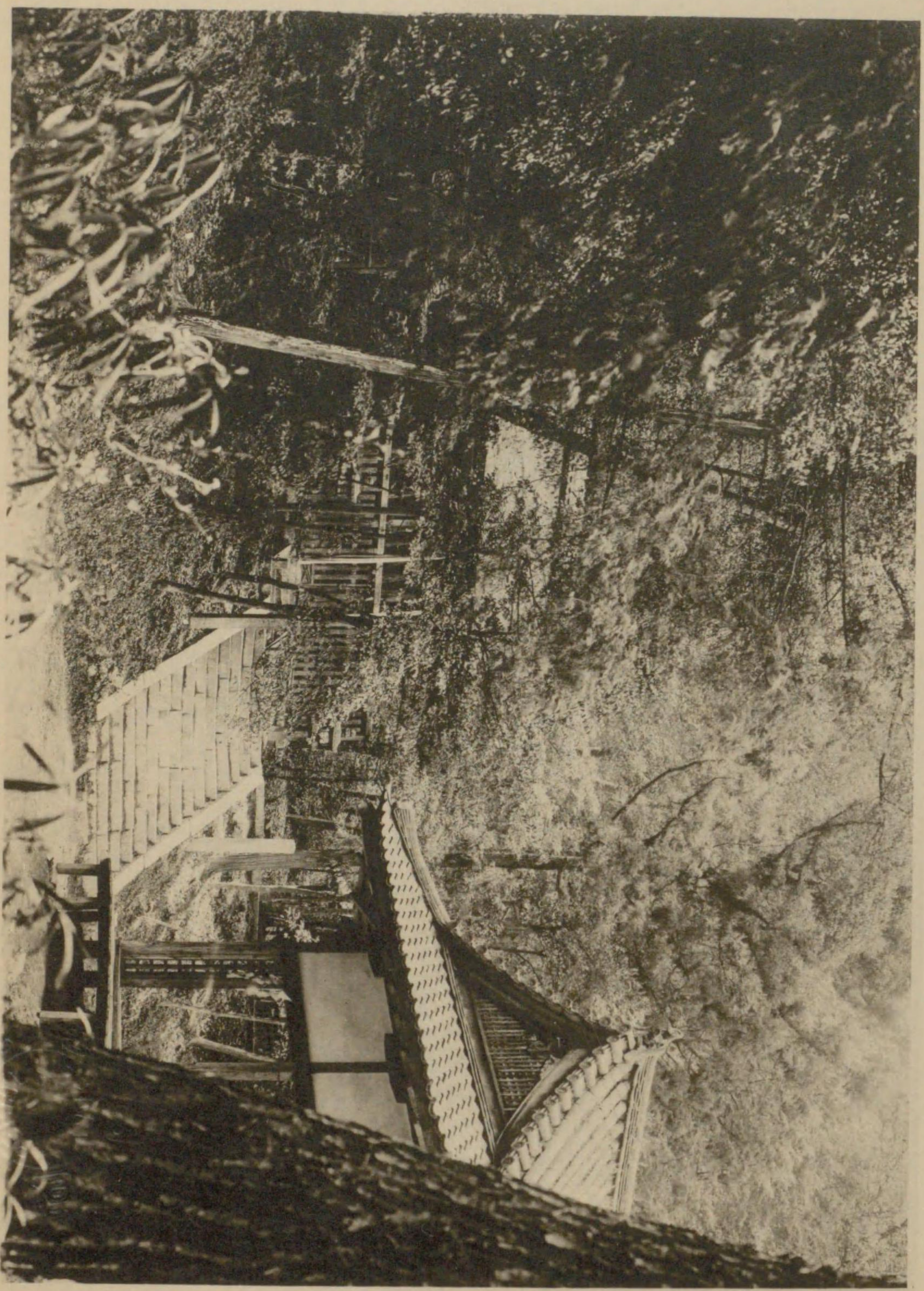
郷社 諸羽神社





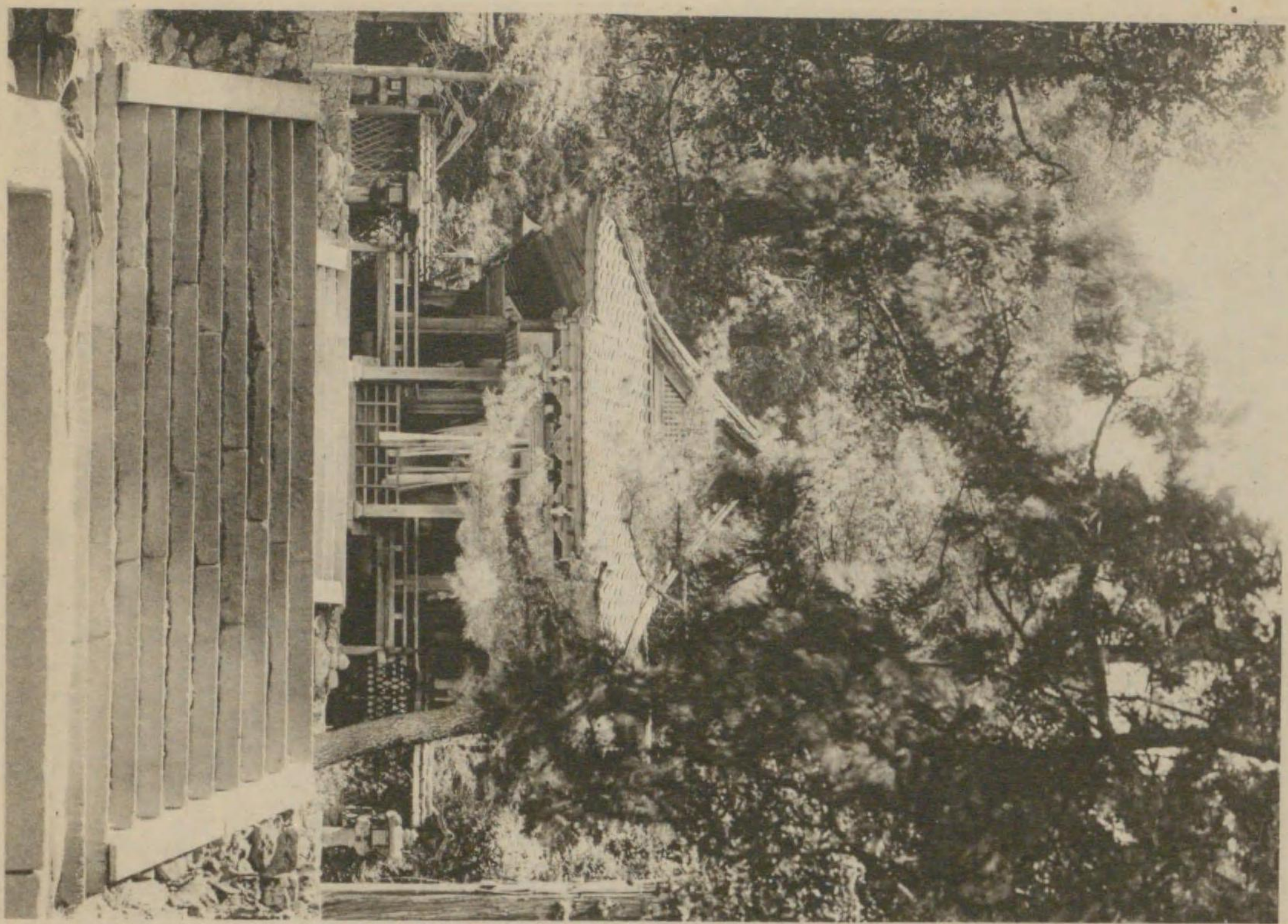
社 神 屋 岩 社 郷



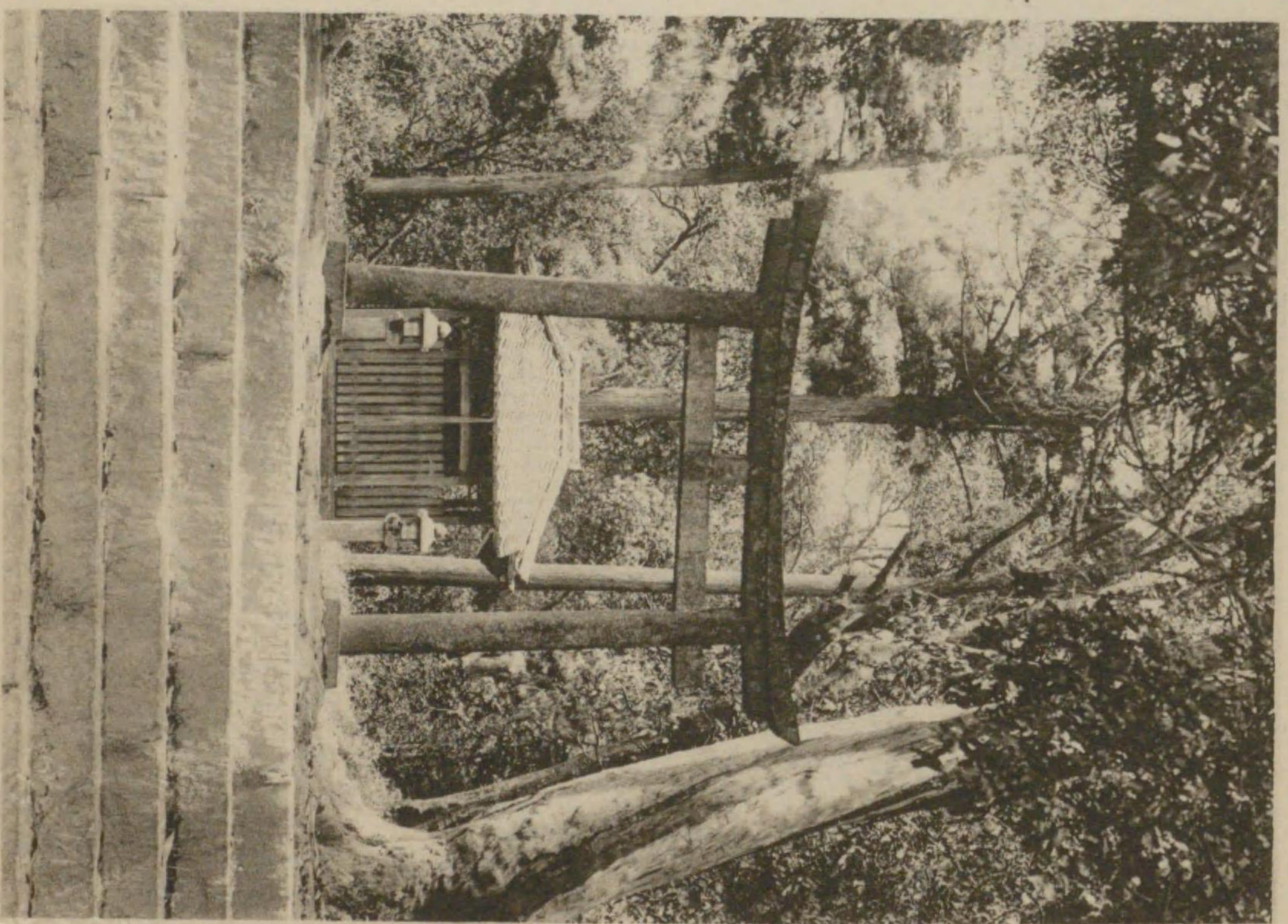


社 神 科 山 社 村





村 八幡 宮



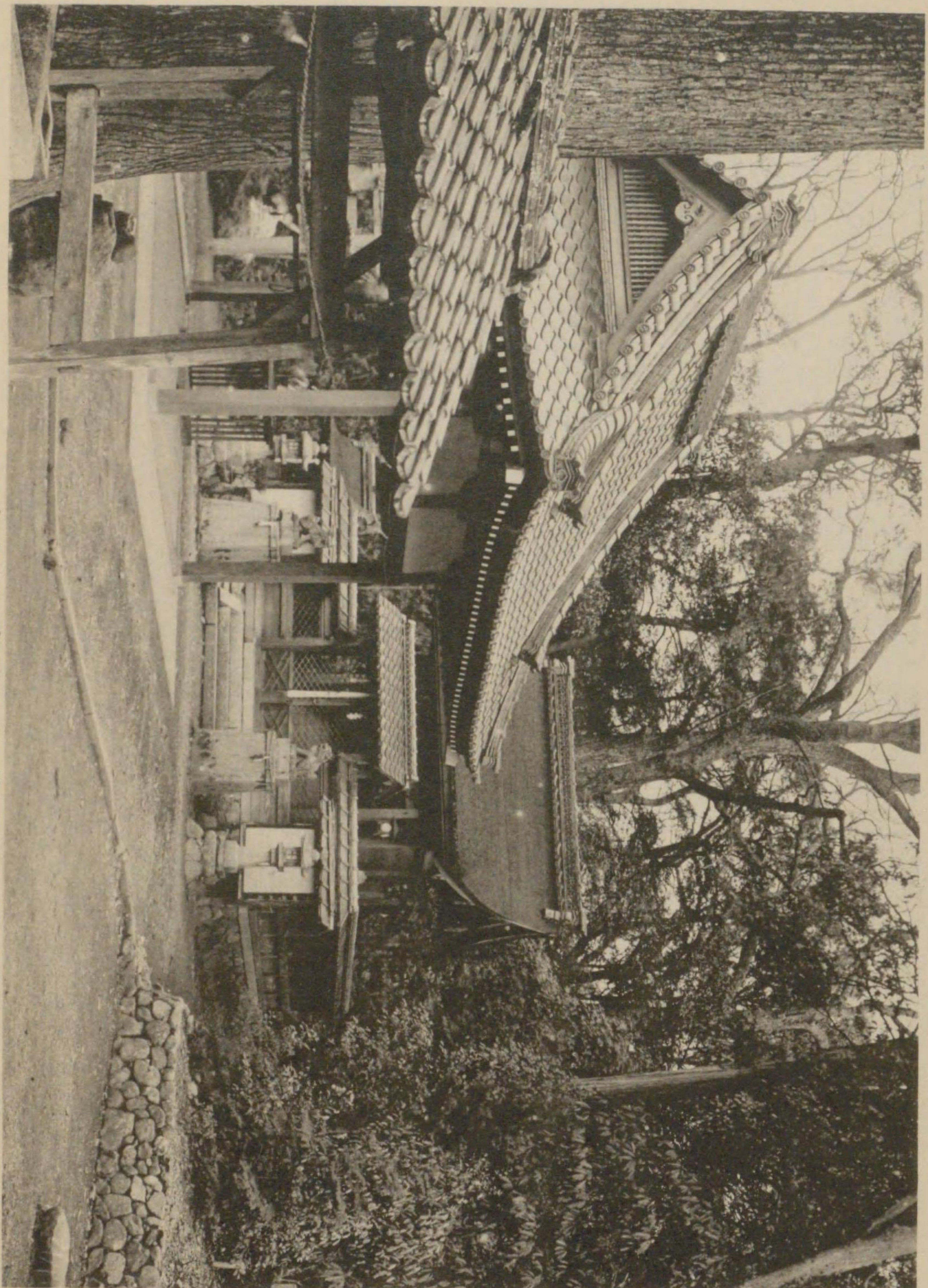
村 宮 道 神 社





社 神 宮 三 社 村



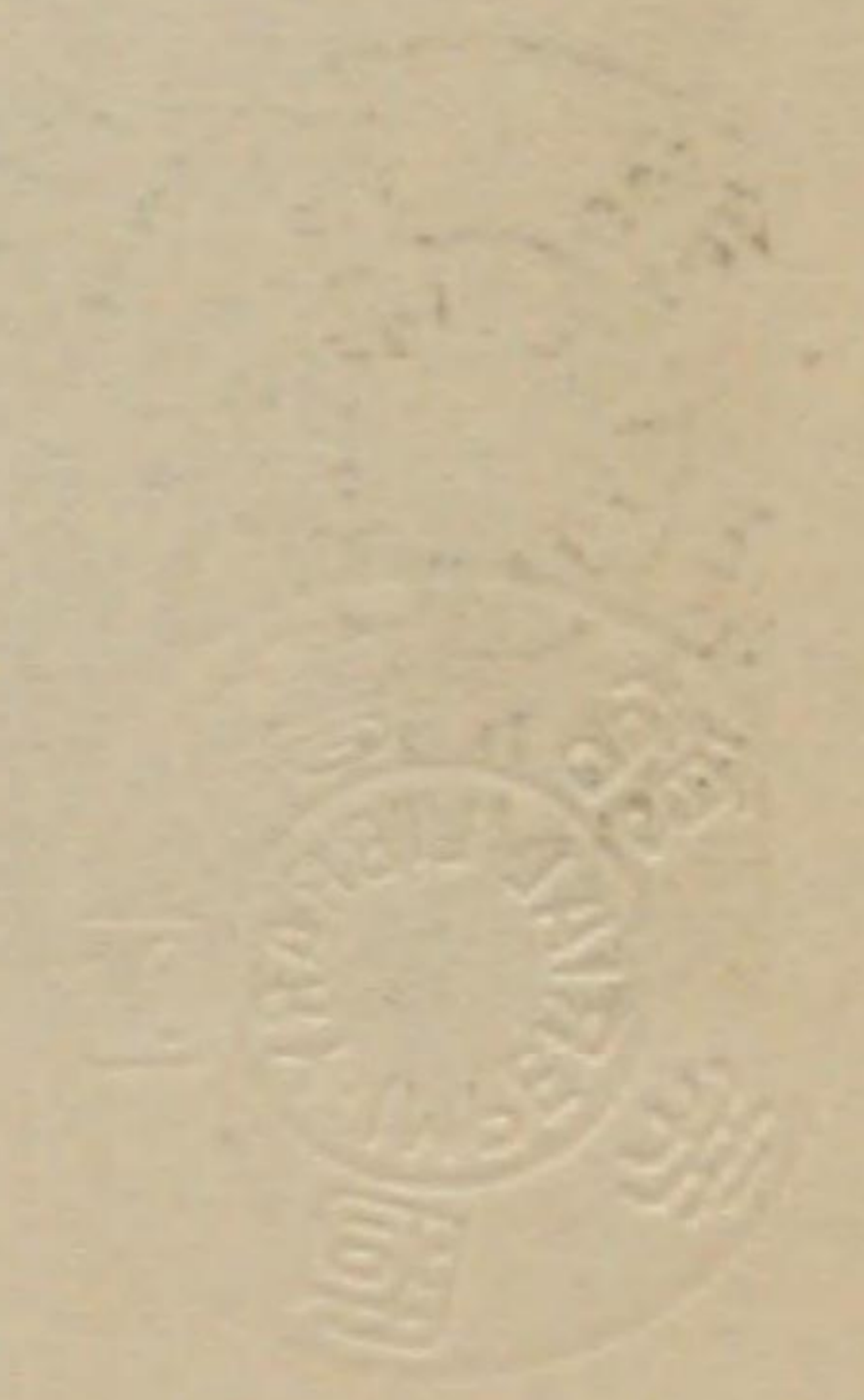


宮幡八宮若社村





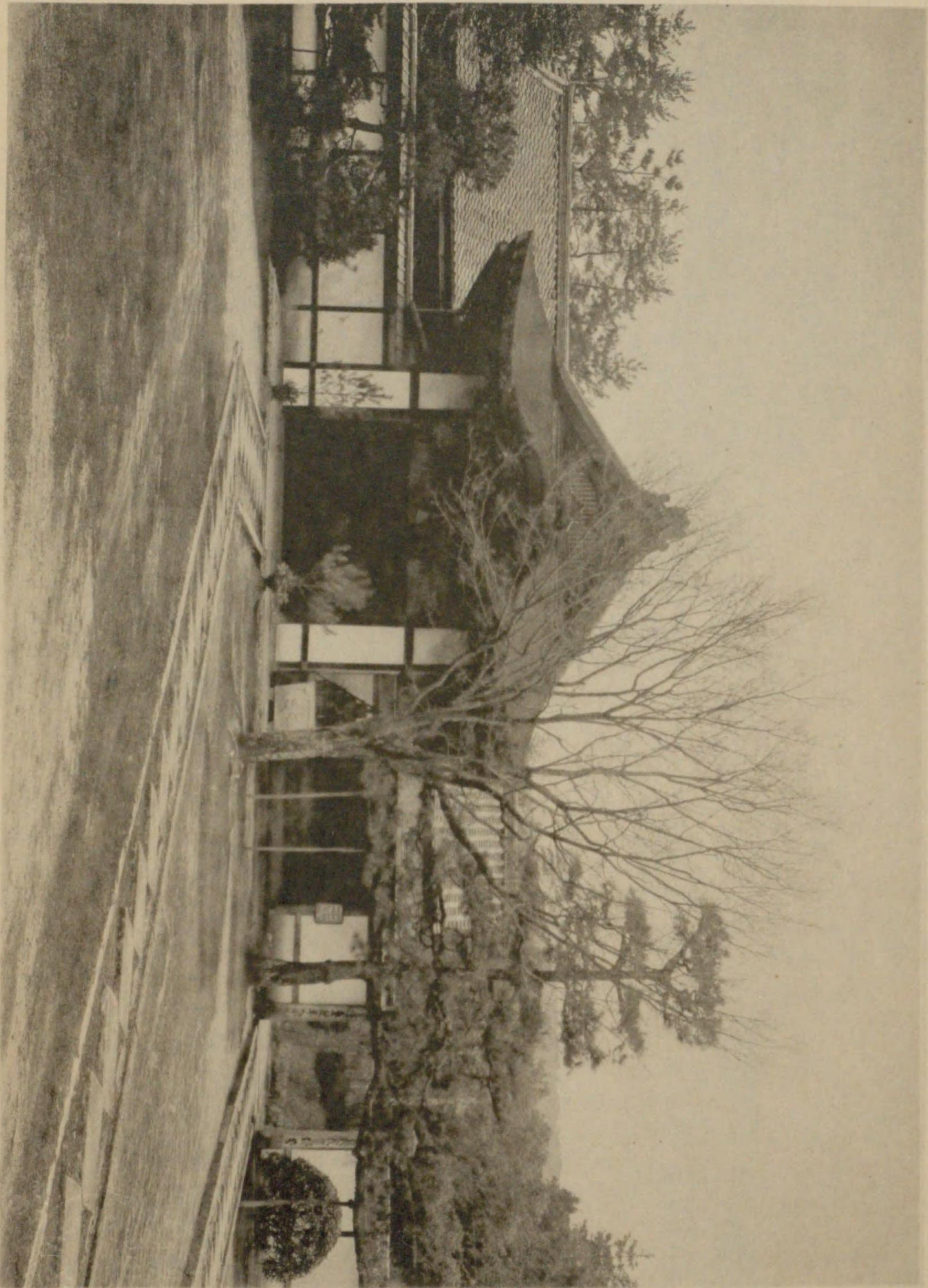
社 神 山 花 社 村





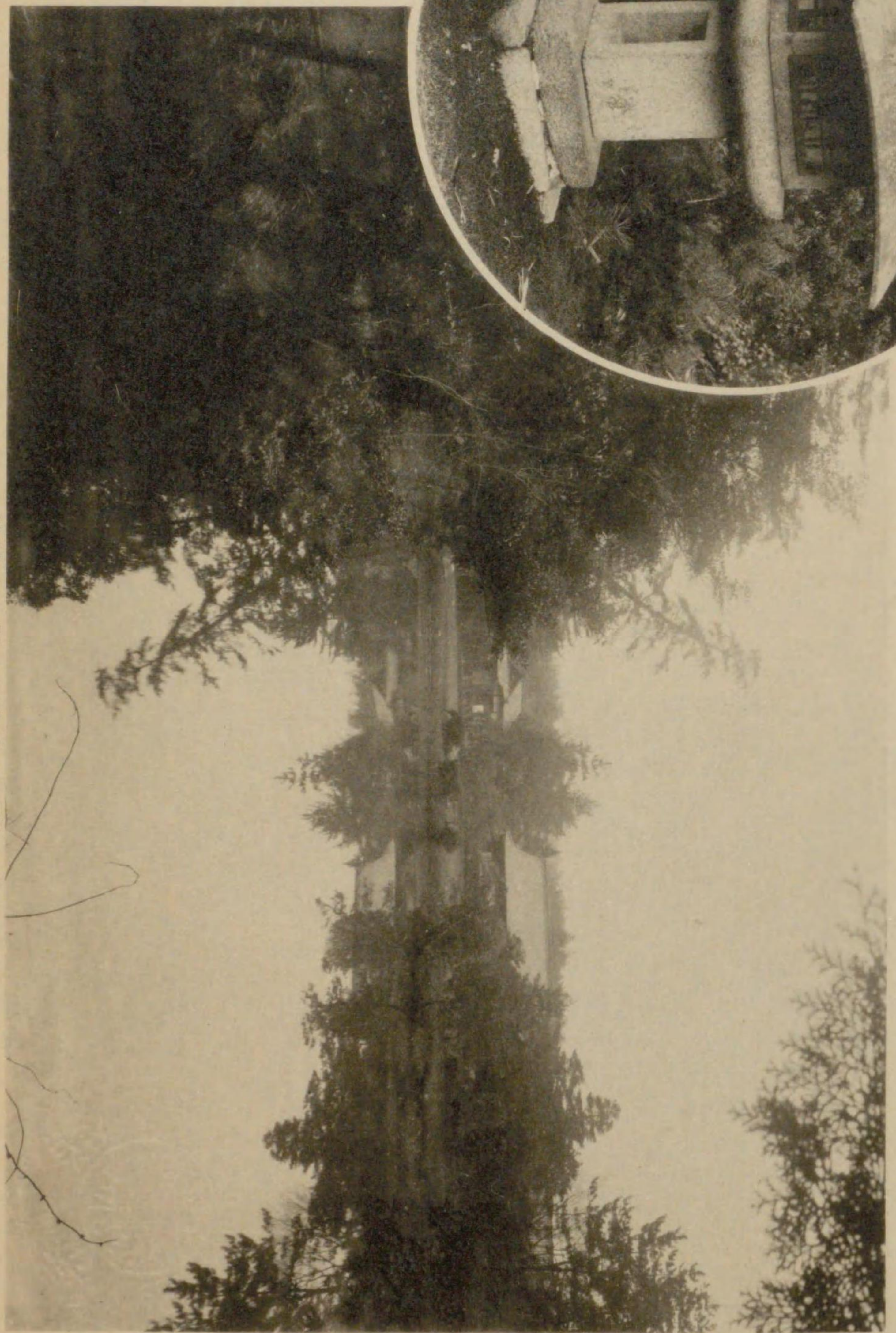
社神上折社村





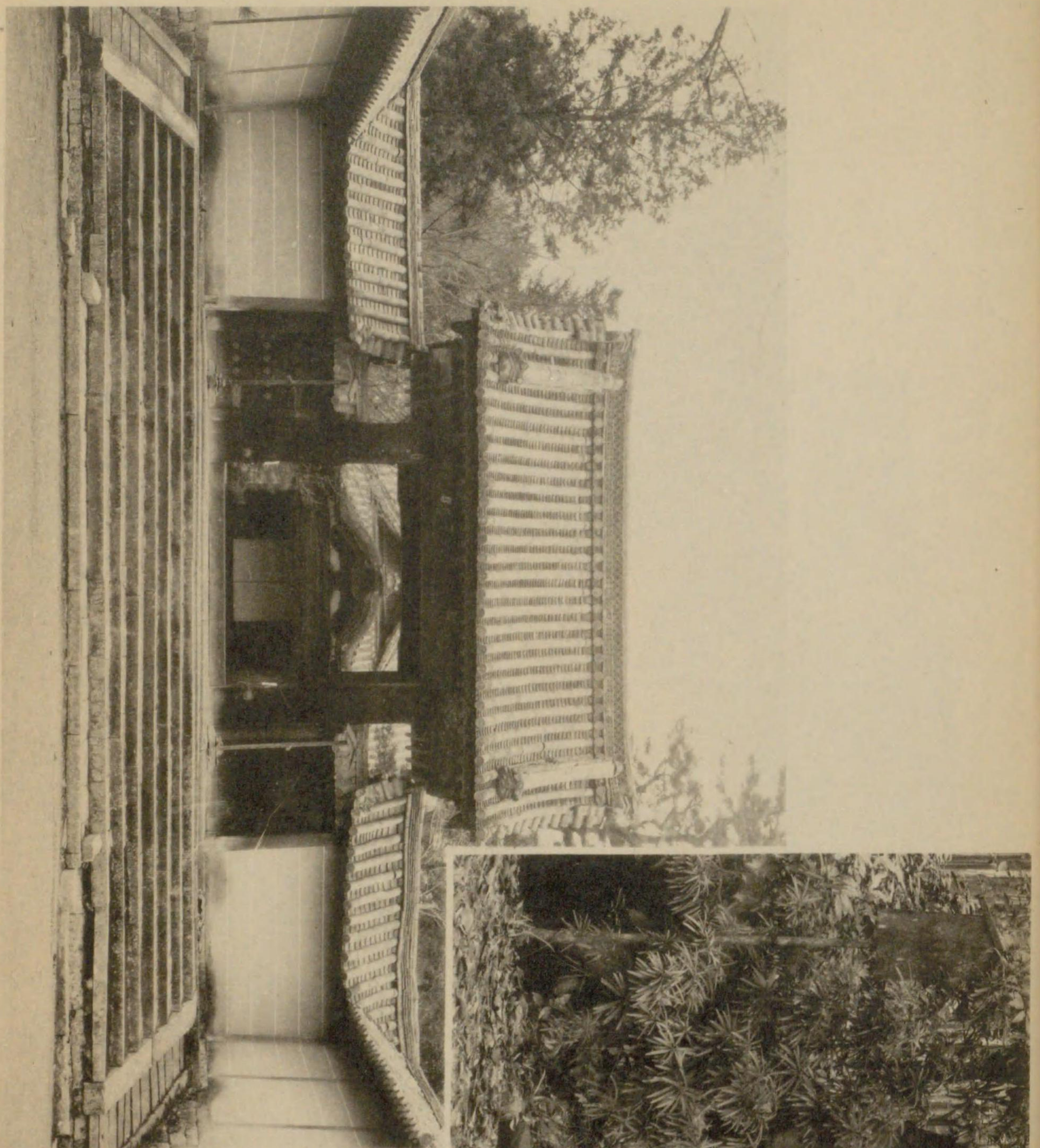
德甲山中勸修寺





籠燈寺修助の池室水寺修助



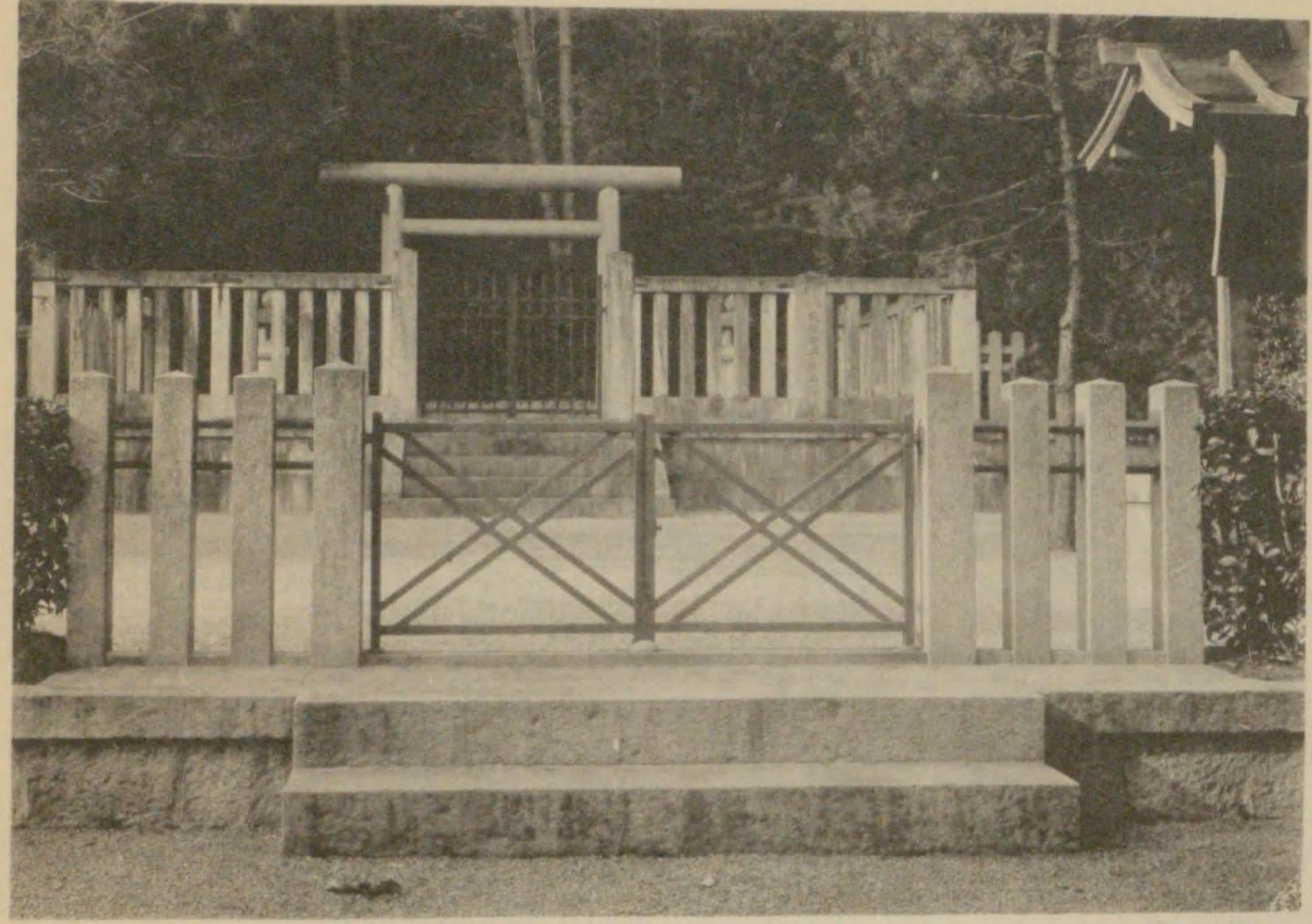


院心隨山皮牛



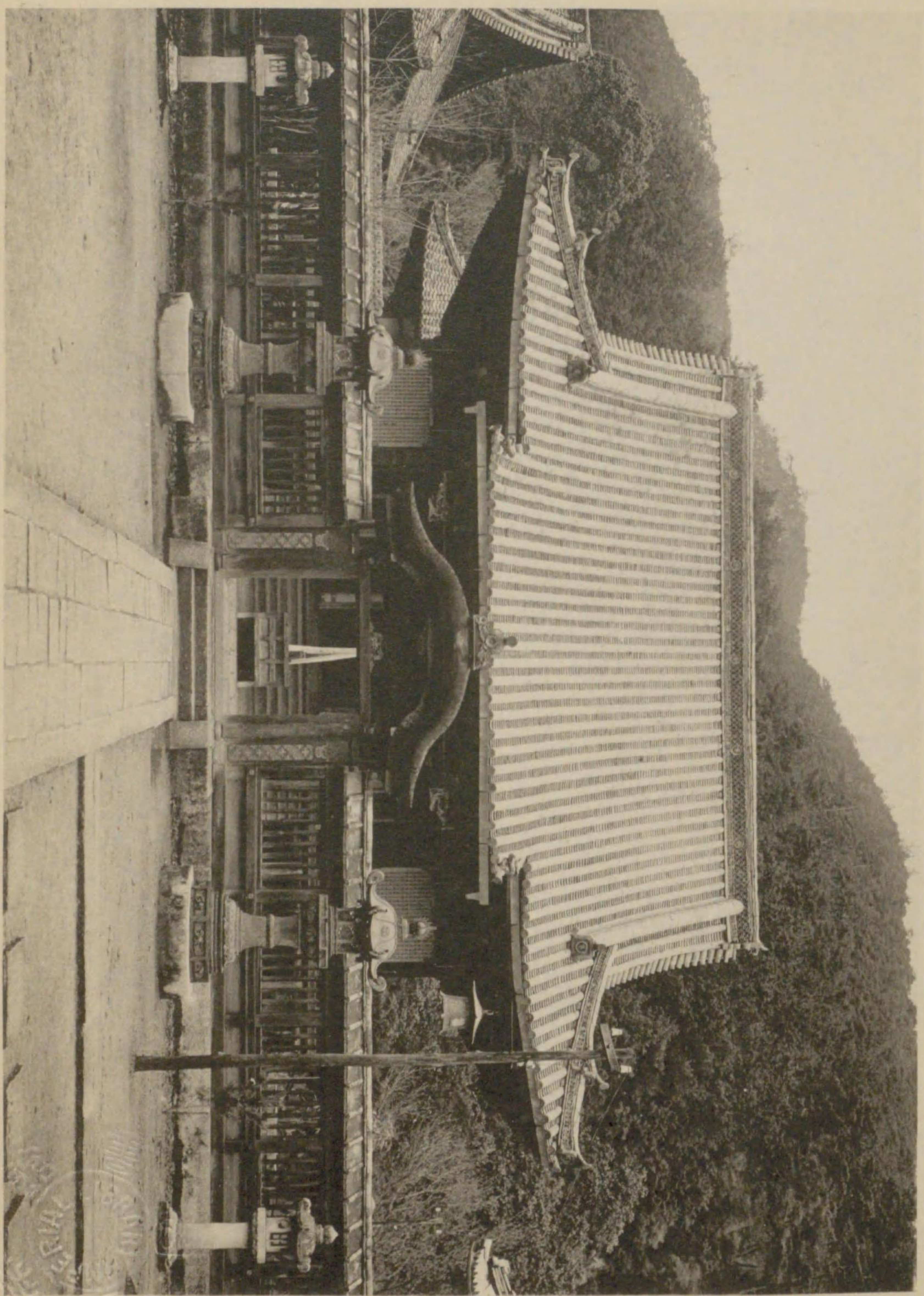
址住町小野小

皇太后藤原順子山階御陵



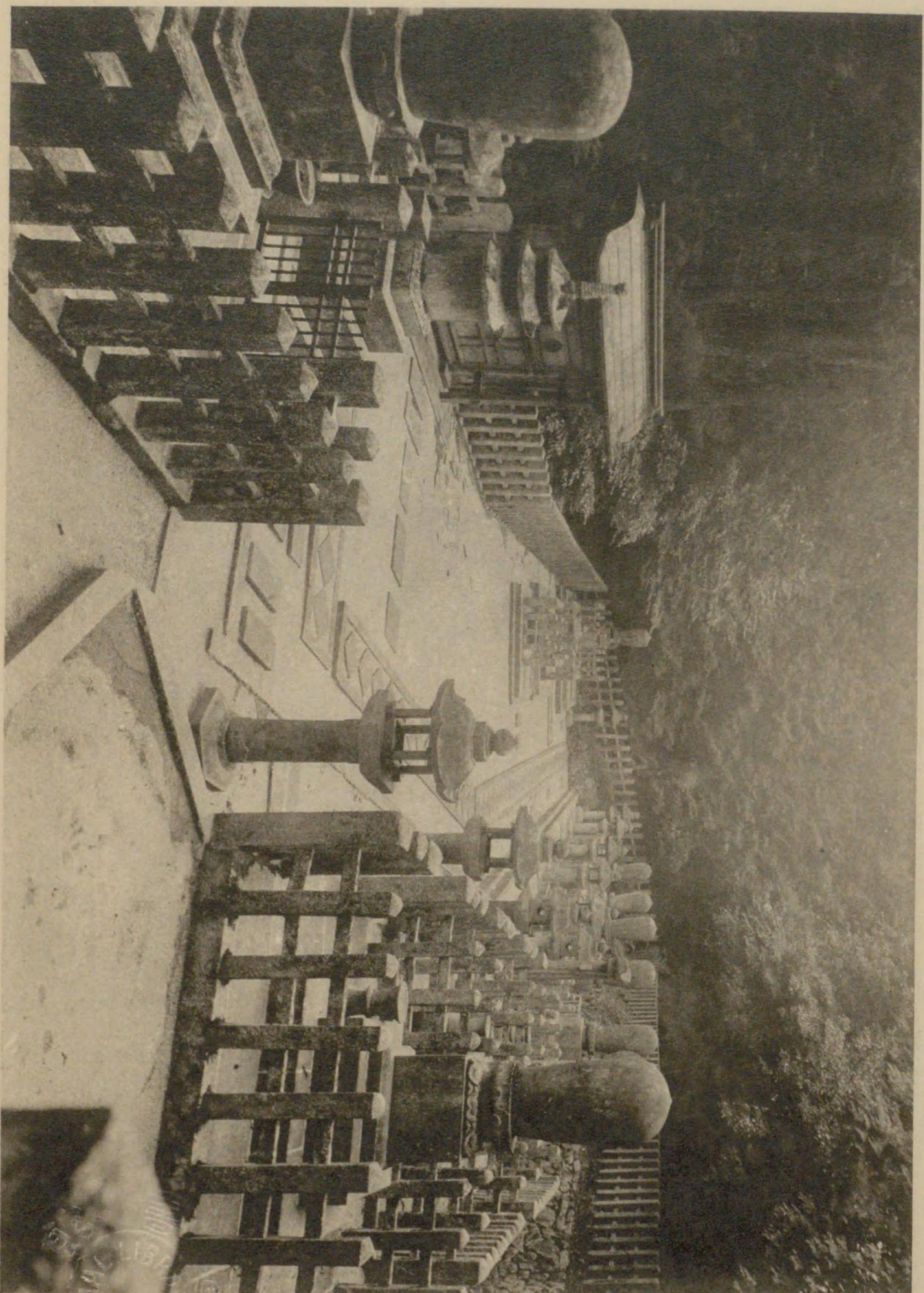
吉祥山安祥寺





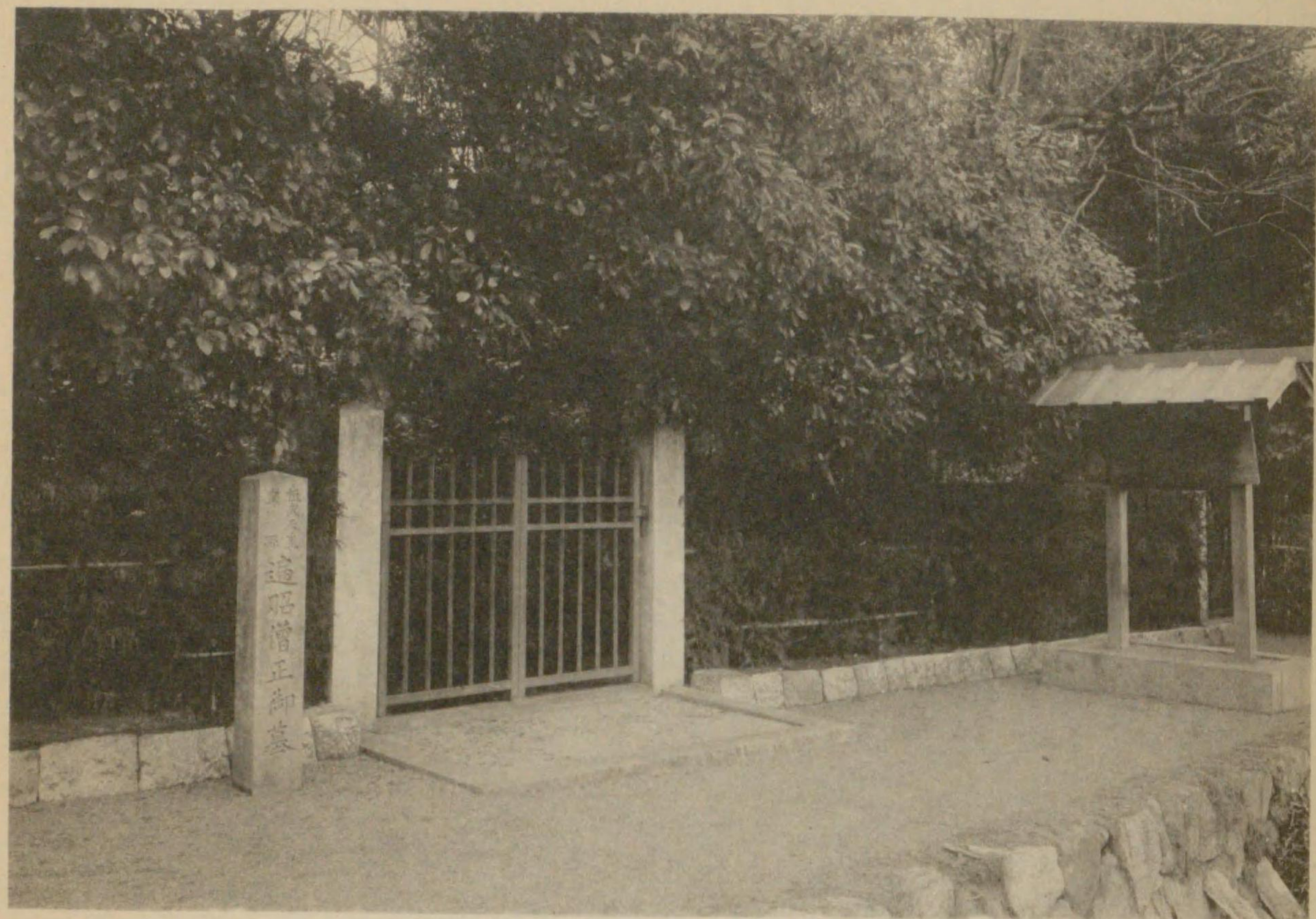
臺門沙尾





尾沙門臺跡法親王御墓





墓の正僧昭遍



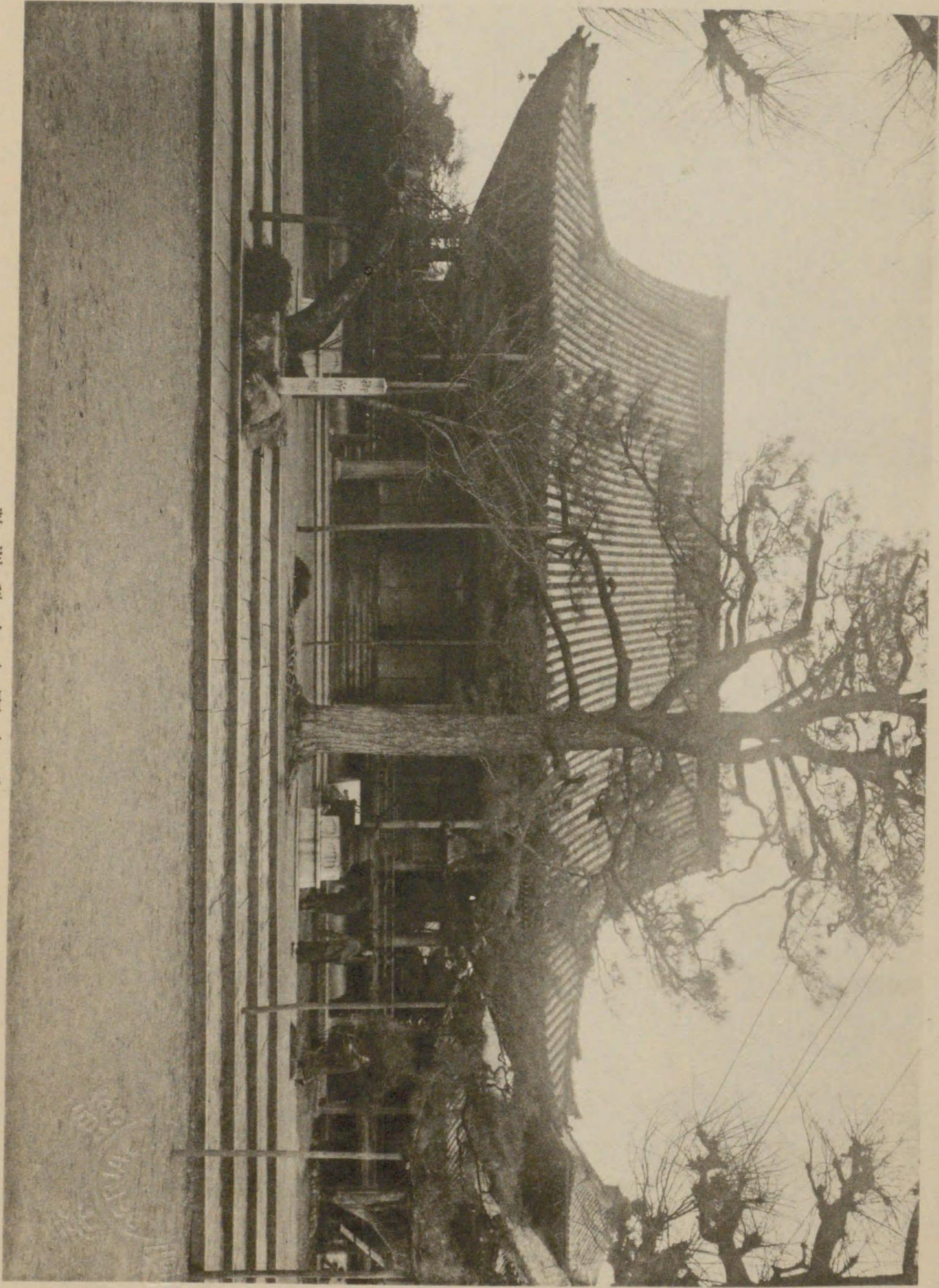
寺慶元山頂華





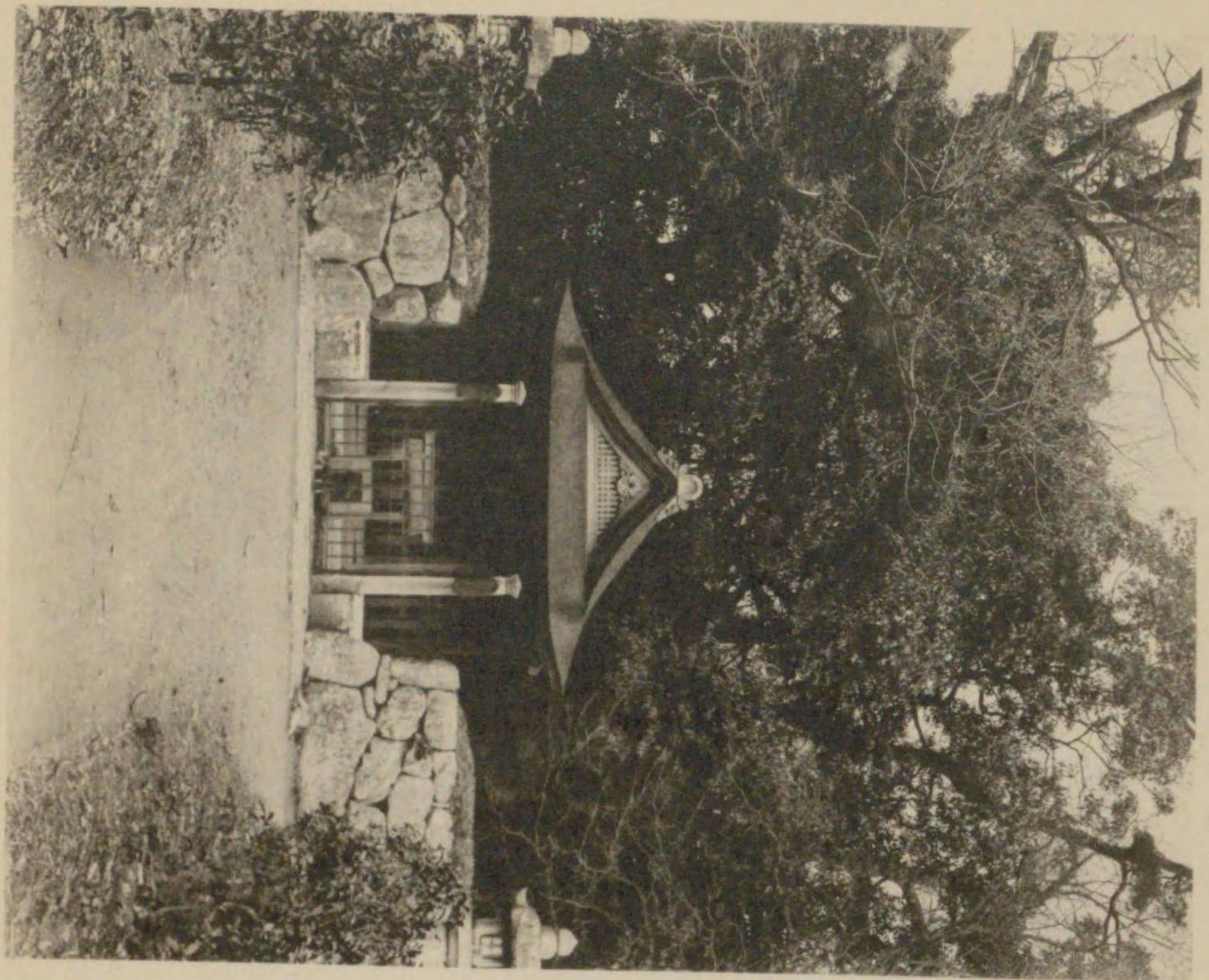
寺殿法山尾牛



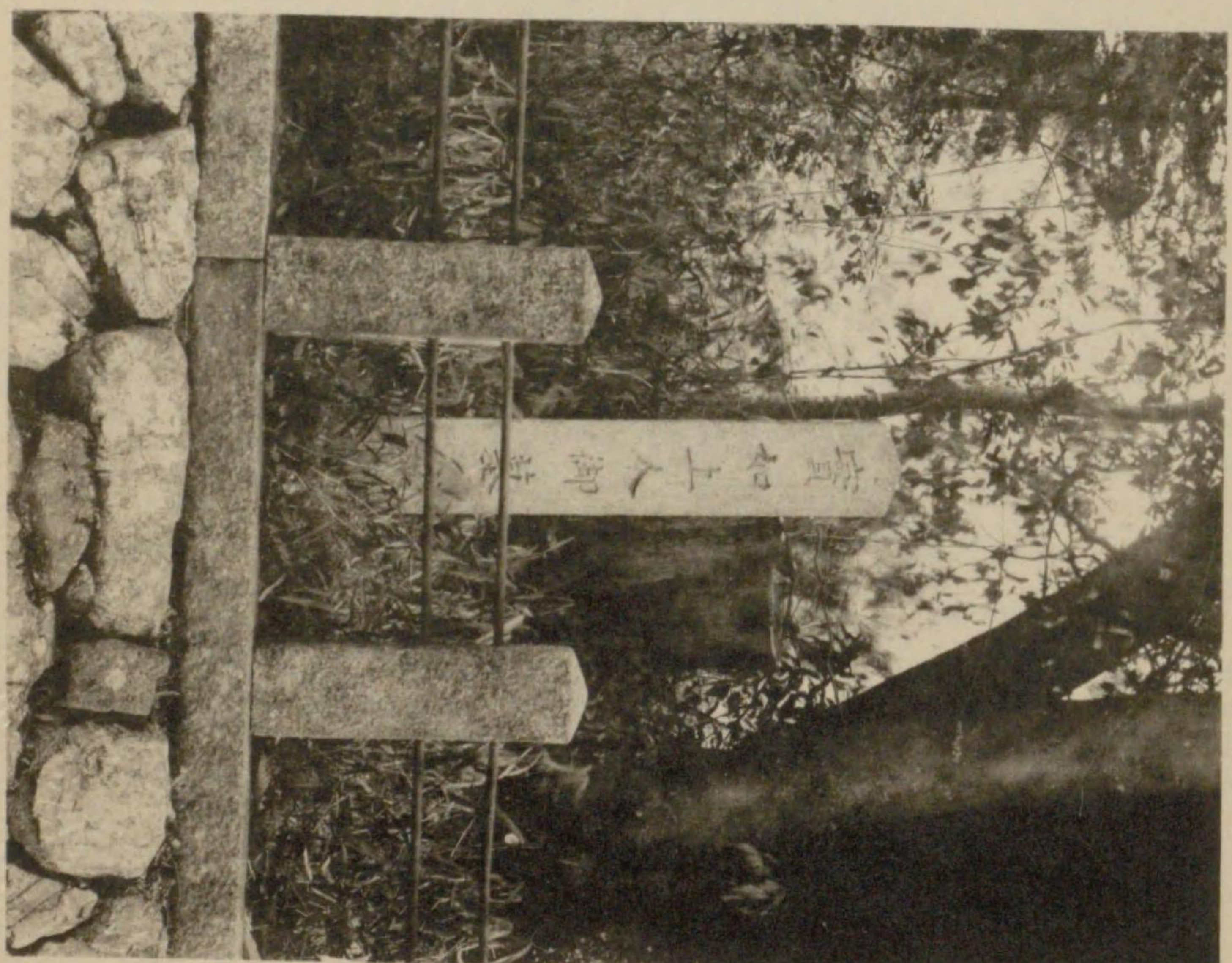


院別科山寺願本西



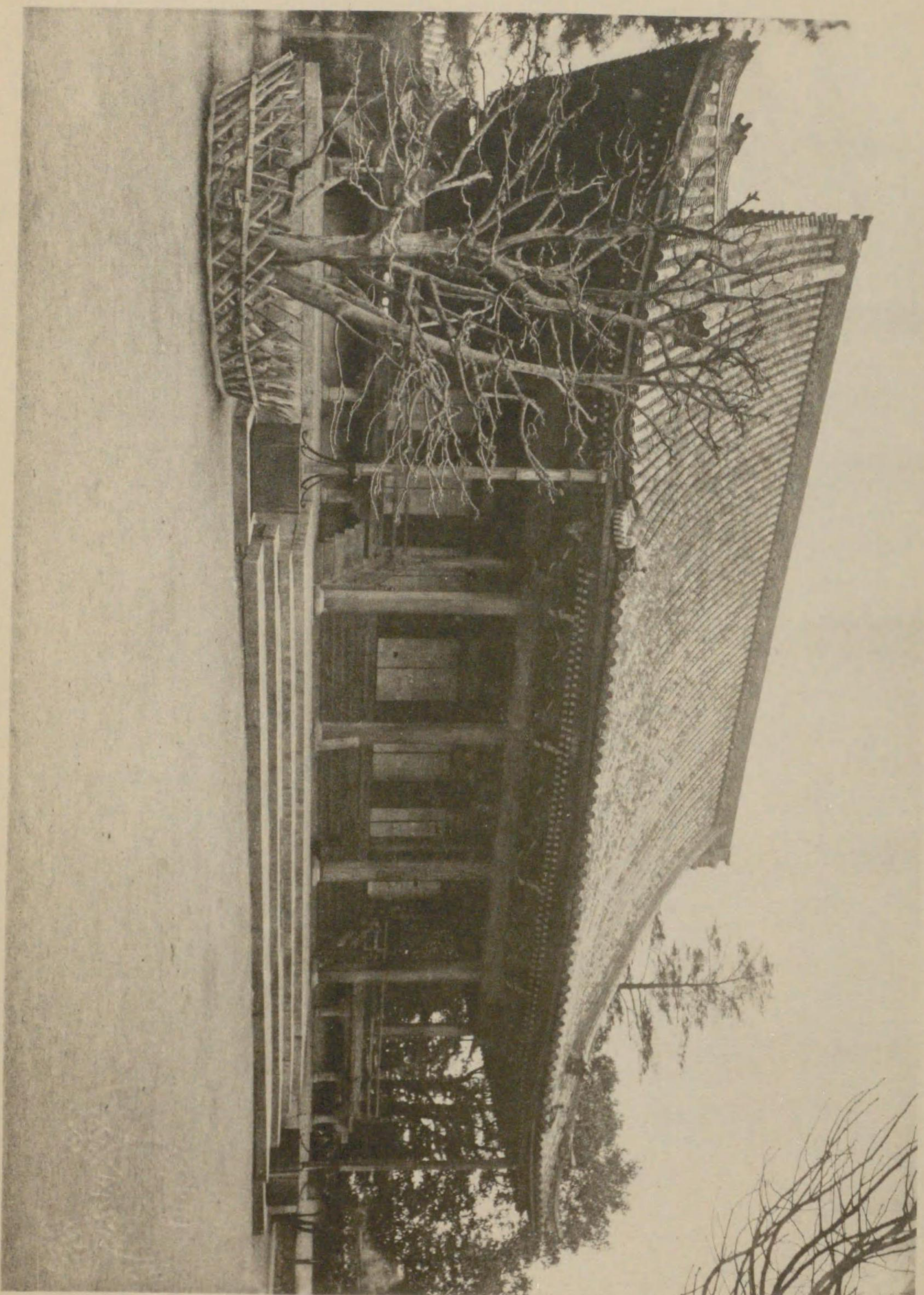


蓮如上人の墓



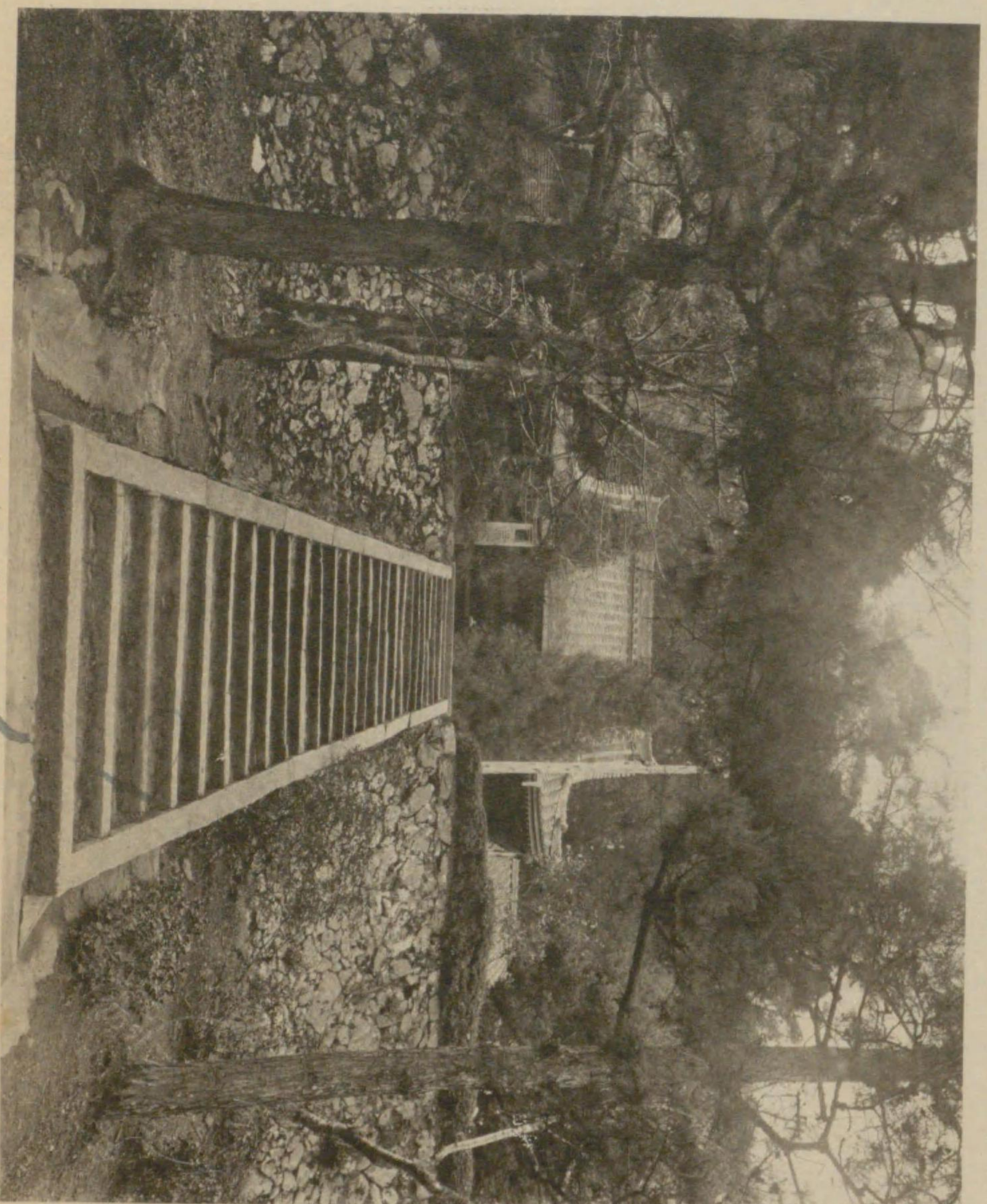
寶如上人の墓



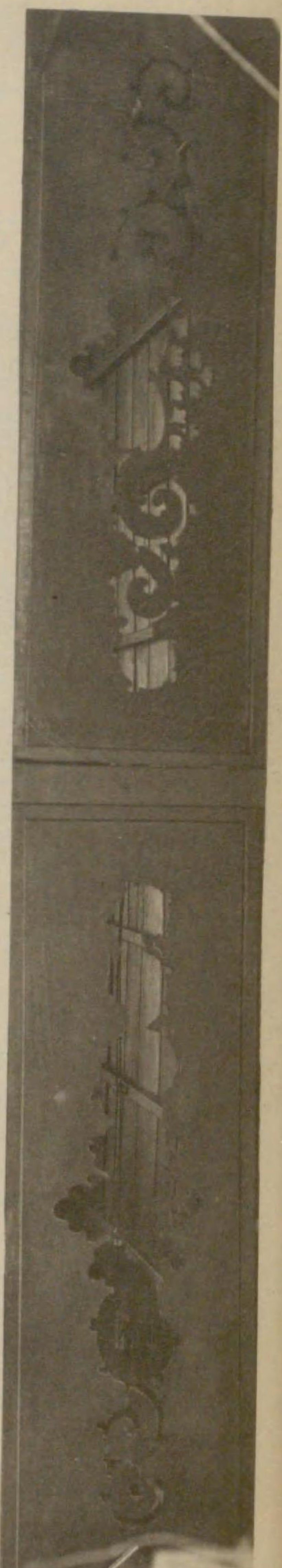


院別科山寺願本東



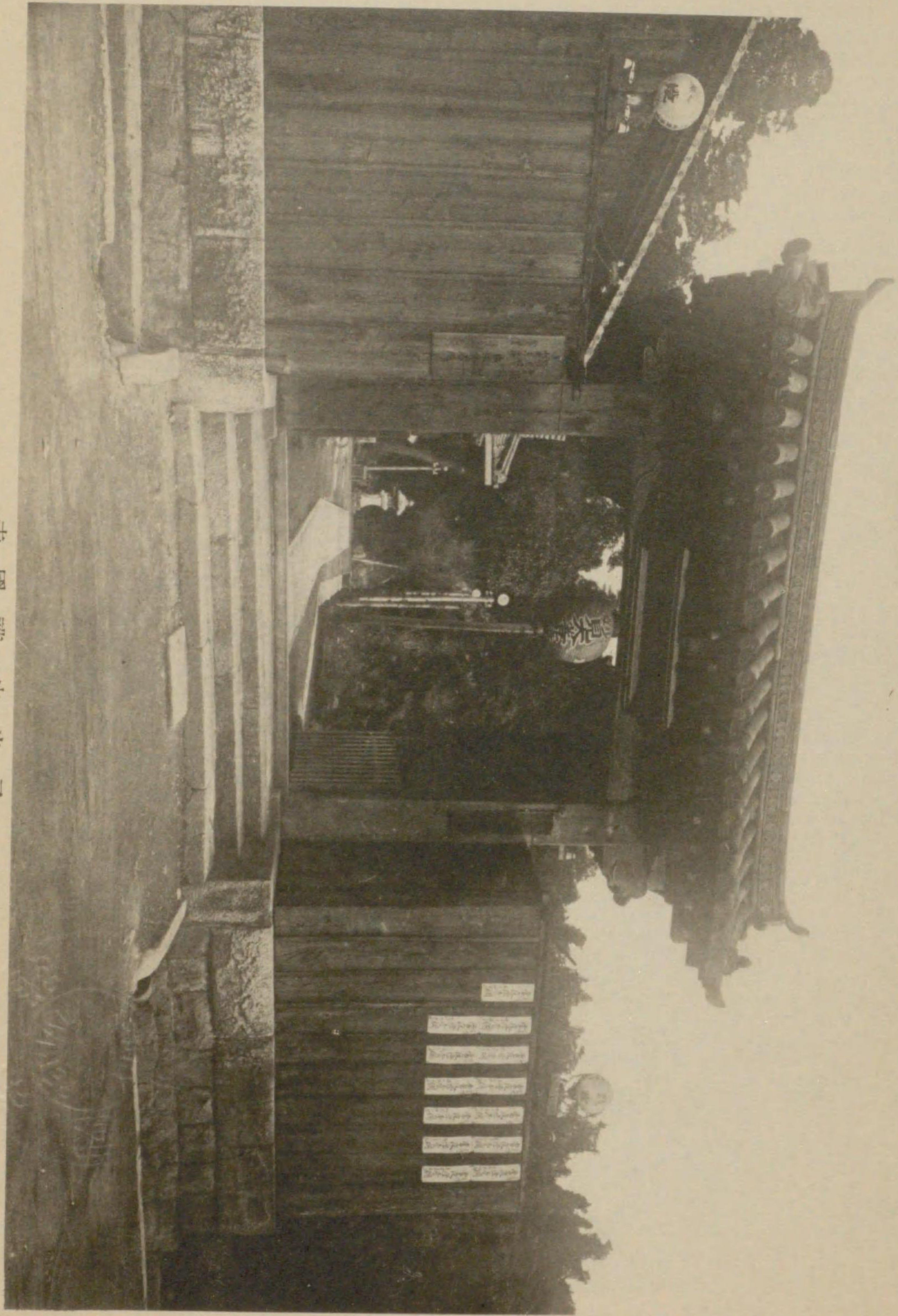


寺屋岩山遊神



間欄たれらひ用に宅藪雄長石大

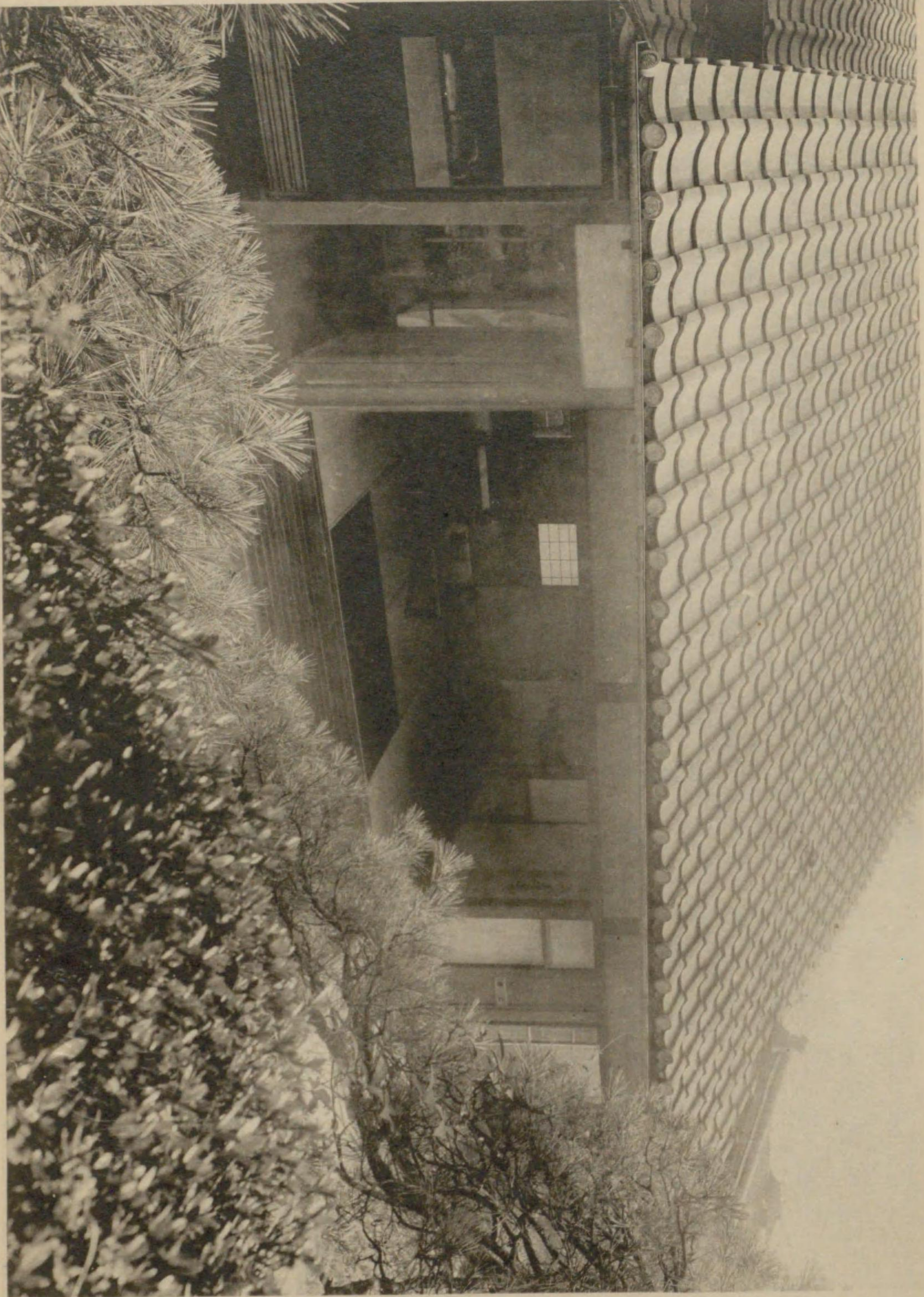




寺國護山光了



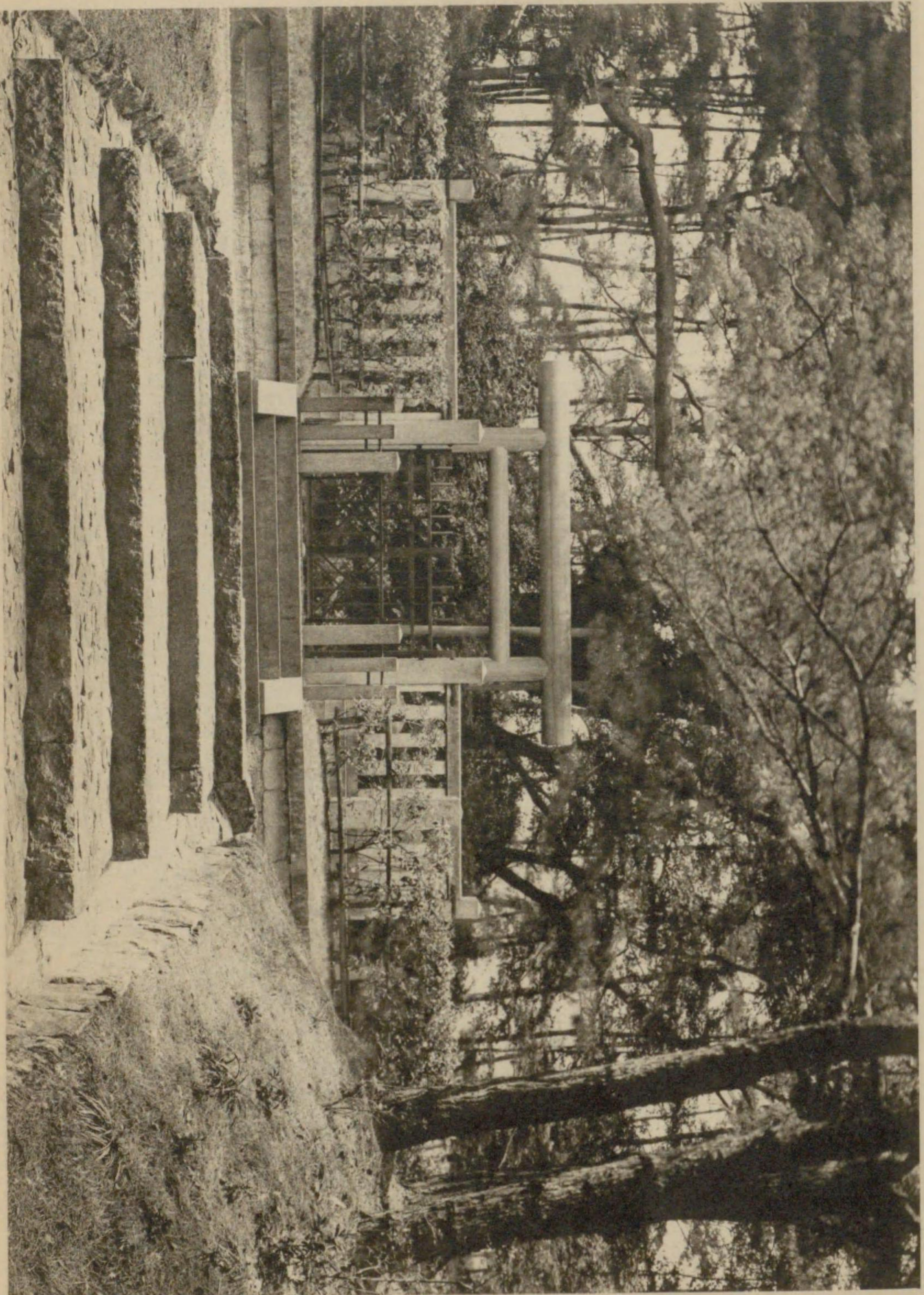
奴茶屋は本文において述べた如く、當地第一の料亭にして明治元年九月明治天皇御東幸の際、同二年三月の御還幸及び同十一年十月の御還幸の三回に亘つて、御風轡をこの家に駐めさせたまひ、又昭憲皇太后にも明治二年十月に御璽輿を駐め



奴茶屋 (間) 小御后太皇憲昭●皇天治明)

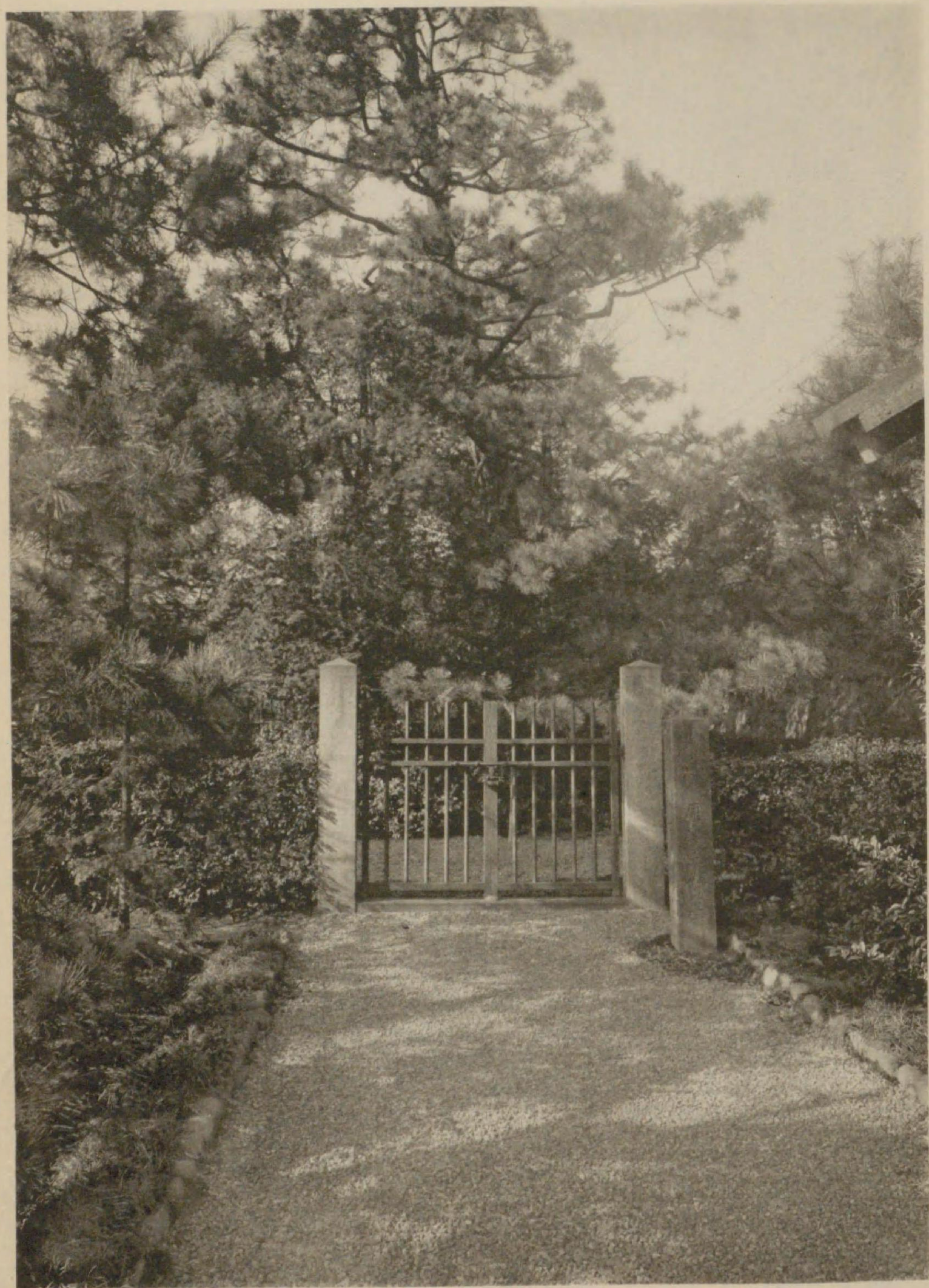
させられた由緒深き家にして、嘗て孝明天皇の御皇妹和宮親王内親王の將軍徳川家茂に御降嫁あらせられた際に玉輿を當家に駐めさせたまひました。當時供御に備へ奉つた清泉は今も庭園に湧出して、記念の井と呼ばれてゐる。





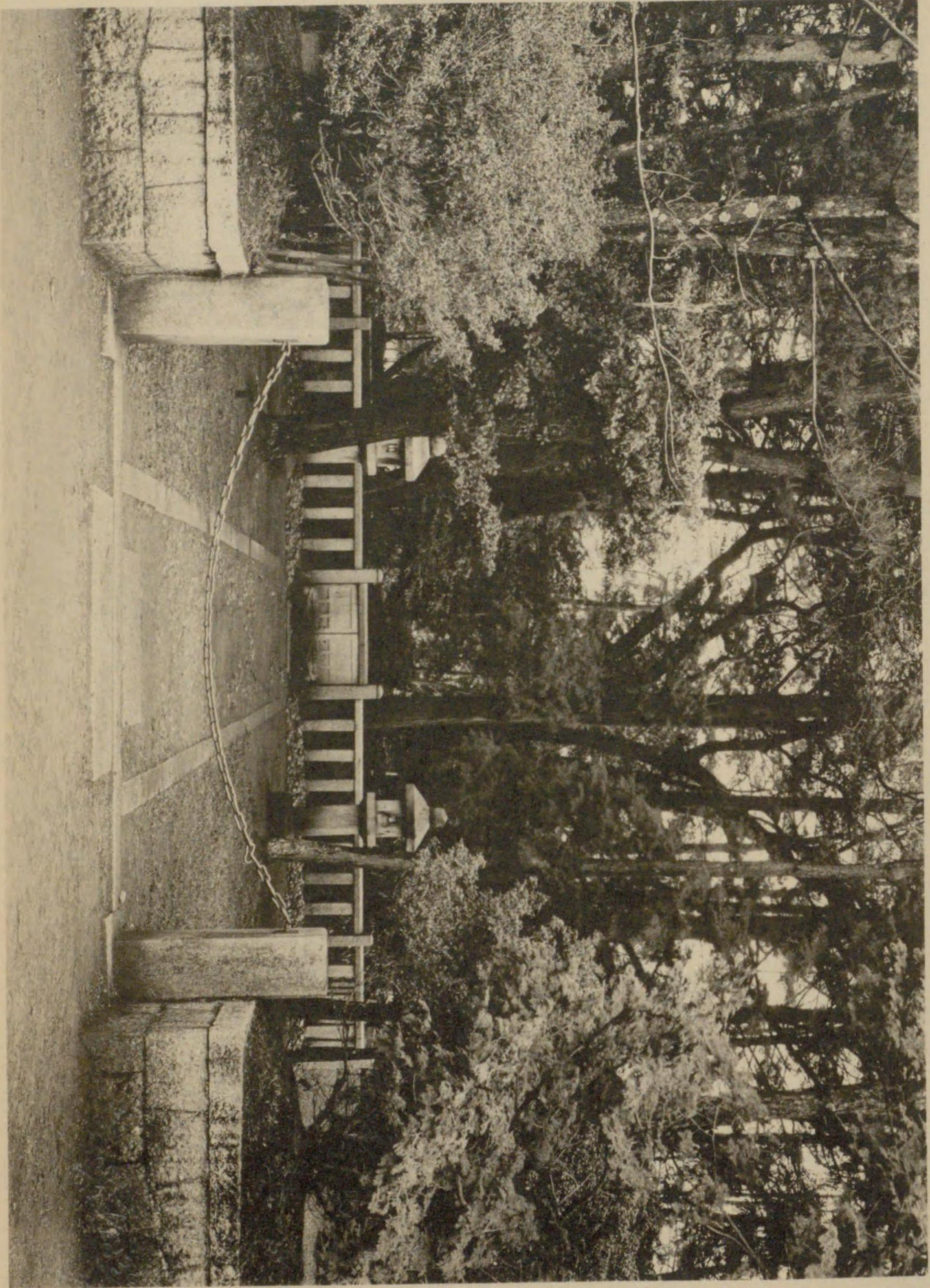
贈皇太后藤原胤子御陵





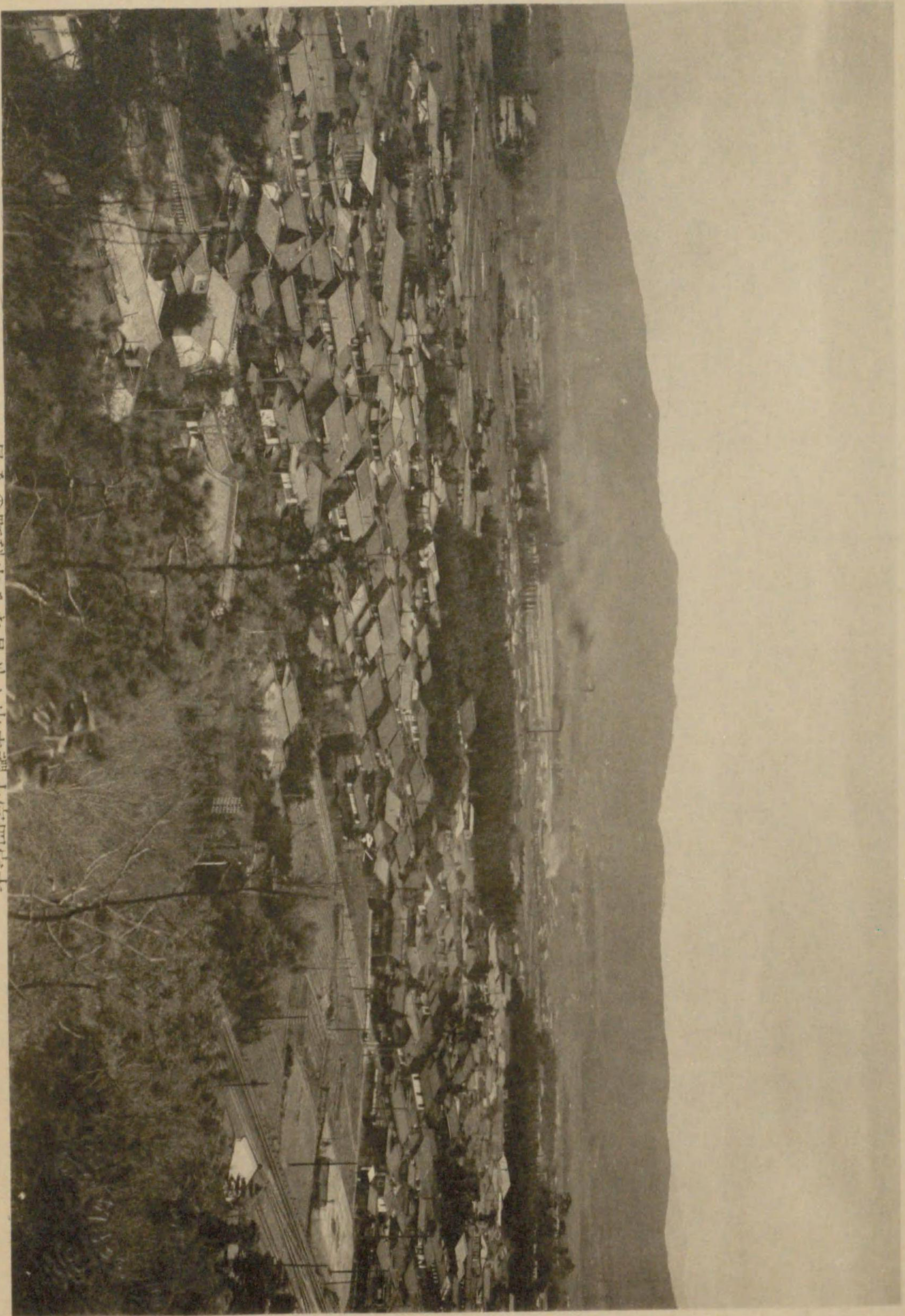
墓御王親康人





墓の磨村田上坂





大空四宮十羅山と見られた山科町の全景



山科町誌目次

第一篇 地理誌

第一章 位置及境界

第一節 位置及境界

第二章 地形の變遷

第一節 地形の變遷

第二節 山丘河川池沼

第三節 道路橋梁

第四節 山道

第五節 橋節

第三章 氣象及災害

第一節 氣象

第二節 天災地異

第二篇 通史

序說

宇治郡名に就いて
山科大國小野の三郷に就いて
山科郷名に就いて

第一章 上古篇

當町大字の起原沿革に就いて
山科郷境域の沿革に就いて
山科郷領主に就いて

- 第一節 部落の發生と中臣部
- 第二節 中臣連鎌足の忠誠と陶原館
- 第三節 蘇我氏の滅亡と郷民の飛鳥宮守護
- 第四節 大化の改革と山階に及ぼした影響
- 第五節 山階寺の建立
- 第六節 天智天皇志賀宮と山階郷民の勤仕
- 第七節 藤原鎌足の薨去と鎌足塚
- 第八節 天智天皇山階行幸と若宮八幡宮の創建
- 第九節 天智天皇の崩御と山陵の奉仕
- 第十節 大津皇子と栗津皇子

第二章 奈良朝篇

- 第一節 奈良奠都と山科郷民の奉仕
- 第二節 奈良奠都と山科に及ぼした影響
- 第三節 恭仁宮遷都と郷民の奉仕
- 第四節 難波宮御遷都と郷民の奉仕

第三章 平安朝篇

長岡平安宮の遷都と山科郷民の奉仕

- 第二節 桓武天皇の山科行幸
- 第三節 官田並に御園附當郷新嘗祭供御田の事
- 第四節 栗栖野御獵場
- 第五節 坂上田村麿の墓と法嚴寺
- 第六節 安祥寺の創建と皇室の御外護
- 第七節 勅願所十住心院の創立
- 第八節 諸羽神社の勅建
- 第九節 人康親王山科の山莊と十禪寺の開創
- 第十節 五條太皇太后並に文德天皇中宮の崩御と山科郷士の奉仕
- 第十一節 元慶寺の開創と遍昭僧正
- 第十二節 華山寺福應寺の開創と六所神社の勸請
- 第十三節 清和天皇日向宮行幸
- 第十四節 山科に於ける歌道の興隆に就いて

(一) 僧正遍昭の和歌に就いて (二) 小野小町の和歌に就いて

岩屋神社、宮道神社、山科神社の創建と山科祭
宇治郡大領宮道彌益
藤原高藤の鷹狩と宮道列子
女御藤原胤子の薨去と山科郷民の奉仕
醍醐天皇の御即位と山科に及ぼした影響
勸修寺の創建と醍醐天皇
栗栖野水室池の掘鑿
三之宮神社、花山神社、折上神社の勅建
大宅寺の開創
醍醐天皇の崩御と郷民の奉仕
花山天皇の御落飾と元慶寺
皇太后藤原詮子と慈徳寺の草創

第二十七節
第二十八節
第二十九節
第三十節
第三十一節
第三十二節
第三十三節
第三十四節

第四章

鎌倉時代篇

山科郷士の内侍所勤仕
仁海僧正と隨心院の開創
小野三流の發生
保元平治亂と山科郷士
山科離宮の御造營と白河寺の開創
福原遷都と山科郷士の供奉
實嚴阿闍梨平家追討の法を修する事
法然上人と光照寺

第一節
第二節
第三節
第四節

第五章

南北朝並に室町時代篇

建武の中興と郷士の奉仕
南北朝に對する郷民の奉仕
大般若經御下賜の事
應仁亂と山科郷
應仁亂後に於ける山科郷士の宮中勤仕
蓮如上人と山科本願寺の建立
興正寺の開創と蓮教
皇室の式微と山科本願寺獻金の事
山科本願寺の燒亡と一向一揆

第一節
第二節
第三節
第四節
第五節
第六節
第七節
第八節
第九節

第六章

織田豊臣時代篇

信長の政權掌握と教書の事
元龜の兵燹と山科郷民の痛苦
豊臣秀吉の天下統一と檢地の事
木食上人の日岡峠開鑿と青龍社修造
山科郷總代の名護屋伺候の事
西軍の山科郷通過と制札の事

第一節
第二節
第三節
第四節
第五節
第六節

第七章

江戸時代篇

江戸の開府と山科郷士の朝家への勤仕
江戸時代に於ける當郷佛教の趨勢
日勇上人と山科談林
寛文元年の皇城炎上と山科郷士の勤仕
毘沙門堂再興の事
御田植御奉仕の事
山科郷士大嘗會奉仕の事
大石良雄山科閑居の事
寶永五年の大内炎上と植木献上の事
御能拜見の事
東西兩本願寺山科別院創立の事
天明の大火と山科郷民の奉仕
聖上御疱瘡についての勤仕
皇城の竣功と御遷幸供奉の事
寛政以降に於ける山科郷士の勤仕

第一節
第二節
第三節
第四節
第五節
第六節
第七節
第八節
第九節
第十節
第十一節
第十二節
第十三節
第十四節
第十五節

七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
七九
八一
八一
八二
八三
八四
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四

九六
九七
九八
九九
〇〇
〇一
〇二

〇二
〇三
〇四
〇四
〇五
〇六
〇七
〇七
〇七
〇八
〇九
一〇
一一
一二
一二
一三
一四
一五
一六
一七
一八
一九
二〇
二一
二二
二三

第八章 明治維新篇

第十六節	大鹽平八郎の亂と宮門警衛の事	一二四
第十七節	孝明天皇の御即位と山科郷士の勤仕	一二四
第十八節	安政元年の炎上と山科郷士の勤仕	一二六
第十九節	新内裏御造營と御遷幸御用の事	一二七
第二十節	山科郷士の定式參賀並に献上物の事	一二八
第二十一節	山科郷定式上納と棟割の事	一三一
第二十二節	禁裏御料の村高並に年頭錢	一三三
第二十三節	江戸幕府の衰微と御門警衛の事	一三五
第二十四節	山科郷士の國事奔走の事	一三六
第二十五節	皇妹和宮の御降嫁と郷士供奉下向の事	一三七
第二十六節	皇威の更張と山科出張所の設置	一三八
第二十七節	孝明天皇加茂及び男山八幡行幸と郷士の勤仕	一三八
第二十八節	禁門の變と郷士の奉仕	一四〇
第二十九節	郷士御劍守護の事	一四三
第三十節	長藩士隠匿の嫌疑を受けし事	一四三
第三十一節	孝明天皇の御崩御と郷士の勤仕	一四四
第三十二節	明治天皇の御踐祚と幕府の大政奉還	一四四
第三十三節	銃器買入と郷中盟約の事	一四五
第一節	大政の復古と宮門の警衛	一四七
第二節	御守衛士拜命と御守衛隊編成の事	一四七
第三節	鳥羽伏見の戰と郷士等の勤仕	一五〇
第四節	東山道從軍と總野の轉戰	一五二
第五節	二條城の行幸と御警衛の事	一五四

一二四 一二四 一二六 一二七 一二八 一三一 一三三 一三五 一三六 一三七 一三八 一三八 一四〇 一四三 一四三 一四四 一四四 一四五 一四七 一四七 一五〇 一五二 一五四

第九章 自治篇

第六節	御親兵銃隊編入と御請書提出の事	一五五
第七節	大阪御遷幸御供奉の事	一五七
第八節	軍務局御用の事	一五八
第九節	東北各地へ轉戰の事	一五九
第十節	御陵並に上下加茂神社行幸御用の事	一六〇
第十一節	東京御遷幸供奉の事	一六一
第十二節	京都御遷幸と供奉の事	一六一
第十三節	立后の御儀とその奉仕	一六二
第十四節	東京御遷都とその奉仕	一六二
第十五節	兵部省出仕並に山階御陵參拜の事	一六三
第十六節	東山科村の建設とその末路	一六四
第十七節	山科郷士士族編入の事	一六六
第一節	自治篇	一七〇
第二節	西南役以降從軍者	一七五
第三節	西南役從軍者	一七五
第一節	西南役從軍者	一七八
第二節	日清役從軍者	一七八
第三節	日露役從軍者	一七九
第三節	西南役以降殉難者	一八四

一五五 一五七 一五八 一五九 一六〇 一六一 一六一 一六二 一六二 一六三 一六四 一六六 一七〇 一七五 一七五 一七八 一七八 一七九 一八四

第一節 戰死者
第二節 戰傷者

第四篇 産業交通 附 土木

第一章 農業

第一節 現代の農業及戸口
第二節 主要農産物
第三節 畜産業
第四節 主要林産物
第五節 農業に關する特殊施設

第二章 商業
第三章 工業

一、紡織工業 二、撚糸 三、染色業 四、窯業
五、金屬工業 六、砥粉 七、下駄

第四章 運輸交通通信機關
第五章 土木

第一節 維新前の教育
第二節 教育

一八五
一八七
一八八

一八八

一九〇
一九〇
一九四
一九五
一九六

一九八

二〇四

二〇八

二一一

二一一

第二節 學制頒布前の教育
第三節 學制發布後の教育

第六篇 神社

第一節 府社 日向神社

第二節 郷社 諸羽神社、岩屋神社

第三節 村社 山科神社、宮道神社、八幡宮、三宮神社、若宮八幡宮、花山神社、折上神社、六所神社(大字北花山)、六所神社(大字上山)、八幡神社、十二所神社、白石神社、天神社

第四節 無格社 中臣神社、朝日神社

第七篇 寺院

第一節 眞言宗寺院 勸修寺、隨心院、安祥寺

第二節 天台宗寺院 天台宗寺院 毘沙門堂、十禪寺、元慶寺

第三節 法相宗寺院 法嚴寺

二二七

二二二

二二五

二二五

二三〇

二三三

二四二

二四三

二四三

二八四

二八九

第四節

淨土真宗寺院

第一項 本派本願寺派寺院

山科本派別院、西宗寺、真光寺、明教寺、安樂寺、法敬寺

第二項 大谷本願寺派寺院

山科大谷派別院、西念寺、圓光寺、光照寺、萬因寺、光久寺、西雲寺

第五節

禪宗寺院

第一項 曹洞宗寺院

岩屋寺、福壽院、永興寺

第二項 臨濟宗寺院

華山寺、廻地藏堂

第三項 黃檗宗寺院

妙應寺

第六節

淨土宗寺院

來迎寺、福應寺、阿彌陀寺(大字北花山)、西念寺、當麻寺

阿彌陀寺(大字御陵)、光照寺、松聲庵、宗念寺、大圓寺

西樂寺、增福寺、福王寺、極樂寺、西光寺

第七節

日蓮宗寺院

護國寺、妙見寺、秀典寺、大立寺

第八節

廢寺

山階寺址、成就院址、白河寺址、慈德寺址、招月庵址、妙智院址、空也寺址、四宮河原觀音堂址、慈尊院址

二九〇

二九〇

二九四

二九六

二九六

二九八

二九九

三〇〇

三〇四

三〇六

第八篇

名勝舊蹟

大字 日岡

大日堂古趾、釋迦堂古趾、五大堂址、勸修寺毘沙門堂並に寶授院趾、勸修寺觀音堂趾、塔趾、大佛古跡、善念寺趾、幸順庵趾、梅本寺趾、徳林庵趾

三一

大字 御陵

日の岡、一切經谷、一里塚、木食上人舊跡、日岡皇大神宮並に玉座舊蹟地、二見岩、天岩戸、日向神社御神木、姥が懷、義經千本松、船溜所

三一五

大字 安朱

御沓石、御車塚、鏡山、鏡池、御廟野、御所平、業平谷、義經血洗池並に腰掛石、片山墓地

三一七

大字 四宮

大石良雄舊宅欄間、極樂寺橋、日暮櫻、奴茶屋

三一九

大字 小山

入康親王山科山莊址、四宮址、四宮河原、諸葉山、足摺池

三二二

大字 音羽

神無森、白石庵址、山階左大臣山莊址、高水寺趾、十住心院趾、音羽山、音羽川、音羽里

三二五

大字 大宅

蓮如上入南殿舊蹟

山科離宮趾、澤御殿趾、大宅一里塚、大宅寺址、山階寺址

三二五

大字 西野

古城址、山科木願寺址

大字 東野

長者池、白河寺址

大字 北花山

灣谷越、灣谷窯址、佛法僧谷、蛇岡、延命水、慈徳寺址

大字 西野山

大石良雄隱棲地、進藤源四郎宅址、大石良雄腰掛石

大字 栗栖野

大石華表と血判石、稻荷塚、綿子池、馬脊坂

大字 勸修寺

栗栖野

永池園十五勝、勸修寺三十六景、小栗栖水室池舊趾

大字 小野

關伽井、勸修寺多寶塔古趾、明智塚

深草少將の通路、小野の古道、小野小町の住址

化粧橋、計塚、文塚、榎の老木

第九篇 御陵墓及墳墓

第一節

御陵

天智天皇山科御陵、皇太后藤原順子後山科御陵、贈皇太后藤原胤子小野陵

三四五

三二七

三二七

三二八

三二九

三三一

三三二

三四三

三四五

第二節

皇族の御墳墓

三四八

人康親王御墓、柔子内親王御墓、寬胤法親王御墓、興信法親王御墓

濟信法親王御墓、尊孝法親王御墓、公辨法親王御墓、公寬法親王御墓

瓜塔、公遵法親王御墓、公啓法親王御瓜髮塔、公顯法親王御瓜髮塔

公延法親王御墓、公澄法親王御墓、舜仁法親王御瓜髮塔、公紹法親

王御瓜髮塔、喜久宮御墓、誠宮御墓、大津、粟津兩皇子御墓

高僧の墳墓

勸修寺宮惣墓塔、尊聖大僧正御墓、永愿大僧正墓、潤海僧正墓

遍昭僧正墓、蓮如上人墓、實如、澄如兩上人墓、一源禪師墓

圓如上人墓、慈眼大師御瓜塔、公海大僧正墓、行全大僧正墓

偉人其他の墳墓

坂上田村麿墓、宮道彌益夫妻墓、贈太政大臣藤原高藤墓、贈正二位

宮道列子墓、右大臣藤原定方墓、小倉中納言典侍局墓、古墳

第十篇 人物

第一節

天皇及皇后

三六三

第二節

皇族

三六六

勸修寺門跡

寬胤法親王、尊信法親王、興信法親王、尊聖、恒弘法親王、常弘法

親王、海覺法親王、寬欽法親王、聖信法親王、濟深法親王、尊孝法

親王、寬寶法親王、山階宮晃親王

第二項 毘沙門堂門跡

三七四

第三節

第三項 公辦法親王、公遵法親王
その他の皇族

人康親王

高

第一項

勸修寺附慈尊院

承俊律師、濟高大僧正、貞譽律師、遍覺大法印、雅慶大僧正、濟信大僧正、深覺大僧正、信覺大僧正、光慶阿闍梨、嚴覺大僧都、寛信大僧都、雅實大僧都、成實大僧正、聖基大僧正、道實大僧正、勝信大僧正、信忠大僧正、教寛大僧正、尊興大僧正、興胤大僧正、教尊大僧正、寛海大僧正、寛俊大僧正、榮海僧正、榮然大僧都、興繼大僧正、永愿大僧正、濶海僧正

第二項

小野隨心院

仁海僧正、成尊僧都、範俊僧正、嚴覺大僧都、増俊阿闍梨、顯嚴僧都親嚴大僧正、嚴海大僧正、宣嚴權僧正、俊嚴權僧正、嚴惠權僧正、靜嚴大僧正、嚴家大僧正、經嚴大僧正、通嚴權僧正、照嚴權僧正、嚴叔權僧正、祐嚴准三后、嚴實准三后、持嚴大僧正、忠嚴准三后、仙朝大僧正、長靜權大僧都、増孝大僧正、榮嚴大僧正、俊海大僧正、堯嚴大僧正、増護大僧正、澄剛僧正、佐伯旭雅僧正、隆燈權大僧正、智滿大僧正

第三項

毘沙門堂

公海大僧正、行全大僧正、赤松光映大僧正

第四項

安祥寺

惠運僧都、宗意律師、實嚴律師、興雅僧正、宥快法印、政遍法印

第四節

第五項

本願寺

蓮如上人、實如上人、圓如上人、證如上人

第六項

その他の高僧

延鎮法師、遍昭僧正、一源禪師、圓智上人、正徹、木食上人、日勇上人、寛海和尚、道印和尚

偉人及著名人物

藤原鎌足、宮道彌益、宮道列子、大石良雄、進藤源四郎、二松慶隆、二松光隆、二松榮隆、二松隆盛、二松隆盛、二松隆房、二松光輝、山田康長、山田伴康、山田長康、山田長盛、山田長榮、山田爲康、山口春房、山口一暉、山口一長、山口成裕、山口敬德、杉山秀滿、杉山秀延、杉山秀富、杉山秀建、朝井有壽、朝井景福、朝井景命、朝井景逸、大音豐義、大音豐厚、永田重舊

山科町誌

第一篇 地理誌

第一章 地理

第一節 位置及境域

本町は我が國上古の光輝ある歴史をそのまゝ今日に傳へたところの由緒深き本邦文化の淵源地である。京都を去ること東々南約六・八軒、東經百三十五度五十三分、北緯三十四度五十七分に交叉して、東西北三方に山を繞らした土地である。而して東は滋賀縣大津市及び石山町に隣り、西北は日岡峠を越えて京都市に接し、南は醍醐村に連接し、任時彌次喜多藤栗毛に名高い東海道路線の入洛の咽喉を扼するの地であつた。現時は省線東海道線が横斷し、其他電車自動車等交通の便とみに發達し、人口凡そ二萬を算せんとして居る。

第二節 廣表及地別

本町は、南北に稍長き長方形をなし、而して北は大文字山、如意ヶ嶽、西は日岡峠と稻荷山、東は行者ヶ森と音羽山を望んで、即ち三方に山を繞らし、中央より山科川の南流するに沿ふて、平地の展開されたものである。

その廣表は

東西 七・〇八八軒

南北 七・五四四軒

面積 二九・四平方軒

又地別を詳記すれば

民有有租地 千七百七十三町二反六畝七步五合

内 譯

田 五百九十八町一反八畝十五步

畑 百六十三町九反五畝十四步

宅地 七十八町七畝四步五合

山林 九百九十九町二反六畝步

其他 十三町七反九畝四步

官有地 六百三十二町九反二十八步五合一勺

内 譯

御陵墓地 九町八反二十步三合一勺

塚 地 三反一畝二十七步五合

國有林野 三百四十四町三反五畝十一步

神社敷地 三町二反七畝十七步

寺院敷地 十二町七反八畝五步

鐵道省用地 十一町二畝二步一合一勺

道路堤塘地 百十九町九反七畝二十步

溜池敷地 八反一畝六步

河川溝渠地 百八町四反八畝十一步

其他 一畝二十一步

民有免租地 參拾五町四反九畝拾六步參合貳勺

内 譯

役場敷地 三畝七步

學校敷地 一町五反二畝十三步

神社地 二畝十一步

墳墓地 四町七反九畝四步

軌道用地 四町七反九畝三步 (道路と併用軌道を含む)

疏水用地 十三町二反二十四步三合一勺

用惡水路地 二町一反七畝十九步

溜池地 九町八反八步

道路敷地 一反一畝十七步

第二章 地 勢

第一節 地形の變遷

本町の地形を見るに北に聳ゆる如意ヶ嶽、西に連なる東山一帯、東なる行者ヶ森等の山系は、比叡山脈の連続せるもの及びその分脈である。そして往時は、この西北の三山系は、比叡山脈の一連互として一山塊を形成してゐたものである。(第二節 地質の項参照)それが瀬戸内海及び琵琶湖の陥落する際に生じた山城盆地と同様に、その盆地の一部として山城盆地(本町中央の平野部)を形成したものである。それによつて一つの山塊は三分され、その落集する水は山科川となつて、下流に地味肥沃な第四紀層を形成したものである。

第二節 地質

本町の地質は、前節に述べたる地形の變遷によつて知らるゝ如く、三方の山林地帯は古生代の地層より成り、山林地帯の麓にあたる北部台地に第三紀層が連亘する。即ち地盤は多く花崗岩、石英岩及び綠泥岩によつて貫かれてあるから頗る堅硬である。而して山科川の下流地には第四紀沖積層の地を見出すことを得べく、この第四紀層によつて中央の平野が形成されてゐる。

第三節 山丘、河川、池沼

本町の東西三方を圍繞する山地は、その標高概ね二五〇米乃至四五〇米内外である。而してその主なるものは行者ヶ森の四四一米、如意ヶ嶽の四六三米であつて、音羽山は遙に高く、約六〇〇米である。

河川の最も大なるは山科川であつて、その水源は滋賀縣藤尾より出て、その上流を新安祥寺川といひ、下流は宇治川に合するのであるが、本町内の流域は約十二軒である。

音羽川は音羽山より發し、銚子、布引の二瀑を作つて、本町大字東野にて山科川に合流する。

羽田川は鏡山より出て、南流して安祥寺川となり、山科川に合流する。

其他本町西南部の山間より出て、大字勸修寺を流れて山科川に合する一細流もあるが、名稱なければ特記するほどのものでもなからう。

以上の外、滋賀縣大津市より來り、本町北部の山麓を貫流して京都市に通ずる疏水運河がある。その流域は約十軒餘である。

池沼には、大字御陵地内なる鏡山麓の鏡池、血洗池、大字四宮なる諸羽山麓の足摺池、大字東野なる三之宮舊境内の長者池、大字勸修寺なる水室池等がある。

第四節 道路

凡そ道路には往昔二種の起源がある。その一は自然的敷設で、他の一は人工的敷設である。自然的敷設とは、その昔地方が原野であつた當時、某村より某村に向ひ最も平坦で、且つ通行容易なる地を選び、人の通行が頻繁となり、其處に自然特定の道路が成つたもので、今に舊道を見るときは、其の迂回屈曲の甚しき形狀を窺ひ得るのであるが、これ當初大木、古塚を避けて往來した自然的起源を偲ばしむるものである。故に舊道の起源や沿革を知らんとするは到底及ばぬことである。次に人工的道路は、必要に應じ之れが敷設を敢てしたもので、此種のものには近古よりの起源に係り、自然道に比して直通完全のものが多し。隨つて本町内の道路も其の舊道であつた跡を見るに、矢張如上自然的敷設の例に漏れないものであるが、その後時代の變遷に伴れて、小道路が漸次新道として敷設されたものである。蓋し明治維新當時の路線分布は、殆んど在來の状態そのまゝであつたと思はれる。然るに明治九年太政官達を以て道路法規を定め、後屢々改正を施行されて之れが勵行を布告したのであるが、これが影響と、又時代の加文化、世運の

進歩より來たす交通運搬の頻繁により、道路の擴張及び改修は逐年工事を重ね、漸次良道に變化したのである。今、現在本町に布設されたる主要道路を示せば

國道、東海道は、昔から名高い東西兩京を通ずる歩道であつて、人皇八代孝元天皇の御代に南海道と共に始めて開通したものである。本線は、本町主要の幹線道路にして、大字八軒より來り、本町の北部即ち大字四宮、大字安朱、大字竹鼻、大字御陵、大字日岡等を経て、京都市三條大橋に至るものであつて、本町内の延長は約四・九軒である。

府道、(イ)深草大津線、本線は紀伊郡深草町より舊東海道鐵道線に沿ひ、本町大字勸修寺に入り、大字小野、大字大宅、大字音羽、大字髭茶屋の聚落地帯を過ぎ、大字八軒に於て東海道に合し、大津市に至るものであつて、本町内の延長は約七軒である。

府道、(ロ)醍醐山科停車場線、本線は本町を縦貫する主要道路にして、大字上野に於て東海道より分岐し、大字竹鼻、大字西野、大字東野、大字柳辻、大字小野を経て醍醐村に至るものであつて、本町内の延長約四・三軒である。

府道、(ハ)京都勸修寺線、本線は京都今熊野より本町に入り、大字西野山を経て勸修寺に及ぶものであつて、本町内の延長は約四軒である。

府道、(ニ)六條大津線、本線は京都清閑寺町より本町に入り、大字北花山、大字厨子奥を経て大字竹鼻に至り、醍醐山科停車場線に合するものであつて、本町内の延長は約三軒である。

其他府道宇治大津線及び町村道縱横に通じて、國道及び他の府道と相並び、町内と隣村への交通路をなして居る。

第五節 橋 梁

橋梁としては、既に本章第三節河川の部に述べたる大小七流の河川に架せられたるもの、總計十三を數ふべく、而

して其各々の所在地及び名稱はの左の通りである。

橋名	所在地	橋名	所在地	橋名	所在地
御陵橋	大字御陵 小字大津畑	四宮橋	大字四宮	音羽橋	大字音羽
大塚橋	大字大塚	東野橋	大字東野	山階橋	大字西野
三ノ宮橋	大字東野	高橋	大字柳辻	番所橋	大字柳辻
高川橋	大字小野	中川橋	大字小野	安祥寺橋	大字勸修寺
扇橋	大字御陵				

第三章 氣象及災害

第一節 氣 象

凡そ地方の氣象を觀測するには温度の高低によるのが常であるが、地勢の状態、山岳、氣流等の影響に起因するところが極めて大であるから、必しも温度のみによつて測定することは出來ない、先づ其土地の一定時に於ける天氣現象を平均したものを、その土地その時季の氣候と稱するのである。

今本町の氣候を舉ぐれば、京都市に隣接せる土地であるから、京都市の氣候と大差はないのであるが、然かも三方山を以て圍まるゝ小盆地であるから京都市に比すれば稍溫和の方であつて、案外に酷暑に堪へ易く、夏季には東南風も多いがまた東北風も尠くないのである。冬期は西北風の比叡嵐が多いために寒氣が可なりに嚴しい。左に京都府測候所の報告に成れる最近十年間の平均を掲ぐるごとしやう。

氣 壓	七五八・四耗	(最高 七七五・八 最低 七一三・四)
平均溫度	攝氏 一三・八度	
最高溫度	(最高平均) 二〇・〇度	内最高 三七・六度
最低溫度	(最低平均) 八・五度	内最低 零下一・九度
濕 度	七七 (百分率)	
風 速	(風向北一五・八度西)	平均每秒一・五米
日照時間	二二・一七・九時間	
雨雪量	一五七五・二耗	
暴 風	三・六回	
地 震	一五・六回	
降霜期節	初十月三十日 終四月三十日	初終間日數一八三日
降雪期節	初十二月九日 終三月廿四日	初終間日數一〇六日

以上

第二節 天 災 地 異

天災地異としては先づ指を地震に屈すべく、其他は海嘯、洪水であるが、本町は山國に屬し、僅かに里餘を隔てた東にかの著名な琵琶湖を控へてゐるに過ぎないから、海嘯の恐れはなく、只地震に襲はれたことと疏水運河の掘鑿

されてから、稀に一時的出水の氾濫したのみである、古來本町の屬する山城の國は、史實に表はれしものみに據つて見れば、地震の影響を受けたことは、實に本邦第一位を占むると稱するも可なるが如く、即ち允恭天皇の五年より慶應元年まで約一千四百餘年の間に、當國に感ぜる大小の地震を數ふれば、其數實に一千六百回以上を算すべく、内強震、激震と稱すべきもの亦三十回以上に及び、近年にては天保元年の大震、安政元年濃尾の大震、次で明治廿四年十月には再び濃尾の大震、更に大正十二年九月には關東の大震災、並に昭和二年三月奥丹後の激震のために、其波動を受けて多少の損害を蒙つたことがないでもないが、併しながら如上地質の條にも言へる如く、地盤が比較的堅硬なるため、人畜の死傷、家屋の倒潰、地殻の龜裂する如き慘害を見たことは尠ないやうである。是等の地震につき、本町特殊の記録は皆無であるから、僅かに京都又は山城に感じたといへる地震の記録に依つて、その梗概を想像するより外に道が無いのである。

次に出水としては明治三十六年七月十九日本町大字四宮諸羽神社附近の第一疏水の一部が決潰して、少しくその災害を受けたことがある。其の後最も甚しかりし珍事は本年一月の出來事であつた。今之れを詳述せんに、即ち昭和五年一月十八日午後零時五十分頃、大字御陵小字山の谷天智天皇御陵北裏にあたる琵琶湖第一疏水左岸第二東口五號橋梁の東側にあたる地點の堤防の一部が大音響と共に決潰し、凄まじき勢を以て見る間に奔流が氾濫し、京都へ流れる水勢全部が方向を轉じて、附近の、田畑、並に京阪電車京津線、御陵附近の家屋百數十戸が其災害を蒙りたるのみか、奔流は畏れ多くも天智天皇御陵の御兆域を貫流して、東海道方面へ押し出したため、御兆域の一部は泥土に埋まり、神明門の邊りから東海道に至る約二丁の參道は、或は土が洗ひ去られて、三尺ほど龜裂の如き穴が掘れ、或は泥土膝を沒するほどになつたので、御築地の一部を割いて、水の捌け口を作つたほどである。所轄醍醐警察署は右

珍事の突發するや、直ちに大津警察署に急を報じ、三井寺下疏水口の閘門を閉鎖すると共に、藤尾外一ヶ所の番所の排水門を開いて減水に努めた。又當町に於いては、町役場吏員、消防組諸員及び青年團員等協力して應急處置を施したため、數時間にして水は減退し、復舊工事も約半月にして竣功した。かくて一時濁水に蔽はれたる慘澹たる現象は、町民をしてその心膽を寒からしめたのであつた。聞くところによれば、かゝる珍事を惹起した原因は、疏水道の下を潜る暗渠に僅かなる間隙を生じ、久しく水の漏れて居つたものが、外部に侵出しないために、人の注意を惹くに至らず、日を重ぬるに隨つて其の暗渠に大いなる空洞を生じ、そのため決潰を見たとのことであるが、北花山附近に於ける侵水の田畑は約二十町歩に達したのであつた。

第一篇 通史

序 説

當町の地は、その地域を王城畿甸の内に占め、青山を以て圍繞せられ、別に一寰宇を爲し、稼穡は夙に開けて、村閭は早くより繁榮し、人皇三十七代齊明天皇の御宇に至つて、禁裡本御料の地と定められ、爾來千有餘年の間、時に盛衰ありしことは免がれなかつたが、歴世皇室御由緒の地として今日に及んだ。

抑々當郷は、その上代に於ては中臣部の族この地に住居して、皇宮に奉仕し、その裔中臣連鎌足の出づるに及んで陶原の館を此の地に建て、以來その族漸やく繁榮し、齊明天皇の三年に、陶原館に精舎を設け、これを山階寺と號し、後ち天智天皇都を近江滋賀の大津宮に遷されたまひしより、山階の殷盛はその極に達した。

これより以降平安朝の時代に及んでは、南都よりの移住民、並に顯官、貴紳の第宅、園囿を此の郷中に賜つて、郷

土に一層の威勢を加へ、郷の北境には、既に天智天皇の御陵があり、後に人康親王の山科宮殿が設けられ、尋で安祥寺、諸羽の祠宇創建せられ、東には弘法、智證兩大師勤修の牛尾山寺、醍醐天皇の御外祖宮道氏の大宅寺、及び岩屋神社、南には、小野隨心院、西には勸修寺、岩屋寺、山科神社、元慶寺等の大厦巨刹相尋で起り、又白河天皇は山莊を大宅の地に營みたまふなど、その隆昌を極めたことは想像するに難くない。

而して足利時代の文明中に至つて、碩徳蓮如、本願寺をこの地に移し、大いに一向宗を唱導し、貴賤の信仰を聚め徳川時代に至つては、毘沙門堂跡起り、又義傑大石良雄の西岩屋隱棲等のことがあり、山科の名愈々世に顯はれ、明治時代を経て大正時代に入り、村治の發達頗る顯著なるものがあり、遂に町制を布かれ、昭和の今日に及んだ。今左に章を追ふて當町の沿革の大略を叙することとする。

◎宇治郡名に就いて

宇治郡の地は上古『許之國』と謂ひ、古事記、萬葉集には、宇遲、于遲、氏等に作り、日本書紀には、菟道、菟路、宇道、于施等に作る。而して宇治又は宇知の文字の始めて見られたのは和名抄であつて郡名を附せられたのも此の書を初見とする。その何れを見ても借字に過ぎずして、字義を有してゐるものは一もないやうに思はれる。

さて何時の頃より菟道と呼ぶに至つたかは、山城風土記に『菟道者輕島明宮御宇、天皇御子、菟道稚郎子、造桐原日柝宮、以爲宮室、因之御名號菟道、本名許之國矣』と見ゆれば、應神天皇の皇子菟道稚郎子が此の地に住ませられ、以來、その御名に因んで名づけられたかの如く解されるが、菟道の名は既に日本書紀神功皇后の攝政元年三月の條に見えてをれば、これ以前より用ひられてゐたことは明かである。

また郡名の起因に就いては、日本書紀通釋に『稜威』の音より轉じ來れるものと見え、萬葉集に『物郎之氏』

川渡かわわたり『千早人宇遲之渡』ちはやびとちのわたり『物乃布能八十氏川爾』等の言葉あるは、皆強健勇武の謂にして、即ち『稜威』の義であると云つてゐる。一説には、宇治は『内』の義にして、三方山を負ひ、南方一面のみが水に臨み、その内の地なれば、かく呼ばれるに至つたものと云はれるが、附會の説に近いやうである。

◎山科、大國、小野の三郷に就いて

宇治郡は和名抄に據るときは、大國、賀美、岡屋、餘戸、小野、山科、小栗、宇治の八郷より成り、内當町の區域内にありしものは、山科、大國、小野の三郷である。

山科郷は、當町の西北、日岡、御陵、安朱、西野、東野、花山等の地なるべく、大國郷は當町の東方、音羽、大塚、大宅、柵辻の附近を稱したものであらう。大國は即ち大宅にして、垂仁天皇の妃とせられた斯幡戸邊の御父大國不遲の本據の地にして、後には饒速日命の後裔である大宅首が此の地に占居してゐた。而して中臣鎌足の陶原館もこの地にあつたことは大體間違ひないやうに思はれる。東に角大國郷は上述の如き大族の住居してゐた關係上、大宅を中心として相當の大邑であつたことは推考し得られる。小野郷は、當町の南部、小野、勸修寺、栗栖野及び醍醐の一部を指せるものなるべく、小野諸陵墓が大字勸修寺の地にあるを以て見ても明かである。

◎山科郷名に就いて

山科の文字に就いては、一に山階に作られるが、現今は山科と書するを公式とする。山科は往古に於ては小野郷中の一村であつたが、中世に至つて小野の郷名は消失し、今は反つて山科に屬し、大字小野を以て稱するに至つた。

而して山科に郷名が附せられたのは何時の頃の事に屬するか、記録が存しないので詳かにするを得ないが、平安朝以後の事と見れば誤りないやうである。即ち諸陵寮式に『山階陵近江大津宮御宇天智天皇在山城國宇治郡云々』と

あり、江次第に『在北山階』と見え、又萬葉集、額田王の御歌に『やすみしるわか大きみのかしこみや御陵つかへる山科の鏡の山によるはもよ』とあり、何れも郷の文字の附しあるを見ないが、和名抄の出づるに及んで『山科郷東限逢坂、西限松坂、北限山、南限醍醐』と見え、ここに始めて郷名を見るに至つた。けだしこの書は村上天皇の天曆中の編纂にかかれれば、この時代以前に既に郷名のあつたことはこれによつて知り得られる。

◎當町大字の起原沿革に就いて

當町は明治二十二年の町村廢合の行はれるまでは、日岡村外二十二箇村に分たれてゐたが、この時より舊村は孰れも大字となつて山科村と稱するに至つた。今これ等二十三大字の起原、沿革等を明かにしたいと思ふが、その資料となるべきものが殆んどなく、僅かに蒐め得た資料に古老の言等を加へて、左にその大概を述べることとする。

日岡 往時は山科郷に屬して居た。宇治郡の最北端に位して居り、京都よりの入口に當り、朝敵の風光が佳絶なるところより此の名が生れたと云はれる。

御陵 往時は山科郷に屬して居り、天智天皇の御陵が此の地に在るを以て御陵と呼ばれるに至つたと傳へられる。

上野 往時は山科郷の一部分にして、里老の言によれば、安祥寺山の麓なる寺井に聚落をなしてゐたのが、何れの頃よりか今の地に移住したものであると。

竹鼻 往時は山科郷に屬した。名稱の起原は詳かでないが、天智天皇の陵戸十六家が置かれた際、その長に竹鼻氏なるものがあつて、此の地に住居を構へてゐたので、遂にその姓氏に基づいて竹鼻と呼ばれるに至つたものではなからうかと云はれてゐる。

安朱——此の地も往時は山科郷に屬し、北方を安祥寺と稱し、南方を朱雀と唱へてゐたが、何れの頃よりか合併せられて、安朱と改稱するに至つた。

四宮——同じく往時は山科郷に屬し、仁明天皇の第四皇子人康親王が此の地に住居したまひしを以て、遂に四宮と呼ばれるに至つたと傳へられる。

髭茶屋——此の地は昔時原野なりしが、何れの時か開拓せられて聚落をなした。始めは八軒と合併してゐたが、後ち分れて二村となつた。里老の言によれば、天正中豊臣秀吉が西征の途次本村に於て日既に暮れたので、里人等が提灯を捧げ、その行をたすけし爲め、秀吉は大に喜び、天下を掌握するに及んで、本村の課役を免じ、村名を提灯と呼ばしめたと。而して天正十四年秀吉が大佛殿を創建するに當り、道路の變換を行つた際、民家を今の地に移した。當時髭を蓄へた老爺が茶店を茲に設けて行人に勧めたので、時人呼んで髭茶屋と稱し、遂には村名となつたと云はれる。提灯町の名が今尙ほ小字として残つてゐる。

八軒——もと髭茶屋と同一であつたが、後ち分離して八軒と云つた。當時本村の家屋が僅かに八軒なりしを以て此の名が生じたと云はれる。秀吉の時代は髭茶屋と同じく課役を免がれてゐた。

小山——郷莊の係屬を詳かにするを得ない。一説には天文五年の頃音羽より分離したものと云はれる。

音羽——往古の事は詳かでないが大國郷に屬して居たらしく、その何れの頃より山科郷に屬したかは明かでない。後柏原天皇の文龜年間の古文書に據れば、當時は法華堂の領するところであつた。

大塚——往時は大國郷に屬し、御塚村と稱してゐた。もと大宅、相辻の兩所と一部をなしてゐたが、何れの時か分離した。而して村名の起原は、この地に古墳の存することによつたものと云はれる。

東野——此の地は往古原野なりしが、孝徳天皇の白雉年中始めて開墾せられて、民居をなした。桓武天皇の延暦年間に至つて、戸口大いに繁殖せしを以て、これを各所に配置せられた。時に此の地を野村と改められ、山科郷の屬邑となつた。延長中に至つて又二村に分裂し、一を東野と云ひ、一を西野と云つた。東野は即ちその東部に當る。

西野——この地はもと東野と共に野村と云ひ、山科郷に屬してゐたが、延長中に至つて二村に分裂し、その西部を西野と稱するに至つた。

厨子奥——往時は同じく山科郷に屬し、その名稱の起原等を詳かにするを得ない。

北花山——往古の事は詳かでない。里老の言によれば、天智天皇の御宇には華頂と稱せられてゐたが、桓武天皇の京都遷都以來花山と改稱せられたと。而して天正十七年に至つて、三村に分割せられ、南方を上花山、下花山と稱し、北方を北花山と稱した。寛保中に至つて下花山の地を合併して今日に及んだ。

上花山——往古は華頂と稱せられ、後に花山と改められ、天正中に至つて、上花山、下花山、北花山の三村に分割せられたと云はれる。何れも山科郷に屬してゐた。

川田——往古の事は詳かにするを得ないが、里老の言によれば、もと原野なりしを白鳳中に至つて、大舍人良輝の孫良基なるものが始めて此の地を開拓し、名づけて中西路と云つたと。爾來漸次に民居をなし、後光嚴天皇の文和年中に至つて西浦村と改稱し、天正元年五月今の名に改められた。

栗栖野——此の地は往時の栗栖野の部にして、小野郷の内西野山、東野兩村の屬邑であつて、栗栖野新開場と稱する原野であつた。享保十五年八月徳川將軍家光の女千代姫が此の地を購求して、之を山城國乙訓郡大山

崎なる観音寺に寄附した。爾後久世郡寺田村、及び紀伊郡富森、下鳥羽兩村の人民漸次に此の地に移住し、開拓に従事した。尋で東野、西野山兩村の係屬を脱し、獨立して栗栖野新田と稱したが、明治五年に至つて新田の稱を廢し今の名に改められた。

勸修寺——往時は小野郷に屬し、その地山科郷の南部なるを以て、一に南山科とも呼ばれた。醍醐天皇の昌泰中勸修寺が此の地に創建せられたので、爾來勸修寺と稱するに至つた。

西野山——もと小野郷に屬し、南花山または西花山と稱せられたと云はれるが、その何れの時代に現名に改められたかは詳かにするを得ない。

栂辻——往時は大國郷に屬し、大宅、大塚と共に一村をなしてゐたが、何れの頃よりか分離して栂辻と稱するに至つた。地名の起原は、往古此の地に柵の大樹があつて、四方より望んで此の村落たることを知り得たが故に、特に栂の文字を案出して、之を『なき』と讀ませ、村名に用ひたと云はれる。

大宅——大宅の地名は、小野郷山階村が上古の本名であつて、後に大國郷に屬したもろしく、中世に至つて宮浦里、山科里となり、遂に大宅を以て通名となすに至つた。その名稱の起原は、此の地に中臣鎌足の第宅陶原家があつて、雄大なる居館なりしが故に、地人は之を『大屋家』と呼び、後ち大宅に作られ、竟には字名となつた。蓋し山階村の本名が廣く郷の汎名となるに及んで、これと混同せざらんが爲め、かくは改めたものであらう。而して世繼物語に『大屋けでら』の名が見えて居れば、延喜以前の俚稱であることは推定し得られる。

小野——往時は小野郷に屬し、その主村であつた。地名の起原は歌人として、將又美人として有名な、かの小野

小町の一族の本據の地なるを以て、遂に郷名となり、村名となつたと云はれるが明かでない。

◎山科郷境域の沿革に就いて

當郷の境域は、今の町域より遙かに廣く、舊記、古歌等に依つて推考するときは、笠取、木幡等の地も猶ほ山科郷を稱したことが確實である。而して平安朝時代に至つて境域を定められ、北は山を限り、東は逢坂、西は松坂を境とし、南は醍醐を限りとせられたが、小野庄が置かるるに及んで、小野以南がこれに屬し、近江園城寺の跋扈するに至つては、藤尾以東の地も亦當郷に屬するに至つた。降つて徳川氏の始めに、毘沙門堂跡が興立せらるるに及んで、安朱の一部落も亦當郷に屬するに至つた。

而して歴史地理第三卷第八號に山科郷古圖なるものが載せられてあるが、中世に於ける當郷境域を知るに最も貴重な資料にして、且つ當時の事實を調査するには、極めて有要な珍書であるから、ここに其の概要を述べることにする。この古圖は、製圖の年代を詳かにするを得ないが、鎌倉時代の建久以後承久頃のものと思はれば大差はなからうかと思はれる。

此の圖に據れば、山科郷を條里に分割し、一方條里毎に里名が附せられてある。一方條里は、現今の尺度に換算すれば、方五町五十一間五尺七寸六分に當るから、此の尺度にて圖と現地に當るに誤りがないやうである。今次に此の圖と現況とを比較して見ることにする。

先づ郷の東北位より説き起せば、大津街道を界として南北に分たれ、山口里は追分の南東に當り神無森があり、山口北里は追分の北にして近江の藤尾に當る。山口里の南は音羽里にして、こゝに小山、白石堂、高水寺があり、音羽の本據の地は此の里であることを知り得られる。

而して山口北里の西が弓絃羽里、その南は大伏里、弓絃羽里の西が石雲北里、その南は石雲里にして、諸羽神社、四宮に亙る。その西が大槻北里と大槻里にして、陶田里、同北里、同北外西里、同西里の四里名がある。天智天皇御陵、日岡、厨子奥が此の地に界在してゐる。

また音羽里の西に古市里、向加理里があり、その南は玉井里、東、上、下の三里がある。即ち今の塚塚の地に當る。その次に扮本里があり、柳辻の地がそれである。

さて扮本里の南に、宮浦里の東西二里があり、東里の方に東岩屋殿、西の方に奈良街道が通じ、こゝに華表の票と、南椿市境に空標がある。岩屋殿は岩屋神社、空標は大宅寺なるべく、華表は岩屋神社を表はしたものである。然らば此の宮浦東西の二里が大宅にして宮浦とは岩屋の神在すに依つての名なるべく、且つ茲に華表の票を記し、東岩屋殿としたのは、元來この古圖は、勸修寺關係より出たものにして、勸修寺は宮道氏に起つたもので、東岩屋神社は宮道氏の祖神を祀れるものなれば、勸修寺とは最も深き關係あるが爲めである。而してその大宅寺の名を署せざるは、一の疑問であるが、凡そ條里の制は、畢竟徵稅賦課の典に出づるものにして、本圖は寺領資財の索引に製したもので、口點の地は勸修寺の資料とすべきに非れば、除却するの票記にして、此の空標位が大宅寺敷地ならんと斷定して誤りないやうである。

また宮浦西里の西に接して山科里がある。是れ古への山階村にして、山科郷の首村である。山科里の西に栗栖里があり、栗栖野、田村墳、鎌足墳、折上森等のある所である。その西が石川里にして東西に分たれ、こゝに西岩屋殿が記されてある。岩屋寺や大石良雄の棲跡所在地である。栗栖里の南に竹原里、その東に大藪里がある。舊山科停車場はこの地に係る。

また椿市里の南に上小野里がある。これは小野郷の首村にして、小野隨心院の所在地である。その西に下小野里の東西があり、西里には勸修寺が見え東の里には渚山が見えてゐる。名跡志の野色山にして、歌名所の小野の淺茅生、おのゝ古道は、此の地であると云はれる。

又石川里の北に昨田里、同西里がある。西里は瀧石越の山部にして、昨田里は花山の南、西ノ山の北、川田の西に當り、中に京都に通ずる路が記されてある。これは川田より瀧石越へ通ずる順禮路である。昨田里の東に社里があり、社里の東が即ち扮本里に當る。而して昨田里の北に船岡里があり、その東に上下の狹野里がある。本願寺別院のある所にして、上狹野の里には三之宮がある。

◎山科郷領主に就いて

山科町は、小山、音羽、大塚、東野、西野、四宮、竹鼻、御陵、厨子奥、北花山、上花山、西野山、柳辻、大宅、安朱、勸修寺、小野、日岡、川田、上野、栗栖野、鬚茶屋、八軒の二十三大字より成ることは既に述べたところであるが右の内、安朱、勸修寺、小野、栗栖野を除くの外は、往古より禁裡御所本御領の地にして、山科郷士が之を統轄してゐた。而して安朱は毘沙門堂跡の領する所、勸修寺は勸修寺門跡と三寶院門跡の領する所、又小野の地は、隨心院門跡と三寶院門跡の領するところである。獨り栗栖野は觀音寺の所領となつてゐた。中古に於いては、西野山を分割して、八坂神社、園城寺等が之を領有したことがあり、又勸修寺は昌泰の頃宇治郡の大領宮道氏の領するところであつたと云はれる。明治維新後に至つては、これ等の諸領は廢せられて總て京都府の管轄に屬することとなつた。

第一章 上古篇

第一節 部落の發生と中臣部

今本町の沿革を尋ぬるに、その民族が何時の頃より來り、又何時の時代に部落が創成せられたかは詳かにするを得ないが、地勢の關係その他より推考するに、既に有史以前より部落の發生を見、民族の生活してゐたことと思はれる。その有史以後に於ては、中臣連並びにその部曲である中臣部が居住し、皇室に奉仕してゐたが、中臣連鎌足が出づるに及んで、陶原の館を此の地に建設するに至り、その族漸く繁榮し、子孫次第に相傳して、遂に山科郷士の濫觴をなすに至つた。

中臣連は、大伴、物部、忌部、等の諸氏と共に、古代に於ける最も有名なる民族にして、神代以來常に朝廷に立ちて神事祭祀を掌つた。その曩祖天兒屋命は、天孫瓊々杵尊御降臨の際、太玉命と共に隨從して中國なかつくにに降り、後ち殿内に侍して、その警衛の任に當つた。其の孫天種子命は神武天皇に奉仕して天神を祀り、その七世の孫大鹿島命は垂仁天皇五大夫の一に列し、その裔常盤は欽明天皇に仕へて勳功があり、中臣連を賜はり、氏上となつた。その曾孫が即ち後ち藤原氏を賜はつたかの有名な鎌足である。今左にその略系を掲げて參考に資することとする。

◎天兒屋命——天押雲命——天種子命——宇佐津臣命

大御氣津臣命——伊香津臣命——梨津臣命——神聞勝命

久志宇賀主命——國摩大鹿島命——巨狭山命——雷大臣命

大小橋命——阿麻毘舍卿——阿毘古大連——眞人大連

賀麻大夫公——黒田大連公——中臣常盤大連公——可多能祐大連

御食子——鎌足

第二節 中臣連鎌足の忠誠と陶原館

蘇我馬子は聖德太子と共に佛法の興立を謀り、物部守屋を滅ほし、權勢隆々たるものがあつたが、太子の德望、威權はよく馬子の勢力を壓したので、その御生前は馬子も自ら抑損するところがあつた。しかし、太子の薨ぜられて後は、馬子は専ら政を執り、日に専恣の行爲があり、その子蝦夷、孫入鹿に至つては、專横その極に達し、遂には皇室をして危殆に陥らしむるの情勢すら見ゆるに至つた。

時に中臣部の連に、鎌足なるものがあつた。人となり忠誠にして、天下を救ふの志を懷き、蘇我氏の横暴なるを見て、密かに之れを倒さんと企てた。嘗て神祇伯に拜せられたが固辭して受けず、疾と稱して三島攝津國島上郡に退隱した。當時鎌足は皇弟輕皇子孝德天皇の宮に屢々出入してゐたが、皇子は鎌足の意氣の高逸なるを知り給ふて、深くこれを待遇せられた。鎌足も亦その知遇に感じて密かに翼戴の意を述べた。かくて鎌足は又中大兄皇子天智天皇の英邁なるを知り、皇子とも交を結びたいと思つたが、幸ひ法興寺の打毬の會に皇子と相親しむことを得、密かに意中を述べ、互に計畫するところがあつた。即ち世の嫌疑を避けるが爲に、共に南淵先生の許に通ひ、孔の教を學ぶに託して、往來の間に協議をなし、且つ鎌足の居館である山階陶原館に丈六の釋迦像を安置して、専心に逆臣蝦夷、入鹿誅伐の援護を求願した。

この陶原館は、中臣連家の本邸であつたか、またその別邸であつたかは、今明かにするを得ないが、中臣部が、この地に住居してゐたこと、並びに奈良の皇宮との隔たりがさまで遠くない等のことから推考すれば、中臣歴代の連との關係は相當深かつたに相違なく、鎌足に至つては最も密接な關係を生ずるに至り、中大兄皇子を始め奉り、蘇我倉山田石川麻呂、佐伯子麻呂、葛城稚犬養網田等の與黨と屢々此の館に於て密謀が凝され、入鹿誅伐の策源地となつたものではなからうか。編者は斯く想像するのである。而してその地域に就いては、後に當館が山階寺となつたのであるから、今の大字大宅の地に當るべく、當時は、この附近を小野郷山階村と稱してゐたことは、帝王編年記等の載するところである。

第三節 蘇我氏の滅亡と郷民の飛鳥宮守護

かくて中大兄皇子を始め鎌足等は、蘇我氏を滅ぼす機會を待たれたが、皇極天皇の四年六月三韓から貢物を献つたので、此の機會に於て蘇我氏を誅戮すべく企てられた。六月十二日、天皇は大極殿に出御あらせられ、入鹿も亦其の席に侍つた。時に中大兄皇子は、命じて悉く宮門を閉して往來を止めしめ、衛門の兵には祿を給ふべしとて一ヶ所に召集させ置き、皇子自らは長槍を執つて殿側に隠れ給ひ、鎌足は弓矢を以て助衛をなし、佐伯子麻呂、葛城稚犬養網田に劍を授けて入鹿を斬らせやうとしたが、入鹿を懼るること甚だしく、蘇我倉山田石川麻呂が表文を讀んで將に終らうとするも敢て進まなかつた。そこで中大兄皇子はその機を失はんことを恐れたまひて、直ちに入りて入鹿の肩先に斬付けたまふたので、入鹿は驚ろいて立つたが、その時子麻呂は劍を執つて入鹿の片脚に斬付けた。入鹿は轉倒して玉座に向つて、叩頭して、『臣何の罪あるを知らず、願はくは愍を垂れたまへ』と言上した。天皇は大いに驚かせ給ひ、中大兄皇子にこれを問ひたまふた。皇子は『入鹿天宗を翦滅し、天位を傾けんと謀る。臣等宗廟のために逆臣を

誅するのみ』と。ここに於て天皇は立つて殿中に入らせたまふた。かくて子麻呂、網田等は遂に入鹿を刺し殺した。

而して中大兄皇子は、變の起らんことを懼れたまひて、退きて法興寺に入らせられ自ら備へたまふた、諸皇子、諸王、群臣等悉く之に従つた。時に漢直等、その黨と共に蝦夷を助けて亂をなさんとしたが、皇子は巨勢德太古を遣はされて、諭して兵を解かしめたので、蝦夷はその敵せざるを知りて、圖書・珍寶を燒いて自刃した。斯くてさしも驕奢を極めた蘇我氏も、その本宗は遂に滅亡するに至つた。

さて此の變に對する山階郷民の奉仕に就いて述ぶるならば、鎌足がこの中心人物であつた關係上、その部曲民たる中臣部の活躍も相當あつたことと思考せられるが、何分にも上古の事に屬しその資料を缺き、明かにするを得ないが大極殿に事を擧ぐるの日、飛鳥宮の宮門を警衛し、その動搖を防ぎ、且つ中大兄皇子の法興寺の守護に當つたことは史の傳ふるところであれば、鎌足のこの偉大なる勳功の裏面には必らずや郷民の奉仕も尠くなかつたことと推考し得られる。而して亂訖つて後も尙ほ宿衛を命ぜられ、引續いて孝德天皇の難波の朝にも奉仕した。

第四節 大化の改革と山階に及ぼした影響

氏族制を以て基礎となした我が國固有の政治は、改革の必要に迫られた。蓋し臣、連、伴造等が漸次土地人民を兼併するに及び、その勢は日に盛んにして、その權力は動もすれば皇室をさへ壓するに至り、蘇我氏の勢ひを得るに及んでは、その弊害は極度に達したので、中大兄皇子は中臣連鎌足と謀つて、遂に蘇我氏を滅ぼしたまひ、その勢に乗じられて、この制度を改革せられ、唐の制を參酌して、地方郡縣の制を立てられ、この弊害を除きたまふた。世にこれを大化改革と呼ばれる。

さて著者はこの改革が當町に及ぼした影響に就いて、あらゆる方面より史料の蒐集を企てたが、遺憾ながらその目

的を達することを得なかつた。當時はこの改革の大立物である鎌足の陶原館の所在地である關係上、或は王城の地に隣接してゐる關係上、この制度の最も早く、最も忠實に行はれたことは想像し得られるところにして、且つ鎌足の本據の地として重要な地位を占めてゐたことは疑ふ餘地がないやうに思はれる。然れども斷片的の史料すら得られない今日にあつては、その具體的な事實は知るに由なく、左に改革の大要を述べて、山階の受けた影響の概要を知るのよすがとする。

改革の端緒は先づ政府の組織より始められた。是より先き皇極天皇は位を中大兄皇子に傳へやうとせられたが、皇子が之れを固辭せられたので、輕皇子に譲られた。即ち孝徳天皇と申し奉る。天皇は中大兄皇子を立てて皇太子とせられ、阿倍倉梯麿を左大臣に、蘇我石川麿を右大臣に、中臣鎌足を内臣に任ぜられ、又唐に留學せし沙門旻、及び高向玄理を以て國博士とせられ、政務の顧問に備へられ、而して皇太子自ら朝に立つて政を執られ、且つ年號を建てて大化と號せられた。

而して大化二年正月賀正の禮畢つてより、改新の大詔四條を煥發せられたまふた。

其の一は、歷代天皇の設置せられた子代の民、所々の屯倉、並に臣、連、伴造、國造、村首の私有する部曲の民、所々の田莊を廢して、悉く公民及び公地とせられた。

其の二は、始めて京師及び畿内の制を定められ、國司、國郡が置かれ、要地には關塞、斥候、防人を設けて變に備へられ、又驛を諸道に設けて、驛馬、傳馬の制を立てて交通の便を圖られ、諸國の官衙及び關所には豫め鈴契を給はり、往來の信とせられた。而して地方の區劃は國、郡、里の三級とせられ、郡は四十里（里とは五十戸の所を云ふ）を大郡とし、三十里以下四里以上を中郡とし、三里を小郡とせられた、その郡司には、從來の國造の中にて、性清廉

にして時務に堪へ得るものを選んで、大領、少領とし、強幹聰敏にして書算に巧みな者を主政、主帳とせられた。

其の三は、戸籍を作りて族籍、戸口を明かにし、計帳を定めて收税の法を便にし、班田收授の法を制定して口分田を給せられた。凡そ五十戸を一里（後に郷と云ふ）とし、里毎に長一人を置き、戸口を調べ、農桑を勧め、不都合な者をば禁察し、賦役を申付ける等の事を掌り、田制は長さ三十步、廣さ十二步を一段とし、十段を一町とし、一段の租は稻二束二把（一束は十把から成立つ）、一町の租は稻二十二束とせられた。

其の四は、在來の賦役の法を改めて田の調を課せられた。即ちその土地の産する所に隨ひ、絹、絶、絲、綿布の中の一種を出ださしめた。絹ならば田一町にて長さ一丈四尺にて一匹（一匹は長さ四丈幅二尺半とする）、絶ならば一町にて二丈、二町にて一匹、布ならば一町にて一匹とせられた、又別に戸別の調を課せられ、一戸毎に布一丈二尺とせられた。調の副物たる鹽贄（贄とは魚鳥の類を云ふ）も亦郷土の出だす所のものによつて定められた。凡そ官馬は、中等の馬ならば一戸毎に一匹、上等の馬ならば二戸毎に一匹とし、馬を買ふ價を納むるものは一戸に布一丈二尺と定められた。仕丁は五十戸毎に一人を諸司に出させ、庸は一戸に付き庸布一丈二尺、庸米五斗とせられた、又采女は郡の大少領の姉妹又は子女の容貌端正なる者を貢がしめ、一戸を以て采女一人の糧を出させ、庸布、庸米は仕丁に準ぜられた。

以上は實に改革の主要なる點であつて、これ等の制度が山階にも亦適用せられたことは疑ひを容れないところであるが、史料の缺如は如何なる方法によつてこの新制度が運用施行せられたかは詳かにするを得ない。

第五節 山階寺の建立

山階寺の權輿は、中臣連鎌足が逆臣蘇我入鹿を伐たんことを欲し、誓願を發して、その居山階陶原館に釋迦佛を奉

安したことに初まつた。こは皇極天皇の三年の事に屬し、翌四年六月十二日には遂に入鹿は誅せられてその目的は達せられた。後ち齊明天皇(皇極天皇御重祚)の二年鎌足病を得て久しく癒なかつたので、天皇は痛く歎かせたまひて百濟より來れる尼法明なる者に命じて維摩經を讀みてその病を祈らしめたまふた。然るに忽ちにして病癒れたので、翌三年冬十月陶原館に精舎を設けられて、始めて維摩會を興したまふた。これを勅修三大會の一とする。蓋し鎌足の山階寺の創建に就いては、病氣平癒の爲めのみでなく、その素願の通暢せし佛恩報謝の意より出でたものと推考せられる。その後天智天皇は號を山階寺と賜はり、海内の碩德を延いて相次で講演せられたが、天武天皇の元年大和國飛鳥の厩坂の地に移され、厩坂寺或は法光寺と改稱し、尋で元明天皇都を平城に移させ給ふに及び、鎌足の子不比等は和銅三年に更に勝地を下して奈良市の今の地に移し、興福寺と改められた。是より春日社を管掌し、藤原氏の氏寺として累代の崇敬厚く、堂宇境内に滿ち、莊麗なること他に比を見なかつたが、藤原氏の勢力失墜後は次第に傾き、享保二年の大火以後は再び興らず、僅かに寺祿二萬石を幕府より受けて維持を續けたに過ぎなかつた。現今は法相宗の大本山となつてゐる。

而して山階寺の遺址に就いては、何等史に徴するところなく、今詳かにするを得ないが、大字大宅の赤土原に興福寺橋の稱を存し、その東方約二町ばかりの所に『堂の山』と呼ばれる圓丘狀をなした周圍に、陪家とも見るべき古墳があり、附近に牛王、蓮藏等の小字名を存するより見れば、この地附近を以てその遺址と見るべきであらうか。或は大宇東野三之宮附近がその遺址であるとの説も存する。

第六節 天智天皇志賀宮と山階郷民の勤仕

天智天皇は舒明天皇の皇子にましまし、御母は皇極天皇であらせられる。御諱は葛城または中大兄と稱へ奉り、皇

極天皇の朝、中臣鎌足と謀つて蘇我氏を誅滅せられた。かくて皇極天皇は位を中大兄皇子に傳へやうとせられたが、皇子は鎌足の諫を容れられ、皇舅孝徳天皇に讓られ皇太子として鎌足と共に天皇を助けられ、大化の改新の偉業大成せられ給ふた。而して孝徳天皇の崩御後も位に即かせられず、皇極天皇が重祚あらせられて齊明天皇と申し、中大兄皇子は尙ほ皇太子であらせられた。かくて皇太子の位にましますこと二代十有七年の長きに涉り、齊明天皇の崩御に及んで、愈々皇位に即かせらるべきであつたが、當時三韓と事を構へて居り、軍國多端の際であつた故、尙ほ筑紫に留まつて制を稱せられ、内國の政事は御弟大海人皇子(天武天皇)に委ねられた。

而して天皇は六年筑紫より倭の京に歸られ、尋で都を近江の大津に遷したまひ、これを志賀宮と稱せられた。その皇城を經營したまふに當つては、當郷は御料の地なるを以て、郷民をして土木のことに與らしめたまひ、且つ皇城の成就し、御遷幸のことあるや、當郷の豪族である中臣部を始め郷民等はその警驛の任を仰せ付けられたと傳へられる。

第七節 藤原鎌足の薨去と鎌足塚

天智天皇の八年十月内臣中臣鎌足病にかかるや、天皇の憂へたまふこと限りなく、十日には天皇親しく其の邸に行幸あらせられて、その病を問はせられ、優詔を下して之を慰藉したまふた。又更に皇太弟大海人皇子を遣はされて、大織冠を授け、内大臣に任せられ、姓を改めて藤原朝臣と賜はつた。これより藤原内大臣とも大織冠鎌足とも呼び、その一族を藤原氏と稱し、たゞ祭祀にあづかる家は舊姓中臣を襲ふこととなつた。かくて鎌足は十六日遂に男不比等の邸に於て薨去した。享年五十六。天皇慟哭したまひて廢朝五日を仰せ出され、尋で十九日には蘇我赤兄を使として恩詔を宣せしめ、且つ金の香爐を賜はつた。その詔書を拜讀するに、その如何に生前に頼むところの深くおはしたかその死別を如何に切に哀惜せられたかは、想像するに餘りがある。更に天皇は司南、方相、羽葆、鼓吹の樂を賜ひ、そ

の送葬の日には路を闕下に過ぎしめて、素服を着御あらせられ、親しく徒歩にて臨ませられ、勅して柩車をとどめしめ、輜に對つて號泣感噎あらせられた。その恩を降し寵遇の渥きことは古今に曾てない盛事であつた。かくて閏の九月六日、山階の精舎に葬られたが、この時にも勅して王公卿士を悉く葬所に會し、大錦下紀大人をして送終の辭を告げしめ、贈賻の禮を致さしめたまふた。而してその葬送祀祭のことに就いては、鎌足と最も深き關係にある中臣部のこれに與つたことは勿論である。墓はその後攝津の安威山に移され、更に大和の多武峯に改葬せられた。

而して山科栗栖の折上森（古名降衣森）の南、小宇射庭上に鎌足塚と唱ふる塚十三個が有る。これは恐らくは鎌足の殯舎の趾であつて、塚丘は喪具を瘞し所ではなからうか。塚の土は壞れ、窟孔が露出して居り、近年までは塚の附近は廣涼な林野であつたが、今では開拓せられて耕地となつてゐる。

第八節 天智天皇山階行幸と若宮八幡宮の創建

天智天皇は中臣鎌足の居が此の地にあつた關係上、未だ皇子におはせし頃より屢々山科の地を來往せられたが、天皇の八年五月五日には、群臣を率ゐて大いに山獵を催はしたまふた、

而して大字音羽の若宮八幡宮は、天皇の山科行幸の際仁德天皇を勸請創建したまふところと傳へられる。當宮は後に應神天皇、神功皇后、素盞鳴尊、及び天武天皇を配祀せられ、明治維新後村社に列せられ現今に及んだ。

第九節 天智天皇の崩御と山陵の奉仕

天智天皇は、攝政、在位凡そ二十餘年間、一の寧日なく、銳意大政の改進を圖らせたまひ、大化の革新を斷行あらせられた英明勇武の聖主にわたらせたまふことは既に述べたところであるが、惜しい哉、天皇の十年十二月五日御壽四十六歳を以て近江國大津宮に崩御あらせられた。而して天皇にとり奉つては、藤原鎌足の薨去は極めて大きな打撃

であらせられたに相違なく、天皇は爲めに非常に御落膽になつたのは勿論のことにして、天皇がその翌年に御崩御になられたことも多少の關係はあつたやに拜察せられる。さて天皇のこの御力落しは改新の業半ばにして創業第一の功臣を失はれたことにも因るであらうが、他面に於ては時世が非常に危険に切迫してゐたことにもよるのであらう。即ち新政に對する非難の聲は漸く高く、殊に舊氏族の反對の形勢は、將に何等かの形を辿つて爆發すべき兆があつたからであらう。そしてこの形勢は皇弟大海人皇子によつて代表せられ、爲めに天皇對皇弟の反目となつてゐたのであるが、その間に立つて常に調節を得さしめてゐたのは實に鎌足であつた。されば此の難局の緩衝であつた鎌足の薨去は天皇にとらせられては如何に痛切に感ぜられたかは、既に前節に於て述べたところであるが、鎌足の死が又如何に天皇の崩御を早めたかは推察するに難くない。

かくて天皇の崩御あらせらるゝや、皇子弘文天皇は、美濃、尾張の兩國司、並びに山階郷人等に沙汰せられて、山陵の造營にかかられたが、その未だ成るに至らずして壬申の大亂が勃發したので、遂にそのまゝとなつてしまつた。而してその修造は文武天皇の三年に、齊明天皇の越智山陵と同時に行はれたが、御陵は既にその以前に存在してゐたことは、額田王が山科陵を過ぎられた時の歌が、萬葉集に收められてゐるのを見ても明かである。

さてその地域に就いては、扶桑略記に『山城宇治郡山科郷北山』の地に在ると見え、今の大字御陵の北宇御廟野の内鏡山の南麓に當つてゐる。延喜諸陵式には『東西十四町、南北十四町、陵戸六畑』と見てゐるが、その兆域はそれよりも遙かに廣かつたもののやうである。當時は先皇の御陵には陵戸五畑を附せらるるを法とせられたが、山科陵は特に六畑を附せられ、又他の山陵は御代の遠近により、漸次に國忌より除かれることになつてゐるが、ひとり山科陵のみは永世國忌より除かれることなく、歴世天皇の特別の御尊崇があり、大事ある毎に必ず奉告の勅使を差遣せら

るるを例とした。而してその御廟には、専ら山階の郷民をして奉仕せしめられ、職名を沙汰人と稱したが、後には社司十六戸が置かれ、これも亦孰れも郷民をしてこの任に就かしめられた。

而して天皇の御崩御に就いて、水鏡に『十二月三日御門御馬に奉りて山階へおはして林の中に入れてうせ給ひぬ、いづくにおはすといふことをしらす。只御沓の落たりしを陵にはこめたりし』云々と見ゆ、又扶桑略記には『天皇馬に駕して山科郷に幸し、更に還御なし。永く山林に交り、崩御を知らず。たゞ履沓の落ちしところを以て其の山陵となす』と云つてゐるが、この事は勿論謬説にして、天皇を此の地に葬り奉つたことは、日本書紀、萬葉集などの書によつても明かである。里人の呼ぶ御沓石なるものは、恐らくは石槨の蓋石の露出したものであらう。兎に角このことは天皇の御徳を尊むのあまりに、その仙化したまへることを言つたものと思はれる。

第十節 大津皇子と粟津皇子

大津皇子は天武天皇の第三皇子にましまし、弘辯博學で、文筆にも巧みであり頗る衆望があつた。嘗て新羅の僧行心が皇子の人となりを相し、その骨相が人臣に似ず、久しく下位に屈し居ては却つて禍あらんと言つたことを信じたまひ、皇太子草壁皇子を除いて之に代らうと計られ、遂に事が發覺して捕へられ、大和國城上郡の譯語田の邸に於て死を賜はられた。時に持統天皇の十二月三日にして、御年二十四の時であつた。而してその御墓は、天智天皇の御勸請と傳へられる大字音羽の若宮八幡宮の境内にある古墳がそれであると云はれるが、大和國北葛城郡當麻村に御墓が存してゐるのを見れば、歴然とした確證がない限りに於ては皇子の御墓であるとは斷定出來難い。またこの御墓と相並んで大津皇子の御墓と傳へられる古墳がある。この墓も果して粟津皇子の御墓であるか否かは疑問であるが、父皇子の横死せられて以來は此の里に住せられたと傳へられるから、或は皇子の墓であるとの推定もつか

ないではない。

第二章 奈良朝篇

第一節 奈良奠都と山科郷民の奉仕

我が國古來より、天皇の御即位あらせられたまふごとに、大抵は先帝の舊都に居たまはずして、遷都の御事があつた。これは新帝が幼時より居住し給ひし所に於て帝位につき給ふた事によるとも、或は又汚穢を忌むの風習より、先帝の崩御の地を忌ませられて新たに都を建て給ふのであるとも云はれる。されど萬事が質素を旨とし給へる世には、遷都も甚だ簡易に行はれて、これが爲めに多くの費用を費やして、人民を苦しむることは少なかつたことであらう。

然るに、大化の新政以來、中央集權の制度が確立したので、中央政府も従前に比しては大規模となり、外國との關係上、廣大なる帝都を立つるの必要があり、且つ遣唐使、留學生、學問僧などの歸朝するに當りて、支那の帝都の有様などを述ぶるものもありたるべければ、勢ひ支那の制にならつて、廣大なる帝都を起さざるべからざるに至りしものと思はれる。されば奈良の都の起れるは、一朝一夕の故にあらずして、遠くは推古天皇以來、近くは大化新政以來の天下の趨勢の自ら然らしめしものにして、ここに至つて始めて斷行あらせられたものであらう。

さて元明天皇の和銅元年二月、都を藤原宮より奈良に遷さんとせられ、『方今平城の地、四禽、圖に叶ひ、三山、鎮を爲し、龜筮、並び従ふ。宜しく都邑を建つべし』と詔せられた。九月菅原に行幸あり、平城に巡幸あらせられて、その地形を觀たまひ、阿倍宿奈麻呂、多治比池守を以て造平城司長官となされ、次官、大匠、判官、主典等を任ぜられ、十一月菅原の民家を他に遷し、十二月に地鎮祭を行はせたふた。かくて翌二年に至りては、新宮の工事大いに進捗せ

しと覺しく、八月車駕平城宮に行幸あらせられ、九月新京の百姓を巡撫し、物を造宮の將領以上に賜はり、十二月平城宮に遷幸あらせられた。三年正月には天皇平城宮なる大極殿に於て朝賀を受けさせたまひ、三月に至つて全く平城宮に御遷都あらせられた。

而してこの造宮に當つては、山科郷は御料の地なるを以て、中臣部その他の諸族に土木のことを仰せ付けたまひ、且つ建築材料その他の調貢を命ぜられたと傳へられる。先に天智天皇の近江志賀宮の御造營にも奉仕し、今また平城宮御造營に就いて此の恩命に接した郷民は、その聖恩の有難さに出來得る限りの努力を盡してこの工事に當つたことは想像し得られるところである。

第二節 奈良奠都と山科に及ぼした影響

奈良の奠都が山科方面に如何なる影響を及ぼしたかは、何等史に徴するところがないので詳かにするを得ないが、相當の影響のあつたことは事實とせねばならぬ。

奈良朝時代とは元明天皇の和銅元年に始まり、光仁天皇の天應元年に終る、御七代七十五年の間を指すものにして、文武天皇の朝に制定せられた、彼の大寶令の規定は最も能く行はれ、特殊の文化を現出した時代にして、本邦史上に於て特に注意せらるるの一時代である。今大寶の制に據つて當郷に關係あると思はれる點を略述して参考に資することとする。

先づ地方の區劃が整理せられて、全國を分ちて四畿、七道、六十八國、三島とせられ、國を分ちて郡とせられ、また郡を分ちて里とせられた。國には大國、上國、中國、下國の等差が設けられ、郡には大郡、上郡、中郡、下郡、小郡の五等があり、一郡の戸數は千戸、即ち二十里を過ぐるを得なかつた。而して國司、郡司、里長を置いて、各々そ

の管下を治めしめられた。

而して戸籍の制は、一家を二戸とし、當時は兄弟、叔姪各々其の妻妾、子女、奴婢を有して、共に同籍となす習慣なりしを以て、一戸にして百人を過ぎるものがあり、通例五六十人を下らない有様であつた。戸主は其の家の正嫡を以てし、その他は幾人あつても家口といつた。また年齢によつて家口を區別し、三歳以下を黄とし、十六歳以上を小とし、二十歳以下を中とし、二十一歳より六十歳までを丁とし、六十一歳以上を老とし、六十六歳以上を耆と定められた。又女子の嫁いで後、夫に分れたものを寡妻妾と云ひ、又不具者は類によつて殘疾、癱疾、篤疾の區別が設けられ、是は戸籍に記して課役免除の資格とされた。戸籍は各地方に於て、六年に一度改造し、二通を太政官に送り、一通を其の地方に保存することとせられた。戸籍は常に三十年間のものを留めて置くが、それ以上のものは、年の去るに隨つて除かれた。但し天智天皇の御宇に造られた庚午年籍は、後世に於ける氏姓の標準として長く除かれぬ例であつた。また土地は田地（水田）と園地（畠地の類）とに分たれ、田地は永く私有を許さないうて、班田の制が行はれた。而して全國の民が生れて六歳になると、男には二段、女には其の三分の二を授け、これを口分田くぶんでんと云つた。一旦口分田を授けられた上は、一生改めて授けるといふことはなかつたが、生死の異動が行はれるから、六年毎に班田の事が施行せられた。班田の年を班年といひ、例へ生れた者があつて六歳を踰ねても、班年に至らざれば口分田を授けず、また死んだものがあつても班年に至らなければ、その口分田を取上げないで、同戸の者をして之を耕さしめた。次に園地は之に反して年齢に關せず、男女をも分たず、その地方にある所のものを以て各人に均分し、一度給した後は、更に受授することなく、之を賣買することをも許した。しかし寺院に喜捨または賣渡すことは禁ぜられてゐた。園地には桑漆等を植わさせるの規定であつた。

次に納税の事に就いては、三種の區別があつて、之を租、庸、調と云つた。租は男の口分田二段の穂稻を百四十四束として、此の中の四束四把を官に出さしめる定めてあつた。庸は正丁一人をして毎年十日間の勞役を國家の工事に供せしめるものを云ひ、或は物品を以て代納することをも許し、十日の量に代へるのに布二尺六寸を以てするの類である。調は絹、絁、絲、綿、布等、郷土の出す所に従つて之を輸さしめた。正丁一人の納むところは、絹又は絁は八尺五寸、絲は八兩、綿は一斤、布は二丈六尺にして、何れかの一を貢がせられた。次丁の納むところは、絹又は絁は四尺二寸五分、絲は四兩、綿は八兩、布は一丈三尺とせられ、此の他に調の副物などと云ふものもあつた。

また軍制に就いては、諸國には軍團なるものがあつて、大抵五六郡内に一を設けられた。而して諸國の男子は年二十より六十までを壯丁とし、その三分の一を取つて兵士とせられ、之を軍團に充てられた。即ち徵兵の制度である。年六十になつて軍役を免ぜられるまで、時を定めて軍團に上番した。その内京に上つて宮門の警衛に當るものを衛士と云ひ、年期は一年間とせられた。また西國に派遣されて警衛に當るものを防人と云ひ、年期は三年であつた。當郷の地は御料の地として朝廷との特別の關係にあつたので、衛士となるものは特に他より多かつたやうである。

第三節 恭仁宮遷都と郷民の奉仕

聖武天皇は奈良の京を不便となしたまふて、しばしば遷都の御計劃を立てたまひ、天平十二年に橘諸兄に命ぜられて、山城國相樂郡恭仁（今の瓶原村）の地に都城の經營に着手せしめたまふた。蓋しこの地は橘氏關係の地で、諸兄の別業もあつて、嘗て天皇も行幸あらせられて、宴飲酣暢せられたこともあるから、或は行幸中に此の地に於て遷都の議が熟したものと思はれる。非常に風景に富んでるところから、奈良朝の初め頃には、岡田離宮、甕原離宮があつた。

かくて天皇には十二月にこの未成の新京に行幸あらせられて、天平十三年の春を迎へさせたまひ、宮垣未だ成らずして、繞らすに帷帳を以てして、新年の式を舉行あらせられ、群臣の朝賀を受けさせたまふた。これより遂に平城宮に還幸したまふことなく、恭仁は事實上の帝都となるに至つた。

而してこの遷都に就いても、山科郷民の奉仕したことは勿論のことにして、且つ郷人をして御所田を作らしめて、内膳の供御とさせたまひ、中臣部その他の豪族には各々官爵を賜はつて、宮殿の警固に當らしめたまふた。

第四節 難波宮御遷都と郷民の奉仕

聖武天皇の天平十三年に恭仁宮に御遷都あらせられたが、未だ恭仁宮御經營の最中、即ち天平十四年八月に、近江國甲賀郡紫香樂村（信樂）に離宮の造營を命じたまふた。而して天皇には信樂宮に行幸あらせられること數度であつて、遂に未成の恭仁宮の御造營を中止せしめられた。然るに十六年正月難波御遷都の議が起り、天皇は恭仁、難波の二京のうち何れに都せんかと迷はれたものと見ゆ、百官を廟堂に集めてその意見を徵せられたまひ、遂に正月十一日難波に行幸あらせられ、二月には使を恭仁宮に遣されて、驛鈴、内外印を取らしめたまひ、諸司、朝集使等を難波宮に召され、ここに難波は皇都と定まるに至つた。

而してこの御遷都に方つては、従前より朝勤を命ぜられてゐた當郷の諸族は、その鳳駕に扈從して警衛するの任を仰せ付けられ、また當郷に在住するものは、専ら官田御園の耕作に従事して、米、粟、果菜等を栽種して、宮廷に調貢したと傳へられる。

然れどもこの度々に互る御遷都は人心の動搖を來し、上下皆舊京をおもひてやまなかつたので、天皇は再び奈良に遷らせたまひ、奈良は五年を経て再び帝都となるに至つた。

第三章 平安朝篇

三六

第一節 長岡、平安宮の遷都と山科郷民の奉仕

天應元年四月に光仁天皇の皇太子山部皇子が皇位に即かせられた。之れを桓武天皇と申す。天皇は資性英明にましまして、御父光仁天皇の御遺志を繼がせられ、先づ奈良朝晩年の悪弊を挽回し、大いに皇威を振起せんことを欲したまふたが、奈良の京の規模が狹隘にして、その益々膨脹せんとする國運に適せざるばかりでなく、東陸に皇化を布かんとするには、不便とするところが尠くないのでここに遷都の必要を感じられて、延暦三年五月、中納言藤原小黒麿等を山城國に遣はされ、遷都の地を相せしめたまふた。かくて同國乙訓郡長岡村の地に決定し、その六月には造長岡宮使が置かれ、藤原種繼等が之れに任せられ、専ら都城の經營に従事したので、十一月には新宮城が畧々出来上り、天皇は平城より遷都あらせられ、翌年の正月には長岡宮の大極殿に御せられて朝賀を受けさせたまふた。然れども宮殿、官廳等は、未だ完成するに至らないので、盛んに工事を勵ましてゐたが、偶々その主任たる種繼が皇太子早良親王の爲めに暗殺せられたため、その後工事は遅々として進まず、十年を経ても未だ竣工するに至らなかつた。

長岡造宮の結果が上述の様な次第であつたので、後には廷臣の中にも異論者が出でるに至り、中宮大夫和氣清麿の如きは、遊獵に託して、葛野郡宇太村の地を相して、こゝに再遷の議を密奏した。そこで天皇も稍々御心を動かされたものと見て、延暦十二年正月、更に藤原小黒麿、紀古佐美等を遣はされて、宇太村の地を視察せしめたまふた。かくて伊勢大神宮に奉幣し、又賀茂神社並に天智天皇の山階陵に勅使を遣はされて、遷都のことを告げたまひ、諸國の役夫を發して、長岡の宮殿を新都に遷させたまふた。時に又有司を山科の本御料地に遣はされて、山林を調査せら

れ、住民に課するに、木石を伐採せしめて、これを新都に運搬せしめ、土木の事に従はしめたまふた。又王城東方の鎮護として、當郷の大塚に星宮を建立せられたが、此の際にも當郷の住民は相當の奉仕をしたことと思はれる。而して當郷の土にして、既に奈良の朝廷に奉仕してゐた者はその御遷都あるに従つて、新宮に供奉してゐたが、平安城に奠都あらせられて後は、永く山科郷に土着して、世々衛門の職、臺盤の任を忝ふし、新嘗の穀、内膳の糧を百代に獻納して、以て近世に繼承し來つたのである。

第二節 桓武天皇の山科行幸

かくて翌十三年七月には東西の市を新京に移され、廩舎を造つて、且つ市人をも移された。尋で十月に車駕新京に遷らせたまひ、詔して『葛野の大宮地は山川も麗しく、四方の國の百姓の參出來る事も便なり』と宣ひ、又山背國は山河を襟帯して自然に城を作せばとて、山背を改めて山城國とせられた。その新京は庶民謳歌して、之を平安の京と呼んだ。此の平安の新京こそは、實に今日の京都の地で、當時より明治二年に至るまで、一千七十五年間一定不變の帝都であつた。

造宮の事は延暦十三年三月に始まり、同二十四年十二月に終つたのであるが、新京の工役は全く竣工したと云ふ譯ではない。政費節減、民力休養の爲めに、謂はば中止された次第で、坊市の如きも、左京は畧々完成して民居も充實したが、右京は區劃のみあつて、未だ充實するに至らなかつたらしい。殊に左京は鴨川を貫通し、且つ東山に添ふた地の如きは高燥であるから、次第に王侯諸人の別莊を構へる者なども多く、新市街は次第に東方に伸びて行つた。

従つて左京に隣接した當山科郷の地にも、朝官の邸第、縉紳の別墅等は漸次に營まれるに至り、延暦二十年四月には、天皇、參議紀朝臣梶長の山階の邸に行幸あらせられた。その後天皇には、屢々山科の地に行幸あらせられて、山

野に田獵あらせたまひ、且つ郷士をして、その御獵に使役せられたまふところの鷹並に犬を飼養せしめられたと傳へられてゐる。降て東山天皇及び光格天皇の御宇に至つて、この例を追はせたまひ、御犬を郷中に預けさせられたので、村々より日々米三合つつを出して之を飼養したことがある。

第三節

官田並に御園附當郷新嘗祭供御田の事

桓武天皇、京都に御遷都あらせられて後は、官田又は御園を當郷の地に置かせられ、供御の稻、粟等は、年々缺くことなく、奉獻せしめたまふた。殊に新嘗祭に用ひたまふところの米、粟は、上世よりの格式に依つて、當郷より奉つたものである。新嘗祭は毎年十一月に行はせらるるところの、宮中に於ける御祭儀中の最嚴儀に屬するもので、天皇御親らが、新穀を天神地祇に薦め奉り、又御自身も聞召したまふ御神事にして、この起原は遠く神代にあつた。傳ふるところによれば、人皇の始、久米部の族此の地に住して粟を作つてゐたが、久米部が亡びて後は、中臣部が之に代つて耕作に従事し、子孫相繼いで持統天皇の御宇に至つた。天皇嘗て皇居大和の藤原宮より伊勢の大廟へ行幸あらせられたが、その途次鳳駕此の地を過ぎさせたまふたので、郷人はその作りし粟を奉獻せしところ、天皇には、御感あつて、『殊のほかよき出來榮りである』と仰せたまふたので、その年の秋に又初穂を捧げ奉つたところ、これを新嘗祭の供御に充てさせ給ひて、終に永く恒例と定めたまふたと云ふことである。

又五月五日の端午の御節會には、當郷より早瓜一捧を奉ることは、醍醐天皇の御宇に制定せられた延喜式の定むるところであつて、その瓜園は四宮及び竹鼻の地にあつたものである。此の外左儀長の竹、柿澁等を献上してゐたことは順を追ふて述ぶることとする。

第四節

栗栖野御獵場

當郷の地は古來より獵場に適してゐたものと見れ、今の野村より栗栖野の地に亘る一帯をば御獵場地と呼ばれ、皇室を始め奉り、朝臣、豪族等が盛んに遊獵を試みた地であることは、古史によつて窺ひ得られる。天智天皇は資性御叔武にましまして、屢々此の地に御遊獵を行はせたまひ、又桓武天皇は、殊に御放鷹を好ませたまひ、栗栖野を始め諸所の御獵地に御遊獵を催はしたまひ、當郷の士をして、鷹並に犬を飼養せしめたまふたことは前述したところである。尋で嵯峨、淳和、仁明の諸天皇は、いづれも放鷹を好ませたまひ、此の地その他に於て盛んに御遊獵あらせられ、又宇多、醍醐の二天皇は、殊に御鷲狩に御熱心で、坂東諸國に良鷹を貢せしめたまふたことすらあつた。宇多天皇は御讓位の後も放鷹の行幸絶ゆることなく、中にも昌泰元年十月の大和宮瀧の行は末代まで鷹狩の龜鑑と云はれてゐる。是月二十日に朱雀院を御出御あらせられ、是貞親王、權大納言菅原道眞、參議源昇等が駕に隨從し、出御の日には先づ栗栖野に於て小鷹狩を催はされ、左右の鷹飼を分たれて、その獲るところの鳥類を競はしめられたところ、左方は小鳥九十四羽を獲、右方小鳥九十一羽、並びに鶉一羽を獲た。當時鶉一羽は小鳥五羽に當る例であつたから、右方の勝と定まつて、勅祿に預つたと云ふことである。而して交野、宮瀧等の遊獵を終へられて閏十月一日に還御あらせられた。この時の記録は菅原道眞のものしたものと云はれる。この外坂上田村麿は、鹿を追ふて音羽山に分け入り、ここに始めて延鎮法師の修行するに逢ひ、その靈符を得て妻の病を癒すことを得たと傳へられ、又醍醐天皇の御外祖院内大臣藤原高藤が未だ壯年の頃、當郷の蛇岡に狩り暮して、宇治郡の大領宮道彌益が家に宿り、遂に彌益が女をその正室と爲すことを得た等の物語が傳へられ、今にそれ等の名跡は諸所に點在してゐる。勿論上掲の事實は、史書に著はれた一端を述べたに過ぎないのであつて、皇城に接近した當郷の地はその地の理から考へても最適地と認められるから鷹狩その他の狩獵が盛んとなるにつれて、益々獵場としての價値が認められ、遂には御獵場となるに至つた

ものであらう。

第五節 坂上田村麿の墓と法嚴寺

嵯峨天皇の弘仁二年五月二十三日、大納言坂上田村麿年五十四を以て薨じた。田村麿は桓武天皇の御宇、征夷大將軍に任ぜられて、大いに蝦夷を破つて、その巢窟を覆し、朝廷をして再び後顧の憂をなからしめた。その薨するや、天皇は大に哀惜したまひて、從二位を贈られ、當郷の栗栖野村の水陸田、山林三町を賜ひて、墓地となさしめ、且つ詔せられて、その屍を棺中に立てしめ、甲冑を被らしめ、劍矛、弓箭を帯びしめ、西平安城に向つて土葬せしめられた。これ田村麿の忠烈武勇の威望によつて、永く平安京を鎮護せしめたまはん御意思であつたことと拜察せられる。その後、若し國家に非常の事があれば、その塚内で、或は鼓を打つが如く、或は雷電の如き響きを發したと傳へられる。又爾來將軍の號を蒙つて奥地に出征する時には、先づ此の墓に詣でて戰勝を祈ることが例となつた。中古の亂世に及んで大に荒廢に歸し、僅かにその石垣のみを存してゐたが、明治二十八年に、平安遷都一千百年祭が舉行せられた時、官民協力して、大いに修覆を加へ、兆域を擴大し、石垣を新たに造り、その外域には蒼松、翠竹を栽て、別に一碑を建てた。

かの有名な京都清水寺の開祖である延鎮法師は、田村麿に靈符を與へてその妻の病を癒した事によつて、大に田村麿の崇敬するところとなり、その清水寺の建立に際しては充分の援助を與へたことは勿論にして、且つその奥の院たる當郷小山の嚴法寺の草創に當つても相當の援助を與へたことと思はれる。嚴法寺は延曆中の建立にして、延鎮の師とも云はるる行叡居士の登天地と傳へられる。昔時は伽藍巍々たるものであつたが、中世に至つて衰頽し、寺も今の地移され、寺號も法嚴寺と改められ、僅かに其の面影を存するのみである。

第六節 安祥寺の創建と皇室の御外護

仁明天皇の嘉祥元年八月當郷御陵の地に吉祥山、安祥寺が草創せられた。その開基は入唐沙門惠運僧都にして、建立本願の大檀越は、仁明天皇の女御五條后藤原順子に在りし、文徳天皇の御生母に當らせらる。畏くも仁明、文徳の兩天皇は、平素佛法御尊崇の念に富ませられ、特に眞言密教を解信したまふこと厚く、叡慮を紹隆密教に注がせられたれば、兩天皇御治世の二十五年の間には眞言密教の基礎漸く堅實を加へるに至つた。殊に順子皇太后は御熱誠な密教信者に在りし、貞觀三年四月には惠運を戒和上として御落飾遊ばされ、法諱を本覺と號し奉つた。

かくて皇太后には仁壽元年三月、當寺に七僧を置きて持念薰修せしめられ、同二年秋八月には顯稻一千斤を喜捨せられて常燈分となされ、官符を下して之を山城國に付せられ、齊衡二年には定額寺に列せられた。尋で天安二年八月、文徳天皇御崩御あらせられたので、翌貞觀元年四月には、仁明、文徳兩天皇御追福の爲めに、且つは紹隆密教、宿願成就のために、年分度者三人を賜はり、堂宇を建立して、御尊像を圖畫し、大乘妙典を繕寫し、晝夜間斷なく、恒に諸宗の法輪を轉せしめられた。

これより先、惠運は六ヶ年に亘る入唐留學を畢へ、承和十四年六月歸朝するや、その道價は朝野に高く、皇室の御歸依一入深く、此に於いて、皇太后には翌嘉祥元年八月惠運に勅せられて、當寺を開創せしめられ、四恩報謝、三寶興隆の御誓願を成就せしめられた。

惠運僧都その草創の業を翹むるや、諸國に於て廣大なる寺領田園を寄せたまひ、且つ御本願順子皇太后、文徳天皇、女御藤原古子、尙侍廣井女王には、數多の佛像、經典、什寶を御施入あらせられたれば、寺門の營構は日に進み、貞觀の末年には、上下兩所の大伽藍を始め、塔頭の坊舎七百餘宇駢列し、輪奐の美は周ねく備はり、特に安祥寺の寺額

を賜はり、以て國家安祥の祈禱道場となされた。さればその寺域の如きも鏡山以東山科一帯の山野を獨占し、當時代屈指の巨刹とはなつた。

加之貴種名徳累代座主職となり、寺門大いに繁榮せしが、平安朝の末期に及んで勸修寺の長吏が當寺の座主職を兼帶し、剩へ寺領の實權を掌握するに至つてより、漸く衰運に向つたが、徳川氏の始、高野山寶性院の政遍幕命によつて、當寺第二十八世となりてより、爾來寶性院の兼帶所となり、明治に及んだ。現今は古義眞言宗の別格本山である。

第七節 勸願所十住心院の創立

清和天皇の貞觀元年に、天台座主慈覺大師圓仁によつて、當郷小山の地に十住心院が創建せられた。本尊には千手觀音が安置せられ、同四年に勸願所に列せられ、相當の大伽藍であつたが、應和の頃祝融の災に罹り、その堂塔を失ひ、その後再建せられた堂宇は洪水の爲めに流され、今その寺址を明かにしない。本尊の如きもその所在さへ分明でなかつたが、幾星霜を経た後に音羽川の上より出現したと云はれる。

第八節 諸羽神社の勸建

清和天皇の貞觀四年に、當郷の楊柳山に勸に依つて兩羽大明神の社殿が造營せられた。その御祭神たる天兒屋根命、太玉命の兩神は、天孫瓊々杵尊御降臨の際、左右補翼の神であらせられたが故に、兩羽大明神とも呼ばれ、又當郷楊柳山に降臨せられたと云ふ傳説に基づいて、楊柳大明神とも呼ばれた。此の地は今の四宮の地に當り、これより山名も兩羽山と改められ、永正年間に至つて、應神天皇、伊弉諾尊、素盞鳴尊の諸神が配祀せられ、また兩羽の文字も諸羽と改められた。往古の社殿は應仁の兵火に烏有に歸し、後ち再建せられたが、明和元年又回祿の厄に罹り、古記録その他殆んど此の時に燒失した。明治六年八月村社に列せられ、同十六年一月郷社に昇格し、現今に及んだ。

第九節

人康親王山科の山莊と十禪寺の開創

仁明天皇の第四皇子に人康親王と申す御方が在した。親王は四品彈正尹であらせられたが、天安二年御齡二十八歳の時兩眼を失ひたまひて、盲人とならせたまひ、貞觀元年五月出家入道あらせられ、法名を法性と號せられ、山科の地に御所を營まれて隱栖したまひ、同十四年の五月五日に薨せられた。その御所は、當時安祥寺の寺域内に在つて、今の諸羽山下十禪寺傍なる石橋西北の地であつて、里人はその舊跡を『御所平』と呼んでゐる。

かくて親王は益々佛法に歸依あらせられて、遂に寺を此の地藤村河原に建立せられ、自ら住せられて、十禪寺と號せられた。往時は伽藍宏壯であつたが、嘉吉以後數回の回祿に罹り、寺運大に衰へ、僅かに草堂を營んで本尊を安置するの狀態にあつた。明正天皇に至つて、當寺御本尊の靈告に感じたまひて、大に當寺の再興に御盡力あらせられ、特に祈願寺に列せられて、御宸翰の勸額を賜はつた。現時は天台宗の寺門派に屬し、京都の聖護院末である。

而して山莊の工事、十禪寺の建立には、山科郷士の奉仕したものが相當あつた傳へられる。四宮の字名は、第四皇子であらせられた親王が、此の地に住せられたのに起因をなしてゐることである。

第十節

五條太皇太后並に文徳天皇中宮の崩御と山科郷士の奉仕

貞觀十三年九月二十八日、五條太皇太后藤原順子崩御あらせられた。而して十月五日には御生前最も御關係の深くおはした安祥寺寺域内御所平の地に葬り奉り、これを後山階山陵と申し、國忌を東寺に置かれ、十陵の内に加へさせられた。この御葬儀に際しては、當郷の人は皆御用を奉仕し、その後昌泰三年五月に、文徳天皇の皇后藤原明子の御崩御に當つて、忌周の齋會を安祥寺に修めたまふたときにもそれぞれ御用を奉仕し、爾來郷士をして、安祥寺の公文所のことと與からしめたまひ、専らこの方面の御用を奉仕したと云はれる。

太皇太后は贈太政大臣藤原冬嗣の御女で、仁明天皇の女御とならせられ、文徳天皇を御生誕あらせられた。深く神佛を崇敬あらせられ、或は大原野の社に行啓あらせられて幣帛を捧げたまひ、或は延暦寺の座主圓仁を請じて菩薩戒を受けさせられ、又は安祥寺を建立あらせられて資財田園を御寄進あらせられ、或は年分度者を置いて大乘の教を修行せしめたまふなど、御信仰が極めて厚くましました。

第十一節 元慶寺の開創と遍昭僧正

嘉祥の頃、備前守兼左兵衛少將兼藏人頭に良峯安世と云ふ人があつた。桓武天皇の皇孫に當り、深く仁明天皇の寵幸を忝ふしてゐたが、嘉祥三年三月、天皇の崩御あらせらるるや、哀慕の念に堪はず、比叡山に登り、慈覺大師に師事して、遍昭と號した。

後ち僧正となり、輦車を以て入宮することを許され、寛平二年正月十九日、七十五歳を以て示寂した。僧正は殊に和歌を善くし、六歌仙の一に數へられてゐることは世人の知るところである。

貞觀十一年清和天皇、僧正に勅せられて、當郷北花山の地に一寺を建立せしめられたが、同十八年陽成天皇の御即位となり、翌年年號を元慶と改めさせられ、十二月に至つて、勅號を元慶寺と賜はり、定額寺に列せられて、年分度者三人を置かれ、又洪鐘を鑄て當寺に賜はつた、その鐘銘は菅原道眞が勅を奉じて撰むところと云はれる。かくて光孝天皇は仁和二年九月に近江國高島郡の田五十三町を當寺に施入せられ、同三年には封百戸を賜はつた。後年花山天皇が當寺に於て御落飾あらせられたことは、世人一般の知るところであり、その詳説は後述に譲ることとする。往時は堂塔伽藍巍然として聳わた巨刹であつたが、應仁の兵火に罹つて烏有に歸し、久しく再興するに至らなかつた。遙か星霜を経て後桃園天皇の安永八年に、妙法院の一品入道堯恭親王の御遺志に基いて、妙嚴和尚が堂塔を再建したが

年を逐ふて衰廢し、未だ舊觀に復するを得ない。

第十二節 華山寺、福應寺の開創と六所神社の勸請

華山寺は、清和天皇の貞觀十一年に勅願を以て建立せられた大伽藍であつて、その開基を詳かにするを得ない。元慶寺に隣接し、而かも同寺と同年に建立せられたところを見れば、或は遍昭の開創するところではなうか。天台、眞言兩宗の僧侶が修行した道場と傳へられる。天曆二年九月に、祝融の災に罹り、堂塔悉く灰燼に歸したが、勅宣によつて再興せられしも、屢々の兵亂に遭遇して、大に衰頽し、今は舊地の一隅に一堂宇を存するのみである。

福應寺は、當郷の上花山にあつて、その創立の年代を詳かするを得ないが、遍昭の開基と傳へられ、衆僧を集めて當寺に講筵を開いたと云はれる。往昔は元慶寺に屬し、天台宗であつたが、中古に至つて淨土宗に改められ、現今に及んだ。

六所神社は、光孝天皇の仁和三年に、遍昭僧正が元慶寺の鎮守として勸請したのであるが、現今は北花山の産土神となり、村社に列せられ、天照大神、八幡大神、春日大神、加茂大神、日吉大神、熱田大神が祀られてある。

第十三節 清和天皇日向宮行幸

日向神社の傳ふところによれば、清和天皇の貞觀十八年に、疫病天下に起つて、萬民その方術に迷ふことが叡聞にしたので、天皇には畏くも山科郷日岡の日向宮に行幸あらせられ、御祈願あらせられた。一夜『此の宮地に湧出するところの清泉を汲みて萬民に與ふべし』との御神夢があつたので、直ちに之を行はせられたところ、神驗があらはれ、疫病は忽ちに退散するに至つた、天皇は御感あらせられて、此の清泉を『朝日泉』と號けたまふた、尋で菅原船津に詔せられて社殿を修造せしめたまひ、『日向宮』の御宸筆の額を賜はつた。

現今では、毎年六月一日より三日間、天智、清和兩天皇の御座所であつたと傳へられる地で、皇祖天照大神を始め奉り、天神地祇八百萬神を奉祀して、貞觀の古典に基づいて大祭を執行し、幸之御守を賽者に授與してゐる。之を幸之祭と謂ひ、天皇の行幸あらせられたことを意味する。御幸之御守は、清和天皇の御手植と傳へられる、七本檜の御神木の枝を以て謹製せられたものである。

第十四節

山科に於ける歌道の興隆に就いて

奈良朝時代に於いては和歌は存外盛んであつたが、桓武天皇の平安奠都以後は、漢詩漢文に押された譯でもあらうか、個人として作る者は無い譯ではないが、和歌の會などは甚だ稀れにしか見られなかつた。歌道の上から云へば稍々衰へたと言ふことが出来やう。それが又醍醐天皇の前後より盛んとなり、その道の名人も多く出るに至り、在原業平、僧正遍昭、小野小町、文屋康秀、喜撰法師、大伴黒主、紀貫之、凡河内躬恒等は最も傑出して居た。殊に紀貫之は延喜中醍醐天皇の勅を奉じて『古今和歌集』の編纂をなした。之は萬葉集の編纂以後から延喜五年まで殆んど五十年間の和歌を撰集したもので、初め『續萬葉集』と呼ばれたもので、後世歌學者の最も尊重するところである。而して山科に於ける當時の歌道は如何なる程度のものであつたかは、之に關する記録が傳はらないから、詳かにするを得ないが、その京都の地に隣接してゐると、且つ六歌仙のうちである僧正遍昭、小野小町の二人までが當所に棲んで居たことを思へば、その盛んであつたことは推察するに難くない。今昔物語、伊勢物語等に在原業平が此の地に來往してゐたことが傳へられ、現に毘沙門堂西南の地に業平谷なるものが存し、且つ天安中文徳天皇の女御藤原多賀幾子の追福法會が安祥寺に行はれた際

山のみな移りて今日に逢ふことは

春のわかれをとふとなるべし

との歌を詠んでゐる。兎に角當時に於ける歌人と遍昭小町等との交渉は相當深かつたものに相違あるまい。今遍昭と小町との和歌の古今集に載せられてゐるものを摘記して多少の批判を加へて見やう。

(一) 僧正遍昭の和歌に就いて

遍昭は桓武天皇の皇孫にして元慶寺の開基であることは既に述べた通りである。

仁明天皇の崩御を哀しみ、髪を剃つて、

たらちねはかかれとてしもうば玉の

わがくろかみを撫てずやありけむ

一年過ぎて、皆人は諒闇のにび色衣解きかへ花やけるとき、柏の葉に書いつけておくとて

みな人は花の衣になりぬなり

苔のたもとよ乾きだにせよ

僧正は亦非常に洒脱の風があつた。

五節の舞姫を見ては、

天津風雲の通路ふきとぢよ

乙女の姿しばしとどめむ

小野小町に『衣かさなむ』とからかはれては、

世をそむく苔の衣はたどひとへ

かさねばうとしいざ二人ねむ

嵯峨野にて馬よりおちては

名にめてて折れるばかりぞ女郎花

われおちにきて人に語るな

僧正は亦構想をひねくつて、曲折を自在にし、擬人法を巧みに應用して、無情の事物に生命を附與した。

山風に櫻ふきまき亂れなむ

花のまぎれに君とまるべく

よそに見て歸らむ人に藤の花

はひまつはれよ枝は折るとも

は五節の舞姫をとどめたの同一筆致であつて、僧正が洒々落々の性格と結合した擬人法である。

蓮葉のにごりにしまぬころもて

何かは露を玉とあざむく

末の露もと雫や世の中の

おくれ先だつためしなるらん

秋の野になまめきたてる女郎花

あなことくし花も一時

と詠んだ如きは、僧正が佛教によつて得たところの厭世觀と結合した擬人法である。

僧正在俗の當時の一子玄利は、後ち出家して素性法師と云つたが、歌才は亦父に肖て、秀歌が頗る多い。

今こむといひしばかりに長月の

ありあけの月をまち出づるかな

そこひなき淵やはさはぐ山川の

浅き瀬にこそあだなみは立て

(二) 小野小町の和歌に就いて

小野小町といへば昔から歌と美貌で優れた名女であるが、正確な傳記は少しも傳はつてゐない。その出所についても或は參議小野篁の子出羽守良眞の女であると云ひ、或は出羽の郡司の女で比古姫といひ、采女として宮中に召されたものであると云はれてゐるが、いづれも正確とは云ひ難い。しかし宮中に仕へた低い女官の一人として、美貌の間に高く、すでに十三四歳の頃から歌をよくしたのは事實らしい。その時代はと云ふに、僧昭遍正、小野貞樹、文屋康秀などと歌を贈答したと云ふことがあると云へば、先づ承和、貞觀頃の人であつたに相違ない。又その住所の如きも詳かでないが、當町の小野郷は小町の住せるを以つて名づけられたと傳へられ、今の隨心院の境内の竹林中にある古井戸の附近はその宅址であると云はれ、計塚、文塚、化粧橋、深草少將の通路等、小町の遺跡と傳ふるものが尠くないのを見れば、此の地に住してゐたことは事實のやうに思はれる

あまのすむ里のしるべもあらなくに

うらみとのみ人の云ふらむ

みる目なき我身を浦としらねばや

かれなてあまのあしたのくくる

の歌は、狂蝶春を追ふて花に酔へるが如き若殿原を惱殺した得意の境を寫したものであつて、

思ひつつぬればや人の見むつらむ

夢と知りせばさめざらましを

うたたねに戀しき人を見てしより

夢てふものはたのみそめてき

いとせめて戀しきときはうば玉の

夜の衣をかへしてぞ見る

の歌は、小町が稍々實意ある戀にあこがれた時の歌であらうか。

色みねでうつろふものは世の中の

人の心の花にぞありける

の歌は、大江維章に拒まれての述懐であると云はれてゐるが定かでない。絢爛の櫻花、旬餘の榮華も、春風一夜無常に荒めば、深草少將を翻弄した時の美女が、そのかみの誇りもあとかたなく、

海人のすむ浦こぐ舟のかちをなみ

世をうみわたる我ぞかなしき

とかこち、昔は齒牙にだにかけなかつた三河椽文屋康秀にすら、三河下りに誘はれて、

わびぬれば身を浮草の根をたねて

誘ふ水らばいなんとぞ思ふ

と云ふに至り、一介の鬪體劫風にさらされて、鏡をとれば黒漆はいつしか冷灰と變じ、綺肌はいつしか皴と化し、美人薄命、戀無常の哀しき模型を行路に止めて、餘生を喘々のうちに暮した。

小町の歌の特徴とするところは、婉柔にして纖麗、平易の語を以て高潮の感激を歌ふにあつた。紀貫之は古今集の序に『小町は古の衣通姫の流れなり。哀れなるやうにして強からず、云はゞよき女のなやめる所あるが如し。強からぬは女の歌なればなるべし』と云つて居る。

第十五節

岩屋神社、宮道神社、山科神社の創建と山科祭

岩屋神社は、當郷大宅の地にあつて、當社奥山の半腹に大巖石二基がある。一を陽巖と呼び、他を陰巖と名づけられる。宇多天皇の寛平中、この陽巖に天忍穗耳尊を祀り、陰巖に栲幡千千姫命を祀り、又巖前の小祀には宇治郡司大宅首の祖である饒速日命を奉祀した。これを當社の根源とする。而して治承三年五月近江國園城寺の僧徒の爲めに放火せられ、社殿、舊記等は殆んど此の時に焼亡したが、後ち龜山天皇の弘長二年に再建せられたと云ふことである。明治に至つて郷社に列せられた。

宮道神社は、當郷勸修寺の地にあつて、寛平十年の創立と云はれ、宇治郡大領宮道氏の遠祖日本武尊及び其の御子稚武王の二神を奉祀されたが、村上天皇の天曆中に醍醐天皇の外曾祖父宮道彌益、その妻大宅氏、その女列子を併祀して五座となし、降つて靈元天皇の寛文五年當社再建の時、更に藤原高藤、その子定方、贈皇太后胤子を合祀して、宮道二所明神と改稱した。明治に至つて村社に列せられた。

山科神社は、當郷西野山の地にあつて、宮道家の祖神である日本武尊及び其の御子稚武王を奉祀したもので、寛平

九年九月五日宇多天皇の勅創であると傳へられる。當社は古來は嚴然たる神社であつて、社領の如きも二百十二石八斗餘を有してゐたが、徳川氏の慶長年間に至つて、神主進藤伊豫守正久が幕命に従はなかつたので、遂に社領を沒收せられ、爾來明治維新に至るまで禁裡御所より御供米として、年々一石五斗を賜はつてゐた、社名は往昔は山科一の宮と稱し、尋で西岩屋大明神と改め、維新後は更に現名に改められ、村社に列せられた。

(一) 延喜式内『宇治郡大山科神社二座』に就いて

延喜式神名帳に載するところの『宇治郡大山科神社二座』については、古來より諸説があつて、或は岩屋神社を指すと云ひ、或は宮道神社を指すと云ひ、或は山科神社を指すと云ひ、共に確たる記録を存してゐないが故に、孰れが是であるとも定め難いが、神祇志料の本朝月令に據るときには、宮道神社との説が最も有力にして、近時は其の説を採るものが多いやうである。而して扶桑略記に、醍醐天皇の延長六年十一月九日に『山科大神』に正四位下を授けられたことが見てゐる。又新國史に『延喜十一年正月六日宣旨山科神二前依宮道氏氏人内藏少允宮道良連等、去年八月七日解初付官帳四度幣稱件氏神依去寛平十年三月七日奉勅之宣旨初預公家春秋祭禮又預四度官幣云々』と見てゐる。

(二) 山科祭

山科祭は、宇多天皇の寛平十年四月十一日初巳の日に始めて山科神社を官祭したまふたことに起原し、尋で醍醐天皇が延喜式を制定したまふや、山科神社二座を十月の新嘗に次せられ、又その幣帛并に使の装束を定められ、夏四月上巳の日、冬十一月上巳の日を下して、祭典を執行することに定められたので、爾來朝廷公事の恒典となり、平安朝時代は祭禮もなか／＼盛んに行はれたが、今では四月上巳に、神職二人が祭典を行ふ位で、一人の參詣者もないと云ふ寂寥な状況である。實に遺憾にたねぬ次第である。

第十六節 宇治郡大領宮道彌益

天安の頃宇治郡の大領に宮道彌益なるものがあつた。その先は景行天皇の皇子日本武尊の御子稚武王より出でた名家にして、歴代當郡の大領であつたことは、當時の制度等より推して事實なるべきも、記録が存しないので斷定は出来ない。又その父祖を明かにしないが、仁明天皇の承和二年十一月に主計頭從五位下宮道吉備麻呂、玄蕃少允宮道吉備繼等が、宿禰姓を改めて朝臣姓を賜はつたことが紀に見えてゐることより考ふれば、或はそれ等が父祖に當るのであるまいか。而して彌益は漏刻頭、主計頭等を経て、後に宮内大輔となり、從四位下に進んだ。

その邸第は今の勸修寺の地であつて、その女列子が藤原高藤の室となり、後にその御所生藤原胤子が宇多天皇の女御になられてよりは、當家は益々榮々、大領としては破格の從四位下に叙せらるるに至つた。

而して彌益の卒年並びに歿壽等に就いては、傳ふるものがないので明かでないが、村上天皇の天曆中に至つて、宮道二所明神に合祀せられ、且つ大宅寺は彌益夫妻追善の爲めに建立せられたものと云はれてをり、同寺跡にその墓と傳へられるものが存するが信を措くに足らない。又その子孫等は餘りに世に著はれるに至らず、たゞ小野隨心院の開基仁海僧正及び足利時代の名家蜷川氏がその末裔と傳へられる位のもので、他に至つては殆んど問題とするに足らない。いま彌益の末葉と傳へられる勸修寺門跡の侍であつた中村氏所藏の系圖によつて、蜷川氏の始祖と云はれる親直に至るまでの傳統を示せば次の如くである。

◎彌益從四位下宮内大輔——良連内藏九——惟平

武兼伊賀守——忠用兵庫九——康用從五位下

仁海僧正

▲蜷川氏系圖には、彌益を物部守屋の末葉に作つてゐるが誤りである。又同系圖に、宮道氏の裔大田佐右衛門尉式宗を始祖に作り、その男を親式となし、蜷川七郎親直の父に作つてゐる。

◎ 附 記

いま彌益の當時に於ける地位並びに職掌が如何なるものであつたかを明かにするがために、左に大領の職制を略述し、参考に資することとする。

大領は、郡の長官にして、一に『こほりのみやつこ』と訓まれる。職掌は大寶令に『掌撫養所部、檢察郡事』とあつて、明治、大正時代の郡長の如きものである。大領は、元來清廉なる性質で、吏務に堪へてゐる者を選んで任じたものであるが、まづ代々この職を勤めた家のものより選任し、もし其の家筋に人物がないときは、材能ある者を以て任ずることとせられた。大領を任ずるには、國司先づ候補者を詮擬して上申し、本人を式部省に召喚して、國司列席の上、式部省自ら試問を行ひ、これに及第したものを採用することとした。而して彌益の子孫が歴代この職に補せられたか、否かは記録が存しないので、詳かにするを得ない。

第十七節

藤原高藤の鷹狩と宮道列子

藤原高藤は内舍人良門の男にして、大織冠鎌足八世の孫である。寛平、昌泰の間顯要を累歴して、正三位内大臣に陞つた。世に勸修寺内大臣または小一條と稱し、醍醐天皇の御外祖たるの故を以て、薨後太政大臣正一位を贈られた。

また宮道列子は高藤の室にして、宇治郡の大領宮道彌益の女である。醍醐天皇の御生母藤原胤子、泉大將定國、右大臣定方は、その生むところであり、後ち從三位に叙せられ、薨後正二位を贈られた。

天安元年九月、高藤南山科栗栖野の地に鷹狩を催ほした。申刻頃となりて、一天俄かに晦冥となり、疾風迅雷の大雨に遭遇し、之れを宮道彌益が家に避けた。彌益は一見してその貴顯なるを知りて、頗る款待を極めた。夜に及んでもなほ雨が歇まないで、此の家に宿を求め、遂に彌益が女列子を寵愛するに至つた。列子はこの時より身重となり、女兒を擧げたので、高藤はこれ捨てて置けず、迎へ納れて正室となした。この女兒が即ち後の醍醐天皇の御生母藤原胤子に在します。この事實は『世繼物語』『今昔物語』等に詳しく載せられてあれば、少しく長きに失するが、當町の發展上最も密接な關係を有する事項に屬すれば、煩をいとせず、今世繼物語を抜抄して左に掲ぐることにする。

『今は昔閑院のおとゝ冬つきと申人の御子内舍人よしかと申けり。昔はやむ事なき人もうとねりにそ成たまひける。其御子たかふちと申おはしけり。わかより鷹をおんこのみ給ひける。父のうとねり殿とも好給ければ、此すゑもつたへて好給ふ成へし。二十はかりにおはしける程に、九月はかりに小鷹狩に出給ぬ。山しなのないしやの岡をつかひ給ふに、申時はかりにかきくらかりて、大なる雨降風吹神なりければ、人ひとやとりせむとてむきたる方にみなはせちらしていぬ。この君にしの方に人の家の見ゆるに馬を走らせておはしぬ。御ともに馬かひ男一人なん侍ける。ちひさき門のうちに入給ぬ。馬も引入てとねりをとこいたり。君は板敷にしりうちかけてをはしけり。雨風まさり神なりておそろしければ、歸給ふへきやうもなし。日も暮ぬ。いかにせんと心ほそくおほして給へるに、あふの狩衣きたる男の歳四十許なるかいてきて、こはなに人のかくてはおはしますそといへは、鷹仕に出たりつるに、かかる雨にあひて、行へきかたもなく、馬のむきたるにまかせてはしらせつるに、家の見わつれば、よろこ

ひてきたる也。いかせんするとの給へは、翁雨いたくふらん時はかくておはしませかといひて、馬飼のをこの許によりて、たかおはしますそととひければ、しかしかの人のおはしますやといひければ、其時に氣いめいしてとりしつらひ、火ともしなとすめりとはかり有て、あやしのやうにさふらへと、うちへこそおはしまさめ、御そもいたくぬれさせ給てさふらふめり、ほしてこそ奉らめ、御馬に草かはてはいかて侍らはん、あのうしろの方へ引入てなと申、あやしの家なれともゆへひておかしくすみたれば、むけの物にはあらざりけりとおほして、又かくてあるへきものにもあらねは入給ぬ。あしろをてん上にはしたり、蕙屏風をたてたりきよけなるかうらいへりのたたみ三帖ばかり敷たり。入てくるしければよりふし給ぬ。御かりきぬ御指貫なとりておきな入ぬ。しはしはかりふして見給へは、ひさしの方のやりとをあけて、十三四はかりなる女のうらこきすわうのきぬ一かさね、こきはかまきたる扇さしかくして、かたてにたかつきをももちて、はちしらひて、とほくそはみていたるを見給へは、頭のつきはほそやかに、かみのかかり、ひたいつきかやうの物のことともをほねす、いとおかしけ也。たかつきにをしきすへて、かはらけにはしをおきてもてきたりけり。まへにをきてかへりぬ。行うしうて、かみのふさやかによろろには遇たりと見たり。又別折敷に物をすへてもてきぬ。をさなけれとさかしくもすゑすいさりのきていたれば、ひめをしてこそほねあはひほとりうるかなとてまいらせたる也けり。日いとたけね。こうし給たるにかくまるらせたれば、けすの物なれといかかせんとおほしてまるりぬ。夜もふけぬればふし給ぬ。此ありつる人の心につきておほね給ければ、ひとりふしたるかおそろしきに、ありつる人こゝにきてあれとの給へは、まいらせたりとよれとてひきよせてふし給ひぬ。ちかきけはひよそに見つるよりはこよなくけたかくなつかしうたしあはれにおほす。かやうのほと物の娘にては、いかてかくはあらむとあさましくおほね給ければ、まめく敷行末までの事を契り

給けり。なか月なれば夜もなかに露まとろまれず、あはれにおほね給まゝに、返々契り給、夜も明ぬれば出給とて、はき給へる太刀をかたみにおきたれとて、ゆめくおや心あさく人あはすとも、人みる事すなといひつゝ、いてもやらす返々契りおきていて給ぬ。馬に乗て四五十町はかりおはする程になん、御ともの人々こゝかこより尋奉りてきあひて浅ましかりよろこひける。さて殿に歸り給ひぬ。ちゝ殿昨日出させ給ひしまゝに見ね給はす成ぬれば、いかにしつる事にかとおほしあかして、あくろをそきと人いたしたて、尋給ふ程にをはしたれば、うれしとをほして、わかき程にかゝるありきする事あしき事也。我心にまかせて鷹仕ありきしをこ殿のつゆせいし給はさりしかは、是もまかせてありかするに、かかる事のあれはいとしろめたし、いまよりかかるありきなせとると鷹仕給はす成ぬ。御ともの人々もこの家のみす成にしかは尋ぬへきやうもなし。とねりをとこはいとま申ていなかへいぬ。わりなく戀しく思はせ給へと、人やるへきやうもなし。月日はすくれとこひしさいやまさりにて、心にかからせ給はぬ時もなし。四五年にも成ぬ。ちゝ殿はかなくせ給ぬれば、をちの殿原の御もとにかよひてそすこし給へる。おやもせて心ほそくおほね給まゝには此みし人の戀しくおほね給へはめもまうけてすこし給ふ程に、六年はかりに成ぬ。此御ともにも有しとねり男爲中よりのほりて参りたりときかせ給ひて、御馬めしいでゝかはせはたけさせなとせさせ給ふ。さておまへ近く参りたるに、此男にいとせ雨やとりしたりし家は覺ゆるやととひ給へは、いかをおほねさふらふと申ければ、嬉しとおほしてけふいかなとなん思ふ鷹つかうやうにてあれとおほせられて、御ともにはたちわきなるものむつましく召仕けるをくして、あみたの嶺こねにおはしぬ。日入程になん、かしこにおはしつきたりけるきさらきの中の十日の程なれば、まへなる梅とこゝろく散て鶯木すゑに鳴やり、水に花散てなかるるをみる。いみしうあはれ也。ありしかとにうちいりて家主のをとこ召出せは、思はずにおはしましたるかうれしさ

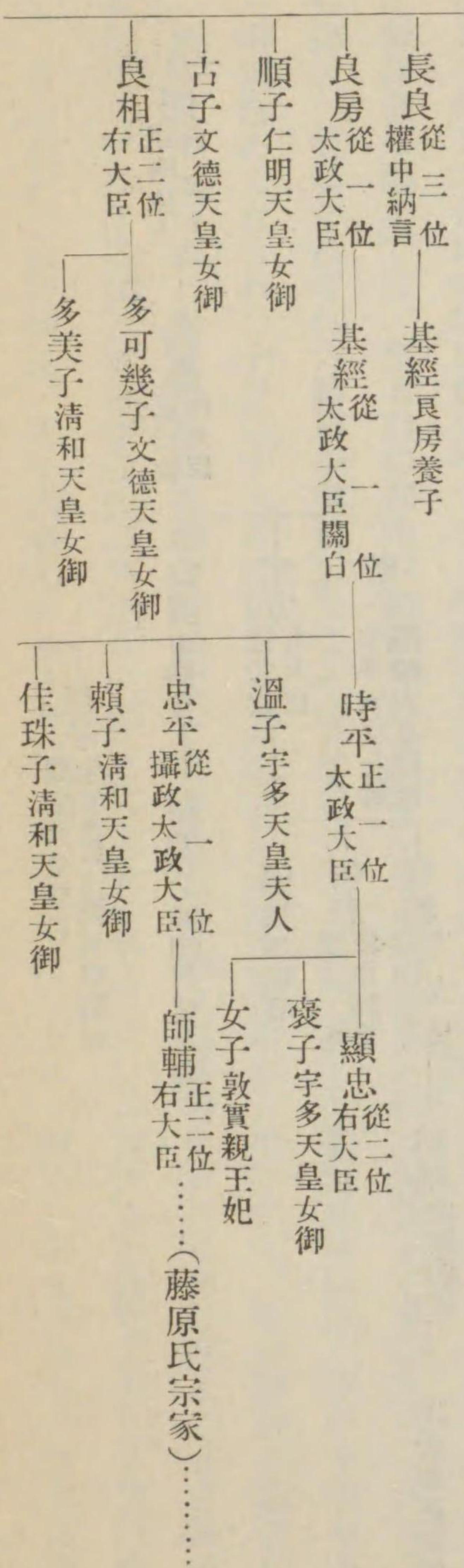
に、てまとひをしてまゐりたり。有し人はありやとはせ給へは、さふらふよし申、よろこひなからおはせし所に入給へれば、木丁のうちにはたかくれていたり見給へは、見しよりはこよなくねひまさりてあらぬ物にめてたくみゆ。かたはらにいつつ六はかりのをんな子のねもいはすめてたきいたり、これはたその給へはうちうつふしてなくにやあらんとみゆれば、はかしくしういらふる事もなければ、心ねすおほて、此家なる人やあるとめせは、ちちをのこまるりいてひさよりいたり、このちこのあるはたれそと問給へは、一とせおはしましたりし後、人のあたりによりる事もさふらはす、をさなく候物なれば、おはしまして後よりたゝならず成て生れてさふらふ也といふままに、いみしくいよく、哀に成ぬ。まくらかみをみれば置し太刀あり。さはかくふかき契也けりと思ふもいよ／＼哀におほす事かきりなし。かくて其夜ととまりて又の日歸り給ふ。此家あるしなにかあらんとおほして尋とひ給へは、此郡のたりやうみやみちのいやますといひ侍る。かかるあやしき物の娘なれと、さるへきさきの世の契りこそあらめとおほして、又の日むしろはかりの車にて下すたれかけてさふらひ、二三人はかりくしておはしぬ。車よせて此女のせ給、むけに人なからんもあしければ、母をめしいてのせらる。四十はかりの女のさすかにかはらか成さまして、さやうの物のめと見たり。わかり色のきぬにかみきこめて乗ぬ。殿にをはして西の對にしつらひおろし給、又人の方にめも見やられ給はすみ給ふ程に、うちつきをの子二人うみつやむ事なくおはする人なれば、たゞ成になりあかり給ふ大納言に成給ひぬ。此姫君はうたの院位におはしますに女御にまゐらせ給。さていくはくもなくして醍醐の御門をうみ奉り給へる也けり。をとこ二人はいつみの大將と申、其弟三條右大臣となん申ける。此おほちのたりやういやすは、四位に成て刑部大輔にそ成たりける。たいこの御門位につかせ給ければ、大納言は内大臣に成給にけり。いやすか家は今の勸修寺也。むかひの東の山つらにむはのいへにはたうを立たり。

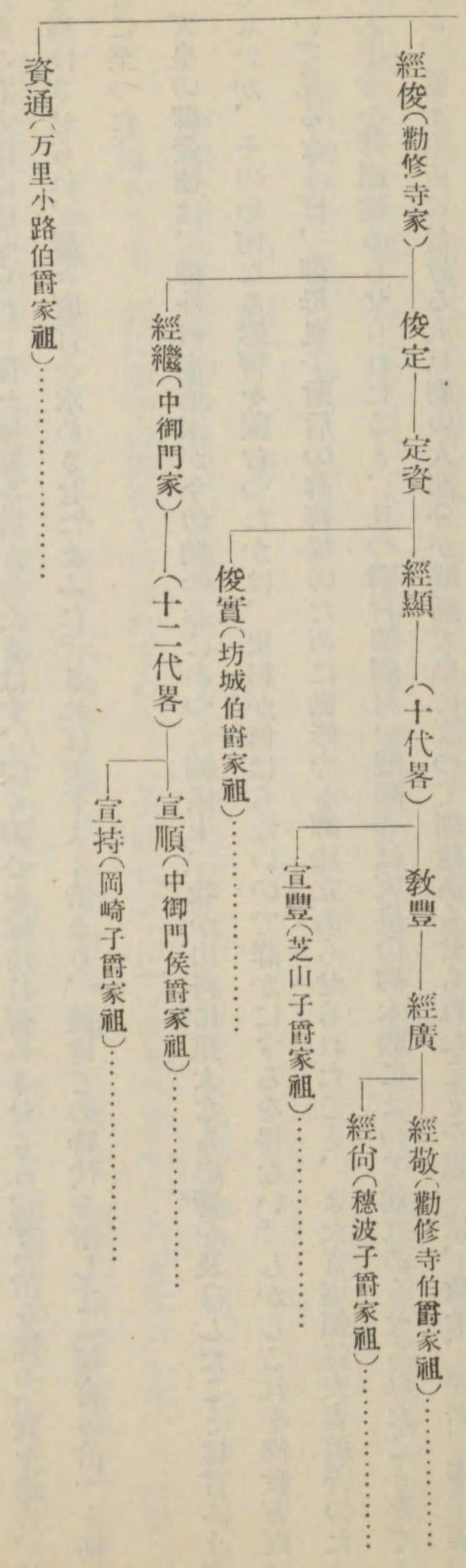
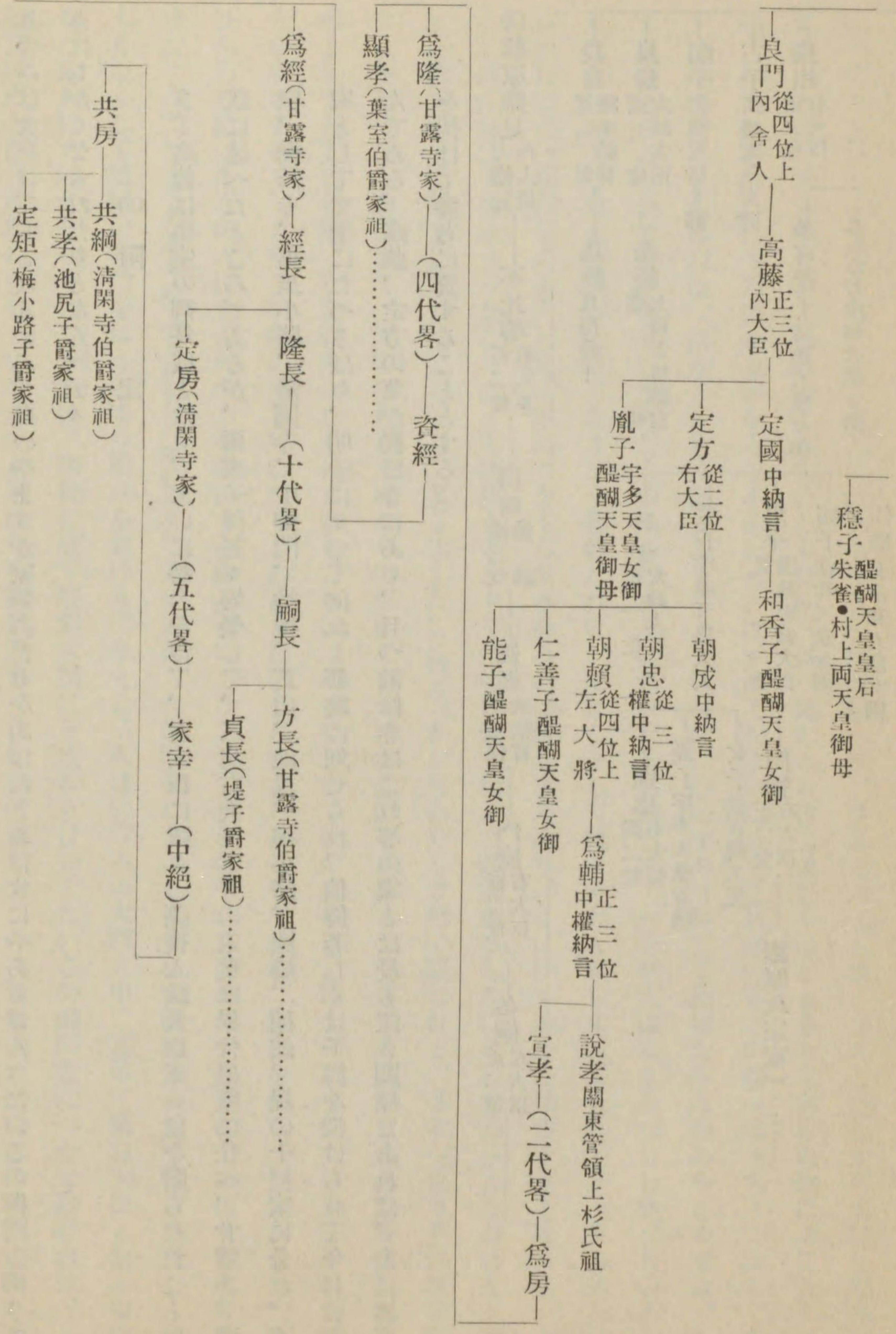
其寺をは大屋けてらとなんいふ。此いやすか家のあたりをあはれとおほすにやありけん。たいこの御門の御ささきはちかくせられたりとなん云々

◎ 附 記

さて高藤は皇室の御外戚となり、大いに勢力を得て、右大臣に墜り、薨後太政大臣正一位を贈られたことは既に述べたところであるが、爾來子孫益々繁榮して、二男右大臣定方の末葉は累代皇室に仕へ、甘露寺、葉室、勸修寺、萬里小路、清閑寺、中御門、坊城、芝山、池尻、梅小路、岡崎、穂波、堤の十三家に分れ、名家として文筆にたづさはり、明治に至つて何れも華族に列せられ、伯爵若しくは子爵を授けられて今日に及んでゐる。高藤、定方の墓が勸修寺にあり、且つ勸修寺はこれ等の家とは最も深き關係にあれば、左に畧系を掲げて参考に資することとする。

◎ 藤原鎌足 大織冠 内大臣 — 不比等 正二位 右大臣 — 房前 從三位 參議 — 眞柄 正三位 大納言 — 内膳 從二位 右大臣 — 冬嗣 正二位 左大臣





第十八節 女御藤原胤子の薨去と山科郷民の奉仕

宇多天皇の女御藤原胤子には、寛平八年六月三十日を以て薨去あらせられ、御外祖宮道家邸宅の附近、即ち今の勸修寺の西方大日山の地に葬り奉つた。醍醐天皇の延喜七年に至り十陵の内に加へさせられ、小野陵と申し奉つた。この御葬儀に際しては、皇太后の御母が勸修寺の宮道家より出でさせられた關係上、宮道氏の一族は勿論のこと、その他郷民一般はそれぞれの御用を奉仕したことは云ふまでもない。而して醍醐天皇には、寛平九年七月十九日に皇太后を御追贈あらせられ、十月二十二日には、宇多法皇が小野陵に御幸あらせられて、その御靈を弔はせたまふた。

胤子贈皇太后は、内大臣藤原高藤の御長女にましまし、御母は宮道列子であらせられることは前述したが、仁和四年九月二十二日更衣とならせられて入宮あらせられ、寛平五年正月二十一日には女御とならせられ、醍醐天皇、敦慶親王、敦固親王、敦實親王、柔子内親王を生み奉り、同八年六月三十日、御年三十九を以て、宇多天皇に先たせられて

薨去あらせられた。

贈后には深く佛教を信仰あらせられて、宇多天皇の仁和寺を御創建あらせられたまふや、竊かに御願を立てさせられて、外祖宮道家の邸宅を抵して精座となし、天皇御誓護の伽藍所を建立あらせられんことを期したまひしが、未だその事の及ばざるに先ちて薨去あらせられた。醍醐天皇の皇位に即かせたまふや、深くこの事を御遺憾に思はせられて、御躬らが御本願とならせられて、御尊妣の御遺旨を御繼承遊ばされ、彌益が邸宅を改めさせられ、伽藍を建立して鎮護國家の御願寺となしたまふた。これを現寺の勸修寺とする。

第十九節

醍醐天皇の御即位と山科に及ぼした影響

醍醐天皇は宇多天皇の御長子にまし、御母は贈皇太后藤原胤子におはします。寛平五年四月皇太子に立たせたま同九年七月には禪を受けさせられて、皇位に即かせたまふた。時に御年十三にましまし、藤原時平を左大臣に、菅原道真を右大臣に任せられ、復た攝關を置かせたまはず、深く御心を政治に留めさせられ、専ら治を圖り、賢を進め、能を擧げさせられ、屢々直言を求めさせたまふた。されば天下よく治まり、後世この時代を指して『延喜の治』と稱するに至つた。

天皇の御登極は、御外祖宮道家が今の勸修寺にあつた關係上、我が山科に重大なる影響を及ぼしたことは言ふまでもないが、その如何なる影響を蒙つたかは、史料が傳はらないので詳かにするを得ない。しかしこれを佛教方面に就いて見るならば、御母胤子贈后の御菩提のために勸修寺を御建立あらせられたこと、また宮道彌益夫妻追善のために大宅寺を御創建あらせられたこと、且つ隣村醍醐村の醍醐寺は天皇の御本願によつて建立あらせられたこと等であるが、當地附近に於ける大巨利の大部分が醍醐天皇によつて創建あらせられたことを思へば、政治、經濟、産業等の

各方面に亘つて、相當甚大な影響を與へられたことは肯定し得られるところである。而して大宅の三之宮神社は天皇の勸願によつて御建立あらせられたものにして、また西野山の花山神社、折上神社は、共に天皇當地に御行幸あらせられた際の御創建に係ると傳へられる。

◎ 附 記

醍醐天皇の延喜の御世は、『延喜の治』とて、王朝時代に於ては實に目出度き御世と唱へられ、吹く風は枝も鳴らさず、眞に泰平の御世と云はれてゐる。この時代は大化の改革を去ること二百五十年、その間には大して變亂と云ふこともなく、先づ太平無事と進んで來てゐる。而して奈良、平安の兩時代を経て、文學、美術などは發達し、學校なども相當立派なものが出來、都には大學、地方には國學の出來たことは云ふに及ばず、また貴族子弟の學ぶためには、藤原氏の勸學院、菅原氏の文章院、橘氏の學館院などと云ふものが出來、また歴史の書に於ても、三代實錄、類聚國史等が出來、或は又大寶の律令を補修するために、延喜格式が出來、また和歌を方で云ふならば、所謂勅撰和歌集の初めである和歌集が出來た。而して漢學者には、菅原道真を初めとして、三善清行、紀長谷雄、大藏善行等があり、歌人には、紀貫之があり、書道には、醍醐天皇を始め奉り、菅原道真、小野道風、紀貫之等があり、畫には巨勢金岡があつた。要するに支那文明輸入の結果は、學門技巧の上に異常な發達を遂げ、當時に於ける都の文化は中々の程度に迄進んでゐたことは確實である。我が山科は皇城の地に接觸してをり、且つ朝廷貴族の第宅、別墅等が設けられ、又勸修寺、安祥寺、元慶寺、大宅寺、十禪寺等の巨利があつた關係上、これ等の文化を相當深く取入れ、消化し得たことは想像し得られるところである。

贈皇太后藤原胤子は深く佛教を御信仰あらせられ、宇多天皇の仁和寺を御開創あらせられるや、竊かに御願を立てさせられ、御外祖宮道彌益が邸宅を改めて精舎となされ、天皇御誓護の伽藍所を建立せられんことを期したまふたが、未だその事の及ばざるに先ちて薨じたまふたことは、既に述べたところであるが、醍醐天皇は深くこの事を御遺憾に思召され、御躬らが御本願とならせられ、三條右大臣定方（胤子贈太后の御弟）を勅使として派遣あらせられ、また承俊律師に行司を仰せ付けられて、彌益が邸宅を抵して結果作法あらせられ、伽藍を建立せられて鎮護國家の御願寺と定めさせられ、且つ御躬らは御願堂を御建立あらせられ、天皇御等身の彩色千手觀世音菩薩の御尊像を併せて安置遊され、昌泰三年にはその工を竣り、寺號を藤原高藤の謚號に採らせられて勸修寺と號せしめたまふた。

此の年の十月二十一日、宇多法皇には胤子贈后の小野の陵へ御幸あらせられ、兼ねて當寺にも立ち寄せられ、舊縁を偲ばせたまふた。爾來漸次に殿堂、塔婆等完備し、輪奐の美を極め、皇太后の御遺光、天皇の御睿慮は益々輝き、弘法利人の道場として、將又修禪三密の精舎として、千歳の礎を築き、南山科の一隅に、欄干朱門、光彩陸離として、令法久住のいらかを具し畢つたのである。

而して延喜三年七月二十七日には、天皇勸修寺へ行幸あらせられ、且つ僧綱以下百七口の高僧を屈請遊されて、刺繡曼荼羅及び御宸筆の法華經を供養あらせられ、勅會を開かせられて、御母后胤子の御冥福を祈らせたまふた。

同五年九月二十一日、承俊律師に勅せられて年分度者二人を下し賜はり、正月十八日の宸儀御降誕の日を期して試験せられ、及第する者は剃度することと定められた。また毎年十月にはその所業を試定して、五以上に通ずるものを以て級第とせられ、得度の後東大寺の戒壇院に於て具足戒を受けしめられ、後ち本寺に住することとせられ、且つ眞

言の宗義を傳へると共に、三論を兼學せしむるを以て當山の規範とせられた。また寺を定額寺に列せられて、僧綱並に讀師、講師の所攝に非ずとのたまはせられた。

而して延長三年八月二十三日には、また御宸筆の法華經及び刺繡曼荼羅の御勅會を催ほしたまひ、皇太后の御冥福を御祈願あらせられた。時に天台座主靜觀僧正を講師に、當寺の長吏濟高僧都を導師に、仁教法師を堂達に、左少辨藤原元方を行事に任せられて、最嚴儀を以て修せしめられた。その儀の盛んなりしことは、實に御齋會の如くであつたと云はれてゐる。時の御願文は菅原茂淳が作るところして、書は小内記小野道風の手になつたことが、『扶桑略記』に記されてある。

爾來朝廷の御歸依厚く、且つ藤原高藤末流諸氏の崇敬が特に深かつたので、堂塔伽藍悉く宏麗を極め、寺領も多額にして、寺門も大いに繁昌した。其の後幾多の星霜を閲し、文明二年七月兵燹にかかり、諸堂・僧房等悉く烏有に歸し、豊臣秀吉の頃に至るも再興完からず、而かも秀吉に忤ふことがあつたので、大いに寺領を減ぜられ、又伏見築城の際には當寺の境内を横斷し、堂塔、佛閣を排除して、關東への新道を開いたため、寺域は非常に縮小せられるに至つた。徳川氏に及んで兩回の増祿を得、一千十二石を有し明治維新に及び、現在は眞言宗山階派の大本山である。當寺は古來より法親王の御住院にして、勸修寺門跡と稱せられたが、第三十二世の長吏二品入道濟範親王に至つて王政維新となり、復飾の宣を賜ふた。即ち後の山階宮晃親王に在はせられる。

第二十一節 栗栖野氷室池の掘鑿

延喜年中山城國に百九十六ヶ所の氷室池を掘鑿せられ、それに風神、水神が祭られた。この栗栖野氷室池は其の隨一と云はれ、今の勸修寺の後苑である氷池園は、その面影を存するものと傳へられる。豊臣秀吉の時代に至つて、鍋

岡山麓にあつた氷室池の大部分を埋没したため、舊觀を失はれたが、勸修寺の中興濟深法親王の長吏職を繼がせたまふに及んで、洞家沙門祖晉なるものに命ぜられて、縮小せられた氷池園を擴張せられ、左右の放生池を四方に廻らされて、現存の氷池園となされた。

氷室とは氷を貯藏する所を云ひ、宮内省の主水司に於て之を掌つた。日本書紀、仁徳天皇の六十二年五月の條に、額田大中彥皇子が鬪鷄野に獵せられた時、氷室の氷を得て、天皇に献上せられた事が見えて居れば、既にこの當時より氷室の設置せられてゐたことは明かである。延喜式に見えた氷室は、山城國に於ては、栗栖野氷室の他に、愛宕郡小野、同土坂、同堅木原、同石崎、葛野郡徳岡等の氷室があつた。

而して供御の氷は四月一日より九月三十日まで、また中宮、東宮、齋内親王、妃夫人、尙侍並に侍從等に供する氷は、五月一日より八月三十日まで、各々主水司より進獻するの定めであつた。その他進物所の冷料、釀酒並びに盛所の冷料に用ふるもの等、皆それらに分量の規定があつた。詳細な事は『延喜主水式』に見えてゐる。

なほ氷室の氷の厚薄を奏上するの儀があつた。これを『氷様』と云つた。この事は元日節會の日を以て行はれ、延喜式に『凡藏氷之處、收氷多少、及氷厚薄每處具錄、元日群臣未喚之前、省之輔以上將木司入奏、並進氷様、其詞曰、宮内省申久主水司能今年收太留氷、合若干處、氷若干室、厚若干寸已上、益自去年若干室減自去年若干室、奉禮留事申給云々』

と見えてゐる。而して氷の厚薄の寸法は、瓦石を以てその形となして奉ることとなつてゐた。古は氷の厚薄によつて年内の豊凶を卜し、若し氷らざるときは、氷の御祈りとして大秘法を行はれた。故に宮内省よりも、年々注意して、その厚薄を検し、今年もよく氷つて、目出度き由のためし奉ることとなつてゐた。

この氷室の制度は何時代の頃まで行はれてゐたか詳でないが、朝廷の御衰微と共に、漸次に廢絶するに至つたものと思はれる。

第二十二節 三之宮神社、花山神社、折上神社の勸建

醍醐天皇の延喜年間に當郷野村の地（今の大字東野）を相せられて、鷓鴣草葺不合尊を御勸請あらせられた。即ち御神號を三之宮大明神と申し奉り、勸願所に列せしめられて、年中祈祭の典を行はしめたまふた。其の後幾星霜を経て社殿荒廢に歸せしを、後水尾天皇に至つて、社殿を御再興あらせられ、元和九年三月十六日に『可奉祈天下泰平國家安全』との繪旨を賜はり、『勸願所三之宮』と稱せられ、毎年一月一日より七日間祈願執行するを恒例とせられた。明治維新後村に列せられて現今に及んだ。而して元和三年には當社の神宮寺として妙智院が創建せられ、後小松天皇より當郷に賜はつた大般若經六百卷はその守護するところであつた。

また花山神社は、醍醐天皇の延喜三年三月に、天皇此の地（大字西野山）に行幸あらせられた際の勸建と傳へられ、倉稻魂命を奉祀せられてある。その後社殿いたく荒廢せしを、永延二年に一條天皇の勅に依つて再建せられ、また花山天皇には深く當社を御崇敬あらせられ、尋て平重盛も厚く尊信し、社殿を改造したと傳へられる。明治後は同じく村に列せられた。

折上神社は、醍醐天皇の延喜四年に、天皇山科御行幸の際、嘗て折上社に御降臨の宇賀御魂神の御神徳いやちこなることが寂聞に達し、即ち御參拜あらせられて御勸請あらせたまふところと傳へられる。同八年には左大臣藤原時平が社殿を修理し、以來年々禁裏御所より御祈願のことがあり、また幕末の際には老中板倉勝靜參拜し、社殿を修理した。維新後は同じく村に列せられ現今に及ぶ。

大宅寺は、醍醐天皇の御外曾祖母宮道彌益の室大宅氏の爲めに勅創あらせたまひしところにして、勸修寺とは最も深き關係を有する寺である。當時は中々の巨刹にして、醍醐天皇の山科行幸毎に御立寄あらせたまひしことは推察し得られるが、何分史料が傳はらないので確言は出来ない。而して藤原氏隆盛の間は皇室の御外護並に藤原高藤末裔諸家の崇敬によつて、寺運は相當榮々たものと推察せられるが、藤原氏の衰運、宮道氏の没落等によつて、その寺運は亦往時の如くならずして、何時の頃にか荒廢に歸してしまつた。然るに江戸時代に至つて曹洞宗の僧月坡なるものが出て、その荒廢を慨き、元祿八年二月これを再興して、稍々舊觀に復するを得たが、明治の初年又々廢滅に歸するに至つた。實に惜むべきことである。

その寺址は今の大字大宅字宮浦の地にして、勸修寺の東北に當る山麓にありて、世繼物語に『いやすか家は今の勸修寺也。むかひの東の山つらに、むはの家にはたうを立たり。其寺をは大屋け寺となんいふ。此いやすか家のあたりをあはれとおほすにやありけん。醍醐の御門の御さきさはちかくせられたり云々』と見てゐる。

第二十四節 醍醐天皇の崩御と郷民の奉仕

醍醐天皇には延長八年六月の頃より御不豫に亘らせたまひ、九月二十三日には遂に皇位を皇太子に御譲り遊され、攝政藤原忠平に詔せられて、幼帝朱雀天皇を補佐せしめられ、二十九日には御薙髪あらせたまひ、竟に同日を以て近衛府に御崩御あらせたまふた。時に御壽四十六に在せられ、御遺詔によつて諡號を奉らず、御外戚宮道氏の縁由の地なる現御陵の地に葬り奉り、後山階御陵と號し奉つた。即ち小野隨心院の後方に當り、今は醍醐村大字醍醐の地に屬する。

而して天皇は上述せし如く、當郷とは深き御縁由をもたせられた關係上、その御崩御は郷民一同に異常な衝動を與へたことと言ふまでもなく、御葬儀には宮道氏の一族を始め、中臣部その他の郷民もそれぞれの御用を奉仕せしことは勿論にして、且つ御送葬の御道筋を當郷にとらせられたことなれば、その御用も相當廣い範圍において行はれたことは推察し得られるところである。またその御廟には、天皇の御意にそひ奉るべく専ら宮道氏關係の郷民をもつて奉仕せしめられることとなつた。

第二十五節 花山天皇の御落飾と元慶寺

花山天皇は冷泉天皇の皇長子にましまし、御母は藤原伊尹の女贈皇太后懷子に在します。安和二年八月皇太子に立たせたまひ、永觀二年八月御齡十七にして皇位に即かせたまふた。當時關白は藤原賴忠であつたが、中外の政務は伊尹の子參議藤原義懷、左中辨藤原惟成が參決した。天皇は御即位の始、頻りに直言を求めさせられ、政弊を改革せられんとの御意をもたせられた。

天皇は御踐祚あらせらるるや直ちに圓融上皇の皇子懷仁親王（一條天皇）を立てて皇太子となしたまふた。皇太子は右大臣藤原兼家の女詮子の生み奉るところにして、兼家は義懷の威權隆々たるを惡み、天皇の御讓位を早めて、己れ外祖の位置に居らんと企て、種々密計をめぐらした。會々弘徽殿女御藤原悳子には御産のために卒去あらせられた。天皇は女御を深く御寵愛あらせられたので、日夜御追懷あらせられて悲悼したまひしを以て、兼家はその子道兼をして、天皇の御悲しみの深きに乗じ、人世の果敢なきことを述べて、山林の樂しみを説かしめ、且つ山科元慶寺の僧嚴久阿闍梨をして、永久の樂しみを享けさせんと欲したまはゞ、まづ佛道に入らせ給ふの外なき旨を説かしめ、以て痛く天皇の御心を動かし奉つた。そこで道兼は、尙ほ勸めて曰く、陛下にして、若し御身を捨てさせられて、佛道に入

りたまはば、臣も亦剃髮して御法の道の御供仕るべしと申し上げたので、天皇は遂に御意を決せられて、華山寺に入らせられて、御落飾あらせられんことを約したまふた。時に夜正に半ばの頃であつた。

道兼は天皇を誘ひ奉り、御座を御立たせ申し、貞観殿へ御導き参らせしに、折節、月は隈なく照り渡りければ、天皇には、後ろめたく御召されたものか、妻戸の蔭に御身を忍ばせたまふた。道兼は御心の變らせ給はんことを恐れて、天皇を御促し申して曰く、劍璽はすでに東宮に奉つたところである。いかでか思ひ止まりたまふべきやと申し上げたので、天皇には遂に御決心あらせられて『我が願成りぬ』と仰せられて、乃ち相携へさせられて、高妻戸を躍り下らせられ、北の陣より忍び出でさせたまふた。時に嚴久は待ち受けて、直ちに御手を執り奉り、用意の御車に乗せ参らせ、己れは之に陪乘して道兼は御後より、馬に乗りて、供奉しつつ、華山寺さして急がせ参らせしに、折柄天文博士安倍晴明は、暑を庭前に避け居たるが、之を見るより大いに驚ろき、直ちに参内して、この旨を告げ参らせしにより、宮中始めて天皇の在さざりしを知りて、大いに騷擾した。義懐、惟成の兩人は之を聞きて大に驚き、翌日追ひて華山寺に至りし時は、天皇には已に權僧正尋禪を招かせられて、御落飾あらせられ、法名を入覺と號せられた後なれば、諫め奉らんやうもなく、二人もともに剃髮して僧となつた。時に道兼は伴り奏して曰く『御願はすでに圓滿せり、臣願はくは家に歸り、父母に暇を請ひ來りて、聖約を奉ぜん』と申し、華山寺を立ち去り、又再び來らなかつた。天皇は、始めて道兼に欺かれしことを悟らせたまひ、『朕は計られたり』と仰せられて、潜然として泣かせたまふたとのことである。時に寛和二年六月二十三日にして、御年十九に亘らせたまふた。兼家は道兼を見て、大いこ喜び、『老父幸に此の子ありて多年の志を遂ぐることを得たり』と語つたとのことであるが、その惡計たるや如何にも惡むべきことである。

その後法皇には道心いよく御堅固におはしまし、或は播磨の書寫山に赴かせられて性空上人の教を受けさせられ、或は比叡山に登らせられて廻心戒を受けさせられ、或は名山靈刹を御遍歴あらせられ、特に紀伊國那智山にては三ヶ年間の苦行を積ませたまふた。かくて都に還御あらせられて後は、當寺において自ら密乘を闢かせたまひ、その御灌頂を受けたものも亦尠くなかつた。法皇は又和歌を好ませたまひ、拾遺和歌集はその御撰に成り、また世に弘く行はれる三十三番の巡禮御詠歌も法皇の御撰であると傳へられる。而して法皇には、寛弘五年二月八日、御壽四十一を以て花山院に崩御あらせたまふた。

華山寺は即ち元慶寺のことにして、前述せし如く、僧正遍昭の開基に係り、當時は屈指の巨利なりしなるべく、その住僧等も相當の人物にして、且つ僧位高き者より補せられたるは勿論なるべきも、著者未だ嚴久なる者の傳記を詳かにするを得ず、實に遺憾にたねぬ次第である。

第二十六節 贈皇太后藤原詮子と慈徳寺の草創

慈徳寺は、一に東山寺とも云はれ、華山と號した。一條天皇の御生母東三條院藤原詮子の御願寺として建立あらせられたもので、長保三年閏十二月二十二日、その崩御あらせらるるや、此の寺に於て御法要を執り行はせられた。寺は何時の頃にか廢せられて、その址を止めず、寺址は今の大字北花山の地にあると云はれるが、その所在を詳かにするを得ない。

詮子皇太后は、關白藤原兼家の二女にましまし、關白藤原道長には御姉君に當らせらる。天元元年入内あらせられて、女御とならせられ、同三年六月一條天皇を生ませられた。寛和二年七月一條天皇の御即位あらせらるるや、皇太后宣下あり、正曆二年圓融上皇の崩御あらせらるるや、御出家遊されて、東三條院と申し奉つた。之れ女院號の始め

である。かくて長徳三年には、御病に罹らせたまふたので、一條天皇には大赦の令を天下に下したまひ、皇太后には慈徳寺、解脫寺等を御草創あらせられて、厚く御祈禱を行はせられたが、そのかひあつてか、幾程もなく御平癒あらせられた。されば皇太后には當寺を尊信したまふこと極めて厚く、常に資財を寄せられ、當寺の興隆につとめさせたまふた。

第二十七節

山科郷士の内侍所勤仕

文徳天皇の仁壽以降凡そ後冷泉天皇の御宇に至る約二百年間は、藤原氏極盛の時代にして、攝政・關白・太政大臣等は必らずその家より任ぜられ、歴代の后妃は殆んど藤原氏の出であり、この間宇多天皇を除き奉るのほかは、歴朝すべて藤原氏より出でたる后妃の生み奉るところであつた。

而して藤原氏の隆盛なると共に、山科郷士はその先中臣部に屬するを以て、益々朝廷に接近し奉り、衛門並びに御清所に奉仕し、且つ中宮・女御の入内あらせたまふごとに、必ずその衛士を仰せ付けられ、また勾當内侍に隨從して、世々内侍所に奉仕するに至つた。されば後世に及んでも、入内、立后等の御式を行はせたまふに當つては、必ず山科郷士をして、その式に與らしめたまふを例とせられたのは、我が山科郷民にとつて榮譽この上もなき事柄である。

第二十八節

仁海僧正と隨心院の開創

仁海僧正は宮道彌益の裔と云はれ、一に小野僧正、または雨僧正とも呼ばれた。始め密學を東寺の長者元杲阿闍梨に稟けて博洽の稱があつた。嘗て弘法の道場を求めて諸國を巡錫し、或る日此の小野の里に來つて草庵あるを見て、一夜の雨露を凌ぐべく足を留めた。薄暮の頃、裏山に頻りに鳴聲のするを聴き、不審に思ひて、よく聴くに、己の名を呼んでゐる。尙ほ傾聽するに母の聲である。僧正は、即ち母の或る因縁によりて牛に生れ來れるを覺り、その牛を

求めて同居した。然るに間もなくその牛は死しけるが、前生は母なるを以て、懇ろに之を弔ひ、その皮を剥ぎて、大曼荼羅を描き、此の曼荼羅を本尊として、一字を建立して、牛皮山曼荼羅寺と號した。これ實に後一條天皇の寛仁二年のことであつた。

僧正はこれより盛んに講筵を開き、遠近より業を受けに來るもの多く、後ち成尊、範俊、嚴覺等の諸大徳を経て増俊阿闍梨に至つた。阿闍梨は寺を隨心院と改め、殿舎を増建し、法流の弘通を計りしを以て、遂に東密小野流の大道場となつた。後ち親嚴大僧正は、順徳、後堀河、四條の三天皇の護持僧となり、牛車を賜はり、寛喜元年門跡の宣旨を蒙り、永く御祈願所と定められた。爾來二十八世増護准三后に至るまで、歴世攝家の連枝が入室相承して、王政維新に及んだ。

かくて法燈は大いに輝きしも、承久の兵亂に焼亡し、後ち再興せられしが、再び應仁の兵火に襲はれ、堂塔烏有に歸し、荒廢を極めたが、慶長四年増孝大僧正によつて再建せられた。寺領は六百十二石を有し明治維新に及び、現在は眞言宗小野派の大本山である。

第二十九節

小野三流の發生

小野三流とは、勸修寺流、隨心院流、安祥寺流の三法流を云ひ、勸修寺流は勸修寺より、安祥寺流は安祥寺より、隨心院流は隨心院より出でた。

法流とは宗旨の命脈にして、法門の根本であり、我が宗史上最も重要なことに屬し、寺門が如何に整備すると雖も、その法流が減るときは、宗旨の價値は漸減の領域にありと云はねばならぬ。されば法流については古來より最も云爲の論多く、又それほど甚だしく法流を重んじたのである。我が國眞言宗の開祖弘法大師が久米感見によつて大

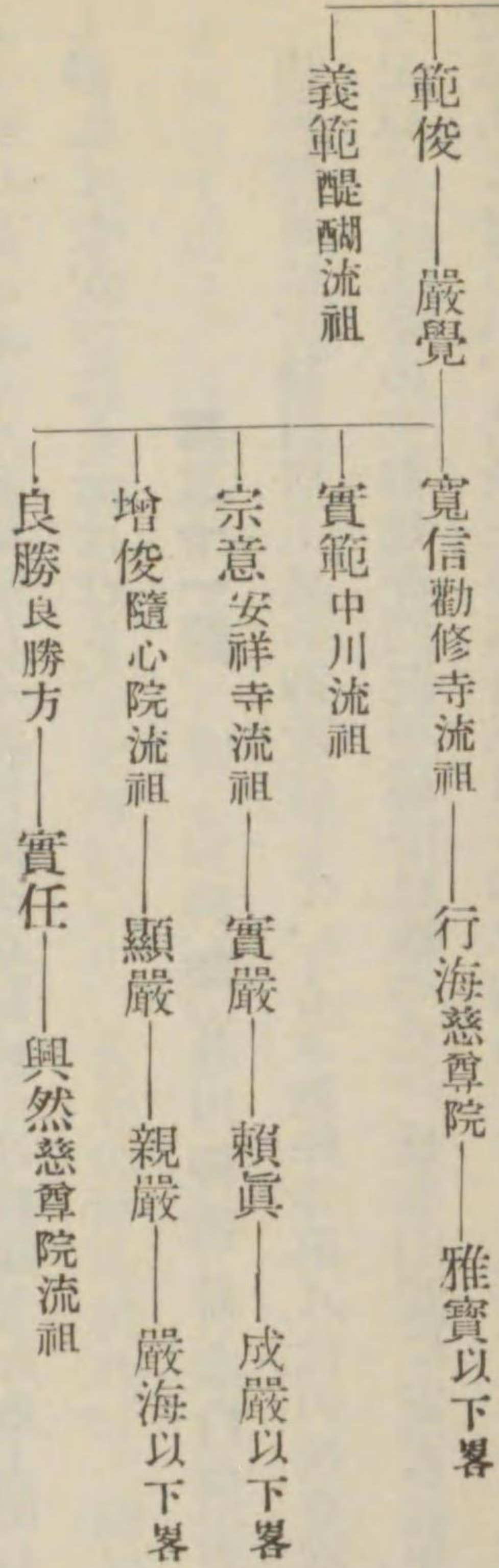
日經を得、既に眞言法門には洞達せられたと雖も、更に入唐求法を冀はれしは、偏へにこの正しき法流を得んが爲めであつた。

大師は立教開宗の後、諸弟子に一味乳水の法を傳へたが、漸次宗派の盛大に赴き、擴大するに従つて、おのづと其の間に分派を生じ、はじめは小野、廣澤の二流に分れ、更に小野六流、廣澤六流の十二流を生じ、遂には七十餘流の多きを數ふるに至つた。しかしながらこれを總括するときは小野、廣澤の二流を出でないのである。

而してこの三流は何れも小野流に屬し、醍醐寺の開基源大師(聖實)を以て開祖とする。五代を経て小野僧正仁海出で、始めて小野流と稱するに至つた。仁海は隨心院の開基にして、諸雨經法を以て顯はれ、門人甚だ多く、小野僧都成尊はその後を繼いで、同じく曼茶羅寺(隨心院)に住した。その高弟に義範、範俊があり、義範は醍醐寺に住し、醍醐流を起し、聖實以來の嫡流と稱した。また範俊は曼茶羅寺に住し、鳥羽僧正と號した。その高弟嚴覺は後に勸修寺に住し、附法の弟子十二人があつた。その内寛信、宗意、増俊の三師尤も令名があり、寛信は嚴覺の後を承けて勸修寺第八代の長吏に補せられて、勸修寺流の祖となり、宗意は安祥寺を中興して安祥寺流を創め、増俊は曼茶羅寺に住して隨心院流を開いた。

爾來この三流は大いに榮え、その法流は勸修寺流は勸修寺に、隨心院流は隨心院に、安祥寺流は高野山の實性院に傳へて今日に及んだ。今左に三流の血脈を示して参考に資することとする。

◎空海弘法大師——眞雅——源仁——益信廣澤流祖
——聖實理源大師——觀賢——淳祐——元杲——仁海小野曼茶羅寺開基——成尊
——小野流祖



第三十節 保元、平治亂と山科郷士

鳥羽法皇の皇后美福門院藤原得子には皇子體仁親王を生ませられた。法皇はいたく親王を愛したまひ、御生後三ヶ月にして、立てて皇太子となしたまひ、その三歳にならせたまふや、崇徳天皇に迫らせられて、遂に御位を譲らせたまふた。之を近衛天皇と申し奉る。時に崇徳天皇未だ壯年におはしまし、讓位のことはその御本意にあらせられざるを以て、法皇に對して非常なる御不満をもたせられた。既にして近衛天皇には御崩御あらせたまひしを以て、上皇はその皇子重仁親王を立てて皇位に即かしめんことを欲したまふた。時に攝政藤原忠通の弟に賴長なるものがあつた。才學を恃んで忠通と相善からず、頻りに上皇を輔け奉つた。然るに美福門院は、近衛天皇の御早世を以て上皇の御呪詛に由るものとなし、忠通と謀りて、法皇に勧め奉つて、遂に重仁親王を斥けさせられて、後白河天皇を立てさせたまひ、またその皇子守仁親王を立てて皇太子となしたまふた。ここに於て、上皇は益々憤懣に堪へさせたまはず、法皇の御崩御あらせらるるや、遂に賴長と謀らせたまひて、兵を白河殿に集めさせたまふた。時に賴長の別第が山科の地にありしを以て、保元元年七月十七日、宇治より潜かにその第に入つた。朝廷におかせられては、官兵を要路に派遣



せしめられ、粟田口には平維繁、澁谷口には平實俊等をして之を守らせたまひければ、頼長は間道より京師に入り、程なく、兩軍大いに洛中に戦ひしが、上皇の軍利なく、軍遂に敗れて、頼長は流矢に中りて斃れ、上皇には御落飾あらせられて仁和寺に入らせたまふた。これを世に保元の亂と云ふ。而してこの戦ひには、郷中皆禁中に勤番して、大いに功績があつたと云はれ、郷民はこれを保元の出役と云つてゐる。

而して後白河天皇の御乳母の夫に藤原通憲なるものがあつた。博學宏才にして頗る政務に熟達するを以て、深く天皇の御信任を得た。保元の亂に大いに盡すところがあり、亂治りて後は更に樞機に與つた。天皇御位を二條天皇に譲らせたまひ、政を院中に聽し召すや、通憲の権力は日に盛んとなつた。時に上皇の嬖臣に權中納言藤原信頼なる者があり、事を以て深く通憲を怨んだ。又源義朝はその位階の平清盛の下に在るを以て意平かならず、且つその女の事によりて深く通憲を怨み、二人は遂に相結びて謀るところがあつた。平治元年清盛が熊野に詣でし隙に乗じて兵を擧げ、上皇を三條殿に幽し、且つ天皇を黒戸御所に遷し奉り、又人をして通憲を殺さしめた。清盛はその變を聞きて途より歸り、天皇を六波羅の第に迎へ奉り、その子重盛と共に攻めて義朝を破り、信頼を斬つた。世にこれを平治の亂と云ふ。此の役にも亦山科郷士は小番の衛士を勤め、功績顯著なるものがあり、大いに面目を施し、感賞に預かりたる者も尠なくなつたと云はれる。

第三十一節

山科離宮の御造營と白河寺の開創

山科離宮は、後白河上皇の御所にして、もと勸修寺第八代の長吏雅實大僧都の領するところであつたが、飛泉ありしを以て、上皇の女御建春門院平磁子に奉つた。建春門院は安元二年七月薨ぜられたので、上皇はこの地に離宮を御造營あらせられ、治承三年六月三日に御移御あらせられた。然るに翌四年五月二十三日兵燹に罹り焼亡した。實に惜

しむべき限りである。山槐記に

『治承四年五月二十三日甲戌の尅山科焼じす。下人の云。法皇御所云々。園城寺より之を焼く。武士等寺に向ふ時

彼所に於て陣を調ふ。依て之を焼く。云々』

と見て居る。山法師の天朝に對してのこの暴虐、實に言語同斷の所爲と云はなければならぬ。

その離宮の址は今詳かにするを得ないが、古老の言に依れば、御所の杜大宅と大塚の間に在つたと云はれ、又大宅の氏神の山を御所の山と呼んでゐるのを見れば、ここがその舊址ではないかと云はれてゐる。兎に角、大宅の小字に、廣御所、唐門、中ノ御所、澤野井、林殿、御所田、御所山等の稱が残つて居るのを見れば、此の附近の地に在りしことは事實であらう。

また白河寺は、大字東野に在りし寺にして、往古は別時寺とも稱した。後白河天皇の勅願寺にして、その御開創に係り、天皇御宸筆の御影を安んじ奉るを以て、一に後白河院御影堂と稱せられた。天皇の淨業念持の御執行を勤めさせたまふや郷士等は常に扈從し奉つたと云はれてゐる。弘安、文和、應仁、の頃に、屢々御修理の御供料、並びに知行所の綸旨を賜はつたことが、文龜二年の『山科家雜掌言上文書』に見えてゐるが、その後に至つて大いに衰微し、さしもの名利も、明治七年には遂に廢寺となり、北花山の花山寺に合併せられた。その寺址は今に存してゐる。

第三十二節

福原遷都と山科郷士の供奉

平清盛は保元、平治の亂を経て大いに勢力を得、藤原氏の掣に倣ひて、その女徳子を宮中に納れて、中宮となし奉り、以て皇家の外戚となつた。この時に當り、清盛の子重盛、宗盛は左右の大將となり、その他一門の朝官たるもの六十餘人、その采邑は三十餘國に跨り、莊園の數五百餘箇所に及んだ。

清盛はつねに南都、北嶺の僧兵が京都を騒がすのを憂ひ、都を遷して之を避けんと欲し、安徳天皇の御受禪の年、即ち治承四年六月二日、専恣にも遂に天皇を奉じて都を己の別墅の地攝津の福原に遷し奉つた。然るに福原の地はその區域狹隘にして、帝都の地にあらず、且つ公卿その他の不便をいふものが尠くなかつたので、十一月二十三日に至つて、俄かに舊都へ御還幸あらせらるることとなつた。

而してこの福原御遷都に際しては、小番勤仕の郷士等は、何れも新都に扈從して奉仕し、又清盛暴虐にも後白河法皇を新都の牢御所に押込め奉つた際にも、特に法皇の山科に御縁由深くおはしました關係上、専ら郷士をしてその側近に奉仕せしめたまひしと傳へられ、又法皇の延暦寺御幸の際にも、その御警固の任に當つたと傳へられる。

第三十三節

實嚴阿闍梨平家追討の法を修する事

治承五年七月八日、安祥寺の實嚴阿闍梨は、後白河法皇の御願によりて、小栗栖法琳寺の太元堂に於て、平家追討、天下靜謐のために臨時太元法を修した。實嚴は、智行兼備の法將たるのみならず、小野範俊の嫡傳たる太元與立劍輪印の秘事相承者にして、天下知法の大阿闍梨として、太元別當職に補せられたのである。

以來壽永三年正月に至る四箇年の間、この太元秘法を勤修せしが、法驗掲焉にして壽永二年七月には平家の西國落ち、同三年正月には木曾義仲の敗滅、尋て同四年三月には遂に平家滅亡のことがあり、何れもその法力の然らしむるところであると傳へられる。源賴朝は、弟義經を使として、この靈驗を賞し、西岩藏寺の別當に補した。源平盛衰記『實源太元法事』（源は嚴の誤）の條に

『又安祥寺の實源阿闍梨、朝敵追討の仰せ承つて、太元法行つて御卷數を進らす。御披見ある處に、専ら平家滅亡の由注進あり、淺ましと云ふ許りなし、仔細をめし問はれければ、實嚴申して曰く、「朝敵調伏の旨宣下せらる。

名字なき間、債當世の體を見るに、南都園城佛法の破滅、東山北陸士卒の合戰、一天四海の大疾、人民百姓の餓死、君主臣公の御歎き、神事佛事の顛倒、併しながら平家悪行の積りと見ゆ、仍つて平家調伏の祈誓を致す」と申したり。他家の人々はけにもと思ひけれども、平家はこれを聞きて大いに憤り、獄定が流罪かと沙汰ありけれども、大小事の急激に打紛れて止みたり。云々』

と見てをる。以て當時に於ける世相の一般を知ることが出來やう。爾來安祥寺の歴代は何れも朝廷の崇敬を受けて太元別當の職に補せられ、この秘法に勤仕した。

第三十四節

法然上人と光照寺

淨土宗の開祖法然上人（圓光大師）は、嘗て源平の戰亂を避けて、當郷日岡なる光照寺に來り住したことがある。その年代または當時在住時代の事蹟等は詳かにするを得ないが、寺を去るに臨みて、己れの在住せしことを後世に示さんが爲めに、自身の木像を彫刻して、當寺に残し置いたと傳へられ、即ち現存の木像がそれであると云はれる。

寺はその後廢滅に歸せしを、後世に至つて僧觀譽閑月なるもの、上人の舊蹟なるを慕ひて、堂宇再建して住し中興開山と稱した。今は京都の金戒光明寺末に屬する。

第四章 鎌倉時代篇

第一節

鎌倉開府と山科郷

後鳥羽天皇の文治元年平氏西海に亡び、源賴朝府を鎌倉に開きて、武家政治の端を發した。賴朝は大いに心を政治に用ひ、侍所を置き、和田義盛を以てその別當となし、軍事、警察の事を掌らしめ、又政務に熟達せるの士大江廣元、

中原親能、三善康信を京師より召し、公文所を興して、廣元をその別當となし、問註所を設けて康信をその執事とした。一は庶務を調理し、一は獄訟を斷決した。ここに於て東國の士民皆歸服し、賴朝を尊んで鎌倉殿と呼んだ。賴朝は乃ち彼等を撫して家人となし、その領邑を安堵せしめた。後ち賴朝征夷大將軍に任ぜられてより、その府を稱して幕府と云つた。

ここに至つて幕府の組織は略々整頓を見るに至りしも、これ只關東に於ける源家の勢力の派及せる範圍内の行政中心たるに過ぎずして、未だ以て天下を制するの覇府とはならかつた。賴朝はここに見るところがあつて、廣元の議を用ひ、源義經、源行家の逃竄を機とし、後白河法皇に奏して、諸國に守護を置き、莊園に地頭を置き、自から總地頭となり、所在に就きて暴徒及び平氏の殘黨を逮捕せんことを請ふた。又諸國の公田、莊園を論ぜず、段毎に米五升を科して兵糧に充てんことを申請した。朝廷に於かせられては遂に之を許可せられた。この時に當り、國司は已に遙授の官となり、その人多くは任に赴かずして、目代を國廳に留守せしめ、以て事を執らしめた。而してその所管の地は莊園の増加せし以來、甚だしく狭小となり、公私の土地は全國に錯在し、その關係は頗る複雑を極め、一途の命令を以てしては到底統轄すること能はざるに至つた。然るに守護地頭の新設せらるるや、賴朝はその功臣を以て之に任せしため、實權は皆その手に移り、從來の國守及び領家は大いに勢力を失ひ、加ふるに賴朝自から總地頭となりければ、終に坐して天下を制するに至つた。ここに於て政兵の權全く鎌倉に移り、明治中興に至るまで、武斷政治の一大時期を形成するに至つた。

ここに於て朝廷の勢力は殆んど失墜し、我が山科は重大なる影響を受くるに至つたが、禁裏御料の地なるを以て、幕府に於ても特別の取扱ひをなし、郷内に於て武士の甲乙亂暴を禁じ、また陣詰夫役等を免除し、且つ守護不入の地

と定められた。

第二節 興正寺（佛光寺）の創建

眞宗の開祖親鸞上人は承元元年流刑に處せられ、建暦元年十一月勅免を蒙むつて、同二年八月京師に歸るや、その高足源海は大いに喜び、眞宗弘通の根本道場の開創を懇請して、その許しを得て、自ら工事を督し、同年九月に當郷西野の里に堂宇の建立を企て、建保二年十一月に至つて落成した。

これより先、上人はその工事の未だ竣らざるに、東北化導の途に就き、本寺の爲めに等身の像を刻みて留めた。尋で同じく高足眞佛を上洛せしめて、伽藍成就の事を朝廷に奏達せしところ、同六年順徳天皇は勅せられて、興隆正法寺の號を賜ふた。依つて略して興正寺と稱した。眞佛は乃ち師命によつて上人を開山となし。自らは第二世を繼いだ。

貞永元年眞佛の高田專修寺第二世となるや、源海は更にその後を承けて當寺の第三世となつた。その後了海、誓海、明光等相繼いで法燈を傳へ、元應二年第七世了源の時に、寺基を洛東竹中庄澁谷の地に移した。

後に足利尊氏は廣潤なる境地を寄せ、且つ大いに堂塔の建立を扶け、その落成するに及んで祈願所となした。されば宗風大いに振い、後世了源を推して中興と稱するに至つた。嘉暦二年五月後醍醐天皇にはその奉安するところの本尊が光を放つて、鳳闕を照すの瑞夢を感ぜさせたまふたので、勅せられて、寺號を佛光寺と改めさせたまふた。後土御門天皇の御宇に至つて、門跡の綸旨を賜はり、天正十四年第十六世經範の時、寺基を今の地五條坊門高倉の地に移した。いまは眞宗佛光寺派の本山である。

第三節 承久亂と山科郷士

後鳥羽上皇は常に幕府の專横を憤らせたまひ、機に乗じて之を討滅せんとするの御意志をもたせたまふた。偶々鎌

倉の家人仁科盛遠の子を擢んで西面の武士と爲したまひしが、執權北條義時はこれを悦ばず、屢々院宣に背いた。ここに於て上皇は大いに怒らせたまひ、遂に意を決せられて、鎌倉幕府征討の師を擧げさせたまふた。乃ち先づ京師の守護を誅せられ、義時以下の官爵を奪はせられ、院宣を天下に下して之を討たしめたまふた。義時はこれを聞き、その子泰時、弟時房等をして、即時兵を率ゐて發せしめた。沿道の兵來りて隨ふもの雲霞の如く、その兵總て十九万余と稱せられた。上皇は即ち藤原秀康、三浦胤義をして、兵一萬七千餘人を率ゐしめ、尾張・美濃の間に防がしめたまひしが、官軍は大いに破れて、退いて宇治、勢多を守つた。泰時等は追撃して之を破り、遂に京師に入つた。ここに於て上皇は遽かに院宣を下させたまひて、義時等の官爵を復せしめ、且つ追討の院宣を還さしめたまふた。また泰時等に諭されて、今回の擧は全く宸衷より出でさせられたものにあらざることを辯じさせられ、その事に與りし公卿六人を指定したまひしを以て、泰時は之を捕へて斬流に處し、また仲恭天皇を廢して、後堀河天皇を立て奉つた。而して後鳥羽上皇を隱岐に、土御門上皇を土佐に、順徳上皇を佐渡に遷し奉り、その他二親王をも流し奉つた。これ實に承久三年六月の事にして、世呼んで承久の亂と云ふ。人臣にして皇命に抗し、兵威を藉りて、天子を廢立し奉り、上皇・皇子を移すの兇暴を取てするに至りしは、建國以來未曾有の大變にして、我が歴史上に、永く至大の汚點を殘せしことは、實に痛歎に堪わざるところである。

而してこの亂の起るや、當郷の士には宇治の切所を防備すべき旨仰せ渡されしを以て、直ちに出陣し、大いに奮闘賊軍に當りしも、衆寡遂に敵することを得ず、退却するの已むなきに至りしが、敵兵は更に追撃して郷内に侵入し、亂暴狼籍を働くに及び、郷内一致してこれに當り、遂に之を退散せしめたと云はれる。

争亂既に平定するや、義時は泰時、時房を京師に留めて、近畿及び西國の鎮撫に従事せしめた。即ち六波羅探題が

これである。然れども我が郷士の禁裏小番を奉仕することは依然として舊の如くであつた。

第四節 元弘の亂と山科郷士の忠節

文保二年花園天皇には御位を尊治親王に譲らせたまふた。之を後醍醐天皇と申し奉る。天皇は天資英邁におはしまし、夙に王室の衰頹せるを慨かせたまひ、北條氏を滅ぼして朝權を回復せられんことを謀らせたまふた。嘉暦元年皇太子邦良親王薨去あらせられしを以て、天皇には諸皇子の御中より皇太子を撰ばせたまはんことを欲したまひしが、幕府ではこれに従はず、後伏見天皇の皇子量仁親王を立てて皇太子となし奉つた。ここに於て天皇には御討幕の念愈々募らせたまひ、當時の武人は尙ほ心を幕府に屬し、その力の憑むに足らざるを以て、更に僧兵の力を藉られんことを欲したまひ、第三皇子護良親王をして、薙髮せしめたまひて、延暦寺の座主となされ、以て南都・北嶺の僧徒と結ばせたまふた。執權北條高時はこの事を知り元弘元年二階堂貞藤をして、兵三千を率ゐしめて、京師を犯さしめた。尊雲法親王（護良親王の御事）には早くもこの事を御諜知あらせられ、夜半に及んで急變を奏上あらせられた。時に藤原藤房宿侍しけるが、急ぎ弟季房と共に、天皇に婦人の衣服を着せ奉り、中宮が北山第に行啓あらせたまふとの披露をなし、神器を奉ぜられて奈良に御潛幸あらせられ、尋て笠置に移らせたまふた。

而して天皇には御在所が敵に知れてはならぬと思召され、一方には花山院師賢を比叡山に遣はされて、天皇の忍んでおはす體にもてなし、その防禦を講じさせたまふた、かくて六波羅の兵が三手に分れて攻め來つたのを防ぎしが、やがて僧徒等は眞の天皇におはさざることを知り、皆散じ去つてしまつた。當時山科郷士等の宮中に宿衛せるものは、師賢の供奉を命ぜられて、之に従ひたりしが、その實の現はれるに至り、また尊澄法親王及び師賢等に隨從して笠置に赴き、行在所に供奉し奉つた。賊兵の來つてその行在所を犯し奉るや郷士等は判官代錦織俊政、飛驒守石川義純等

と共に應戦大いに努めしが、衆寡遂に敵することを得ず、郷士等の戦死せるものも亦尠くなかつたと云はれる。然れども今それ等の氏名を明かにするを得ざるは遺憾至極の事と云はねばならぬ。

かくて笠置陥り、天皇には賊兵の手に落ちさせられ、遂に六波羅に幽せられたまひ、新神器を光嚴天皇に譲らせられ、尋て隠岐に御遷幸あらせたまふた。

第五章 南北朝並に室町時代篇

第一節 建武の中興と郷士の奉仕

後醍醐天皇には、隠岐にましまして、機の至るを察したまひ、潜かに侍臣六條忠顯と、行宮を逃れさせられ、伯耆の名族名和長年に據らせたまふた。長年は天皇を奉じて義兵を船上山に擧げ、その兵威は近國に振ふた。天皇は乃ち忠顯を將として京師に入らしめ、六波羅を攻めて之を陥れさせたまふた。而して元弘三年五月には、新田義貞護良親王の御令旨を奉じて義兵を上野に擧げ、進んで鎌倉を攻め、大戦數日に亘り、遂に之を陥れた。時に北條高時以下、一門二百八十餘人は皆自盡し、北條氏はここに亡び、幕府また百四十九年を以て終焉を告げた。

元弘三年五月、天皇には京師既に平ぐを以て、船上山を發せられて、京都に向はせたまふた。楠正成、足利高氏、赤松則村等は、天皇を迎へ奉つて京師に入つた。而して重祚の儀を用ひたまはず、巡狩還宮の儀を用ひさせられ、光嚴天皇を廢せられて、正慶の年號を停めさせられ、尋て賊徒の領地を沒收あらせたまふた。ここに於て公武全く統一し、大いに中興の政を布かせたまふた。乃ち關白職を廢せられて、記録所を置かせられ、天皇御親臨あらせられて、萬機を御裁決あらせたまふた。これを世に建武の中興と云ふ。而して山科郷士の内笠置行在所に奉仕せしものは、そ

の船上山におはするを聞くや、赴きて天皇に供奉し、御還幸の際は、専ら御警衛のことを承はり、中興の業成るに及んでは、また先例に倣はせられて、禁裏御所の宿衛及び禁裏小番の衛士等を仰付られ、且つ内侍所、御清所等への奉仕をも命じたまふた。

第二節 南北兩朝に對する郷士の奉仕

建武中興の業既に興りしも、數年ならずして亦足利尊氏の叛するところとなり、延元元年には新田義貞、楠正成等は尊氏の軍と兵庫の湊川に戦ひて敗れ、正成は之に死し、義貞は僅かに身を以て逃れた。

後醍醐天皇には再び叡山に御遷幸あらせられ、尊氏は進んで京師に入り、兵を遣はして行宮を犯さしめた。かくして八月には、尊氏は後伏見天皇の皇子豊仁親王を擁立し奉り、その勅を奉じて非望を逞ふし、以て賊名を避けんことを謀つた。之を光明天皇と申し奉る。

延元三年十月尊氏伴りて降を乞ひ、車駕御還京あらせられんことを請ひ奉つた。天皇には亦かりに之を許させたまひ、間に乘じて地方を御經營あらせられんことを企てられ、義貞をして皇太子恒良親王を奉ぜしめて北陸道に赴かしめ、御再舉を謀らしめたまふた。

かくて天皇の御還幸あらせらるるや、尊氏は天皇を花山院に幽し奉り、神器を光明天皇に傳へたまはんことを請ひ奉つた。天皇には乃ち偽器を作らせたまひ、之を授けたまふた。時に地方勤王の兵や、振ひしを以て、北畠親房竊かにこの旨を奏上せしが、天皇には神器を擁せられて、大和の吉野に御潜幸あらせたまふた。

天皇は乃ち此の地に行宮を營ませたまひ、以て大いに恢復を謀らせたまふた。これより大覺寺統は吉野にあり、持明院統は京都にありて、一を南朝と云ひ、一を北朝と稱した。承久以來官軍に屬せし諸國の豪族は南朝に應じ、當時

之を官方と呼んだ。また鎌倉の家人たりしものは多く北朝に屬し、武家方と呼び、爾來兩派全國至る所に相争ひ、後小松天皇の明德三年（南朝元中九年）南北合一に至る五十七年の間、兩朝の兵革は熄む時がなかつた。

而して延元元年十二月天皇の吉野に御潜幸あらせたまふに方りて、當郷の士數十名は龍駕に扈從し奉つて、吉野の朝に供奉せしが、それ等は何れもその終るところを明かにせずと云はれる。恐らくは子孫世々南朝に仕へ、その合一後と雖も歸郷するを欲せず、諸國に流浪せしものと思はれる。また一方當郷は北朝の御料の地となりて、禁裏御所の宿衛、内侍所、御清所への勤仕は、先例によつて當郷の士に仰付られた。

第三節 大般若經御下賜の事

後小松天皇の應永三年、山科郷の地は往昔より禁裏の御料所にして、代々御由緒の深き地なるを以て、茲に寶祚長遠、五穀成就の御祈禱を申上げ奉るべき旨を仰せ渡され、大般若經六百卷及び大般若十六善神山科五穀成就本尊を御下賜あらせたまふた。即ち當郷に於ては之を野村（今の大字東野）の三之宮の御寶藏に納め奉り、爾來年々正月、五月、九月の月に、郷中の村順に従ひて、郷士の家に於て之を輪讀するを恒例とした。而して正月八日を以て御祈禱の卷數を献上して、年々下行米四石五斗宛を下賜せられた。

この御經典は郷中の最も尊重するところのものにして、内三卷は後小松天皇の御宸筆と傳へられ、その餘は當時の親王、公卿、門跡、官女方の書寫に成るものである。

その後、後水尾天皇の元和三年に、三之宮社の神宮寺として、妙智院が開創せられるに及んで、その守護するところとなり、これより大般若經輪讀の際には、その本山たる京都智積院並に當院の僧を延いて修行することとなつた。而して明治維新の際神佛混淆の禁にあひて、廢寺となるや、この事も行はれずなり、その經卷は今當町役場に保管せ

られつつある。

元和年間に、三之宮並に妙智院に傳へられた奉書は左の如くである。

禁裡御料所之内城州山科郷三宮社再興並於社内造立智積院末寺一字神妙思食所候也境内竹木之事御赦免候訖當宮社役修理等永代無退轉候様堅可令下知給候也

元和三年十一月十一日

三條西 花 押
廣 橋 花 押

板倉 伊賀守 殿

宜奉祈天下泰平國土安全仍速ニ以狀

元和九年三月十六日

賢 秀 上 人 御 坊

右 小 辨 花 押

これより先、經卷五卷を燒失したが、その中に後小松天皇の御宸筆三卷が含まれてゐたと傳へられる。然るにその後文政七年に至つて、有栖川中務卿宮留仁親王、梶井座主宮承眞法親王、仁和寺總法務一品宮濟仁法親王、智恩院宮尊超法親王の御兄弟がこれを補寫したまひて、各々卷尾に跋を賜ふた。何れも有栖川宮織仁親王の王子におはせられる。その卷の第四百二十三の終には

大般若經六百卷者依後小松院勅願所被附之今也欠五卷矣於是令兄弟補寫一卷愚亦豫焉謹繕書之祈
祥福者也

文政七年九月

中書王 詔仁親王

と記され、また第五百七十六卷及び第五百七十八卷の末尾には、

大般若經六百卷者依後小松院勅願所被附之今也欠五卷矣於是令兄弟各補寫一卷愚亦豫焉謹書二卷以應彼請也

文政七年九月

一品親王 濟仁謹書

とあり、また第五百七十二卷の終には

大般若經六百卷者依後小松院勅願所被附之今也欠五卷矣於是令兄弟各補寫一卷愚亦豫焉謹書之祈令法久住者也

文政七年九月

天台座主 承眞謹書

と記され、また第五百七十四卷の末尾には

大般若經六百卷者依後小松院勅願所被附之今也欠五卷矣於是令兄弟各補寫一卷愚亦豫焉謹書之祈令法久住者也

文政七年九月

尊超謹書

と記されてある。

◎ 附 記

後小松天皇は後圓融天皇の皇長子にましまし、北朝の永徳二年四月に立ちて皇太子とならせられ、尋て禪を受けさせられて北朝第五代とならせたまふた。明德三年閏十月に至つて、南北兩朝の合一が成つて、神器を後龜山天皇より受けさせられ、第百代の大統を繼がせたまふた。而して應永十九年八月に御位を稱光天皇に譲ら

せたまひ、永享五年十月御壽五十七を以て崩御あらせられた。天皇は皇位に在らせられること三十年の久しきに亘り、大いに佛法に御歸依あらせられ、院に入らせられて後は、常に淨土の法文などを聞き召され、或る時法話の序に、嵯峨の奥に往生院と申す寺の有りつる由を語るものありければ

みな人の行きて生るるやどりこそ

浮世の嵯峨の西にありけれ

との御歌を詠じさせたまふた。その御宸筆の大般若經を當郷に下賜あらせられて、寶祚長遠、五穀成就を祈らせたまひしことは、實に畏き極みで、當郷にとつては榮譽の上もなきことと云はねばならぬ。然るに後世に及んでその御宸筆三卷を焼失したことは、實に申譯なき次第で、かへすがへすも残念の事に屬する。

第四節

應仁亂と山科郷

後小松天皇より稱光天皇、後花園天皇の御宇を経て、後土御門天皇の文正年間に至るまでは、天下は時に亂るることありと雖も、當御料所内には事なく、たゞ四方の紛擾に際するを以て、宮中の宿衛が従前に比して頻繁に行はれし位のものであつた。

然るに應仁より以降凡そ十一年の間は、細川、山名の大軍京師に合戦し、洛の内外は殆んどその殲滅するところとなり、兵火は遂に當御料所に延焼して、天智天皇の山階御陵を始め奉り、諸羽神社、日向神社、勸修寺、安祥寺、隨心院、十禪寺、元慶寺等の神社佛閣、及び貴籍の第宅、別墅、民家等悉く烏有に歸し、又歴代の寶器、典籍等は多くこの時に灰燼となり、當郷の大半は荒野に歸するに至つた。

文明九年の冬に至つて東西の兩軍退散し、稍々平穩に歸するに至つたが、前後十一年に亘るこの亂は、我が國二千

有餘年を通じて未だ曾て見ざるところの大亂にして、その兵禍は京洛の内外に偏く、禁裏御所を始め奉り、貴籍公卿の邸宅、名山靈刹悉く兵燹に罹りて、焦土とならざるはなかつた。爾來京師は頽廢を極め、諸將の邸宅は空虚となり、市民は皆離散して、公卿、官吏等は俸祿を受くること能はず、多くは衣食に窮して諸方に流浪し、叙位、任官等の儀より、朝廷の御大禮に至るまで、一として行はれず、天子、將軍の威光は全く地に墜ちて、天下は擧げて豪族の争奪に歸するところとなつた。

然るに我が山科郷の地は、往古より禁裏本御料の地なるが故に、右の如き世相にありてもその德澤を仰ぐことを得、一人として亂臣賊子の逆威に屈從したるものなく、郷中心を一にして専ら公事に盡力したりしを以て、朝廷におかせられては、その忠節を嘉みしたまひて、凡そ文明年間より、元龜、天正頃に涉つて、或は官位に叙任せられ、或は諸役御免等の特典を蒙むつたものが頗る多かつた。それ等の口宣、判物等は、今に傳へられて、家々の榮實とせられてゐる。

第五節

應仁亂後に於ける山科郷士の宮中勤仕

禁中の宿衛は往古より山科郷の奉仕するところであつたが、平安朝の頃よりは、左右の兵衛があり、西面、北面の武士があり、また瀧口の官人等があつて、各々その任に従ひ、その職務を盡して來たが、應仁の亂後は、これ等の官職は全く有名無實となり、宮門の宿衛、御清所の奉仕等は、一に山科郷士の專任するところとなつた。また朝廷の年中公事、諸節會等の物料も、恒式に従ひて貢獻すべきものの外は、殆んど皆その負擔を命ぜられ、所謂棟役なるものも、當時に起つて遂に恒例となるに至つたものであると云はれる。

文明十二年頃の舊記に依るに、その頃は於ては、郷士十二人づゝが日々交代して宮中に勤番し、その宿直に要する

經費、人夫の給料、及び御清所の大小什具等は、皆郷中より之を調達してゐた旨が記されてある。されば現今に及んでも御清所を稱して山科と呼び、またそれ等の什器には悉く『山科』の二字が印されてある。

第六節

蓮如上人と山科本願寺の建立

本願寺の中興蓮如上人は、越前の吉崎より、攝津の富田、河内の出口、和泉の堺、紀伊の鷺森、大和の飯貝等を巡錫して大いに法を布き、その寛正六年に大谷本廟を比叡山の僧徒に焼拂はれてより以來、南船北馬、殆んど寧日なかりしため、未だ本願寺を再興するの機運に至らなかつた。

然るに文明九年十一月、江州金ヶ森の善從が、出口の坊に來つて、山科の野村（今の大字西野）の地こそは本寺造營の敷地として、最上の場所なる旨を述べ、再建あらんことを慫慂した。されば翌年正月には先づその敷地を一覽した。敷地は海老名五郎左衛門信忠の寄進にかかり、針ノ森四五町餘の平地であつた。

而してこの年は大津の近松顯證寺にて越年し、翌文明十一年正月十六日地鎮祭を行ひ、三月土木を起し、四月二十八日に立柱式があり、翌十二年八月には祖師堂が先づ竣工した。されば十一月には顯證寺に安置せられた、祖師親鸞上人の御影を奉じて、祖師堂に安置した。源兵衛の首の傳説は實にこの時に起つたものである。

上人は寛正六年に叡山僧徒の焼打に逢ひ、住みなれし大谷の地を立ち退き、祖像を奉じて大津に移りてより十有六年、その間影像を幼兒に預けて、自身は天さかる鄙の越路にさまやふて、年來狐狼の住みなれし吉崎の山中にかくれ、或は火災、或は焼打に逢ふては、漫々たる海に漂ふこと十餘日、艱難のありたけを盡して、頽齡六十六歳の今日、別れ別れとなつてゐた祖像に再會するを得た喜びはどんなであたらうか、彼の三井寺が祖像を渡さず、首二つの難題を申出でたため、十一月十七日に大會議を開き、十八日堅田の源右衛門が我が子源兵衛の首を提けて、三井寺へ行き、祖